

平成22年9月宮崎県定例県議会

平成21年度決算特別委員会
総務政策分科会会議録

平成22年9月30日～10月1日・4日

場 所 第2委員会室

平成22年 9月30日（木曜日）

広報企画監 津 曲 睦 己
交通・地域安全対策監 柳 田 勇

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第24号 平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

会計管理局

会計管理者 加 藤 裕 彦
会計管理局次長 井 黒 学
会計課長 川 野 直 記

出席委員（7人）

主 査 押 川 修 一 郎
副 主 査 河 野 哲 也
委 員 横 田 照 夫
委 員 松 村 悟 郎
委 員 鳥 飼 謙 二
委 員 前 屋 敷 恵 美
委 員 武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

人事委員会事務局

事務局 長 太 田 英 夫
総務課 長 江 藤 修 一
職員課 長 梅 原 裕 二

監査事務局

事務局 長 洪 谷 弘 二
監査第一課 長 道 久 奉 三
監査第二課 長 山 口 博 久

議会事務局

事務局 長 日 高 勝 弘
事務局次長 岡 崎 吉 博
総務課 長 渡 邊 靖 之
議事課 長 武 田 宗 仁
政策調査課 長 日 高 正 憲

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 山 下 健 次
県民政策部次長 土 持 正 弘
（政策担当）
県民政策部次長 江 上 仁 訓
（県民生活担当）
部参事兼総合政策課長 永 山 英 也
部参事兼秘書広報課長 亀 田 博 昭
統計調査課長 大 野 保 郎
総合交通課長 中 田 哲 朗
中山間・地域政策課長 山 内 武 則
生活・協働・男女参画課長 大 脇 泰 弘
文化文教・国際課長 安 井 伸 二
人権同和対策課長 吉 田 正 彦
情報政策課長 金 丸 裕 一

事務局職員出席者

総務課主幹 馬 場 輝 夫
議事課主査 大 下 香

○押川主査 ただいまから決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、昨日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてであります。主査において、ほかの分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けたいとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

最後に、審査の進め方についてであります。県民政策部のみ、課を5つと4つに分けて2班を編制し、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成21年度決算について部長の説明を求めます。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、平成21年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして、御説明いたします。

1ページでございますが、県民政策部の事業につきまして、新みやざき創造計画の施策の体

系表に沿ってまとめております。表の上のほうに括弧書きで基本目標、施策の基本方向とございますが、私からは、県民政策部が所管する施策の基本方向ごとに、その成果について御説明いたします。

初めに、基本目標、「未来の舞台で輝く人づくり」であります。

安全で安心な魅力ある教育環境づくりといたしまして、高等教育整備促進事業として、コンソーシアムを支援することにより魅力ある高等教育環境づくりを進めるとともに、私立学校振興費補助により、保護者の経済的負担の軽減を初め、私立学校の経営基盤の安定を図ったところであります。

次に、NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進といたしまして、地域福祉等推進特別支援事業等によりNPOやボランティア活動を促進するとともに、NPOと行政との協働の推進を図ったところであります。また、人権意識の高揚と差別意識の解消といたしまして、宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業や、宮崎県人権啓発センター事業等により、人権教育・啓発や同和対策の推進を図ったところであります。

次に、男女共同参画社会づくりの推進といたしまして、男女共同参画地域リーダー人材育成事業や女性のチャレンジ支援事業等により、女性の社会参画の促進と男女平等意識の確立を図ったところであります。

次の文化の振興では、第14回宮崎国際音楽祭の開催やミュージックランドみやざき推進事業、日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業の実施などを通じまして、県民の多様な文化活動の促進に努めたところであります。

次のページをお願いいたします。基本目標は

「くらしの舞台づくり」であります。

まず、地球温暖化防止に貢献する社会づくりといたしまして、メガソーラー全県展開支援事業や太陽光発電システム導入促進事業等により、新エネルギー導入の促進を図ったところであります。

人にやさしいまちづくりでは、アイデアコンクールの実施や講演会の開催等により、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めたところであります。

地域交通ネットワークづくりでは、地方バス路線等運行維持対策事業等により、県民の日常生活に必要な公共交通機関の維持充実に努めたところであります。

次の情報通信環境の整備といたしまして、携帯電話等エリア整備事業等により、高度情報通信環境の整備充実や情報通信格差の是正に取り組んだところであります。

また、安全で安心なまちづくりといたしまして、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化を進めるとともに、交通安全対策の推進につきましては、県民参加促進のための開発事業などにより、交通事故防止に取り組んだところであります。

次の安心できる消費生活の確保といたしましては、消費生活相談員の設置や消費者行政活性化事業などにより、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の未然防止に努めたところであります。

次のページですが、「経済・交流の舞台づくり」でございます。

まず、広域交通ネットワークづくりにつきましては、鉄道活性化対策推進事業や「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業等により、各公共交通機関の利用促進を図るとともに、国

及び関係会社への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持充実に努めたところであります。

観光宮崎の再生につきましては、トロッコ列車活用促進事業により、観光特急「海幸山幸」を活用した日南線の活性化に取り組んだところであります。

また、個性を生かした地域づくりでは、「中山間盛り上げ隊」派遣事業や中山間地域等創造支援事業等により、活力のある地域づくりを推進するとともに、国際化の推進と多文化共生社会づくりとして、外国青年招致事業や多文化共生社会推進事業等により、県民の国際理解の増進と外国人住民に対する支援等を図ったところであります。

次のページをお願いいたします。「その他」でございますが、新みやぎ創造戦略の展開や政策評価の実施により、重要施策の総合企画・総合調整を行ったほか、県民フォーラム等の広聴活動や農林業センサス等の各種統計調査を実施したところであります。

次に、5ページをお願いいたします。平成21年度の県民政策部の決算の状況についてであります。

県民政策部全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせまして、表の一番下の欄でございますが、予算額111億1,539万5,000円、支出済額95億7,662万5,114円、繰越明許分が9億8,964万3,000円、事故繰越分が3億7,420万円、不用額が1億7,492万6,886円となっております。執行率は86.2%でございます。

最後に、35ページをお願いいたします。平成21年度県民政策部に係る監査結果報告書の指摘事項等でございますが、福岡事務所の職員宿舎の管理につきまして、1件の指摘事項がございま

した。

以上、概要について御説明いたしました。詳細につきましては、この後、各課長より説明をいたします。御審査のほど、よろしく願いたします。

私からは以上でございます。

○押川主査 これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課の審査を行います。

平成21年度決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は5課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。総合政策課の平成21年度予算に係る決算状況等について説明をさせていただきます。

お手元の平成21年度決算特別委員会資料5ページでございます。総合政策課は一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございます。

まず、一般会計でございます。総合政策課のところ、予算額9億6,315万3,000円に対しまして、支出済額8億4,078万2,513円で、翌年度繰越額は1億458万3,000円、不用額は1,778万7,487円、執行率は87.3%となっております。なお、翌年度繰越額を含めた執行率は98.2%でございます。

次に、開発事業特別資金特別会計でございます。予算額4,617万9,000円に対しまして、支出済額4,614万3,988円で、不用額は3万5,012円、執行率は99.9%となっております。

次に、青いインデックス「総合政策課」、7ページでございます。当課の決算事項別の明細は7ページから10ページとなっております。このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執

行率が90%未満のものについて説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。(目)計画調査費でございます。不用額が1,670万6,723円で、執行率が26.0%となっております。翌年度繰越額を含めると執行率は89.8%となります。この不用額の主なものは、委託料の1,394万7,001円でありまして、これは、「緑の分権改革」推進事業が国の公募型委託事業であり、国の事業採択により事業費が決定したこと等による執行残でございます。また、負担金・補助及び交付金の88万1,713円の執行残につきましては、大学連携コンソーシアム支援補助金について、事業計画の変更等があったことによる執行残でございます。

10ページをお開きください。開発事業特別資金特別会計であります。(目)運営費でございますが、執行率が50.0%となっております。この不用額の主なものは、宮崎県開発事業特別資金審議会開催に要する委員の報酬及び旅費の執行残によるものであります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、平成21年度の主要施策の成果について説明をさせていただきます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックス「総合政策課」、9ページでございます。まず、安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてであります。中ほどの表の施策推進のための主な事業及び実績、さらにその下の施策の成果等にありますように、県内11の高等教育機関で構成される高等教育コンソーシアム宮崎が実施いたします単位互換や地域学生就職活動支援事業、インターンシップ等の取り組みについて支援を行ったところでございます。今後とも、県内高等教育機関の連携支援を行うことによりまして、魅力ある高等教育環境づく

りや高等教育機関の有する知的資源の活用による地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、10ページでございます。地球温暖化防止に貢献する社会づくりであります。主な事業及び実績としては、メガソーラー全県展開支援事業により、実証事業の支援を行っております。

その下の太陽光発電システム導入促進事業における県庁舎のパネルや、「緑の分権改革」推進事業については、繰り越しとなっております。11ページをごらんください。施策の成果等にありますように、メガソーラーについて3件が国の補助事業に採択されたことのほか、太陽光発電を電気自動車に活用する取り組みとして、日産自動車との連携協定を締結したところでございます。

12ページでございます。人にやさしいまちづくりであります。県では、平成20年3月にユニバーサルデザイン推進指針を策定しておりますが、県内における認知度、理解度を高めるために、県内の小中学生を対象にしたアイデアコンクールを実施し、また、行政職員向けの講演会を開催いたしました。このアイデアコンクールには、県内21校から892点の応募があり、優秀作に対しては知事表彰を行ったところであります。今後とも、こうした取り組みによりまして、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

13ページでございます。県境を越えた交流・連携の推進についてであります。施策推進のための主な事業及び実績、施策の成果等にありますように、九州地方知事会議等におきまして、官民が一体となって九州独自の発展戦略や具体的な施策の検討、推進を行っているところであり、今後とも、これらの会議を活用しながら、

九州各県との連携を深め、県境を越えた広域的な取り組みを推進していく必要があると考えております。

14ページでございます。重要施策の総合企画と総合調整でございます。施策推進のための主な事業及び実績にございますように、県の総合計画において重点施策として掲げます新みやぎ創造戦略を、庁内連携のもと、強力に推進していくための新みやぎ創造戦略推進本部を開催いたしますとともに、戦略推進のための調査等を行ったところであります。また、創造戦略の推進状況について客観的な評価・分析を行うため、新みやぎ創造戦略評価委員会による外部評価を実施いたしました。

ほかにも現在策定中の新たな総合計画の基礎となるデータを分析・収集するための本県の現状及び将来推計に関する調査や、本県の未来像に関するアンケートを行いました。

なお、21年度の取り組みを対象として実施いたしました政策評価の結果につきまして、353ページから360ページに記載いたしております。これは、先日の常任委員会での説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後になりますが、監査における指摘事項についてでございます。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、35ページ、36ページでございます。平成21年度の監査におきまして指摘事項が1件、注意事項が2件ございました。いずれも福岡事務所でございます。指摘事項は、職員宿舎として借り受けている宿舎の借り受け及び職員への貸し付けについて、公有財産取扱規則等に沿った手続が行われていなかったものであります。具体

的には、不動産を借り受けようとするときには、あらかじめ総務部長に協議をしなければならなかったものを行っていなかった。また、職員に対して貸し付けを行う場合には、職員から入居申請書を徴し、入居を決定した後、承認通知書を交付しなければならなかったものを、その手続を行っていなかったというものでございます。注意事項は36ページでございますが、委託業務において、財務規則で定められた見積書を徴していなかったものと、郵便切手の出納管理において、出納簿の出納員の印鑑等が漏れていたものであります。

これらに対する改善につきましては、公有財産取扱規則等に沿った手続を行い、またチェック体制を強化するなどし、今後このようなことがないように適正な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。

○亀田秘書広報課長 それでは、秘書広報課の平成21年度決算の概要について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。秘書広報課のところでございますが、当課の一般会計の決算は、予算額4億1,251万5,000円に対しまして、支出済額が4億1,053万4,711円で、不用額は198万289円、執行率は99.5%となっております。

次に、青いインデックス「秘書広報課」のところ、11ページをお願いいたします。当課の決算事項別の明細は11ページと12ページの2ページにわたっておりますが、目の不用額が100万円以上のもの、あるいは執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の青いイン

デックス「秘書広報課」のところ、16ページをお願いいたします。情報通信環境の整備についてでございます。主な事業及び実績の表にありますように、広報活動の主な実績内容といたしまして、まず、印刷広報事業といたしまして、県の広報誌であります「県広報みやざき」を年間6回発行いたしました。新聞広報事業といたしまして、県政のお知らせを掲載した「県政けいじばん」というものを年24回発行いたしました。さらに、テレビ・ラジオ放送事業といたしまして、その下に4つ書いてありますが、テレビ2局、ラジオ2局によります県政番組の製作・放送を行い、さらには県ホームページでのさまざまな情報発信を行ったところでございます。こうした各種広報媒体を活用した取り組みによりまして、広く県民の皆様へ県政情報の提供を行うことができたのではないかと考えておりまして、今後とも、県民の皆様の県政に対する理解を促進するために、積極的に広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、17ページの県民本位の県政の推進についてでございます。主な事業及び実績の表にありますように、広聴活動の主な実績内容といたしまして、1つ目には県民総ブレイン事業、これは、その下の3つの事業を内容としておりますけれども、県民フォーラムを9回、県民ブレイン座談会を年間10回実施いたしました。知事が県民の皆様から直接意見をお聞きしたり、あわせて意見交換を行ったところでございます。さらには、出前講座ですが、県民の皆様の要請に応じまして、県職員が県の取り組む施策や事業等の説明、意見交換を行うというものでございますが、これを年間52回実施いたしました。また、県民の声事業といたしまして、電話やメールなどの方法で4,229件の御意見をいただいたと

ころでございます。こうした取り組みによりまして、県民の皆様のさまざまな御意見に耳を傾け、それを県政に反映するように努めたところでございまして、今後とも、広聴事業の充実を図っていかなければいけないと考えております。

主要施策の成果については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 それでは、統計調査課の決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお開きください。統計調査課のところでございます。予算額4億6,017万円に対しまして、支出済額4億4,828万2,683円で、不用額1,188万7,317円となっております。執行率97.4%であります。なお、翌年度への繰り越しはありません。

まず、執行残が100万円を超えるものでございますが、14ページをお開きください。(目)委託統計費の1,089万5,520円であります。執行残の主なものでございますが、節の負担金・補助及び交付金の769万3,208円であります。これは、市町村を經由して行う統計調査に係る市町村交付金でありまして、本年2月に行いました農林業センサスに係る交付金が主なものであります。この調査は2月以降に実際に調査しましたが、対象数が交付算定基礎とした前回調査結果の数より約5,000件下回ったことや、経費を節減したことによりまして不要となった交付金を市町村が県に返還した結果、執行残となったものでございます。この市町村交付金のほかには、節の需用費76万7,409円、旅費51万7,934円などがありまして、いずれも、経費節減により執行残となったものであります。

次に、執行率が90%を下回るものであります

が、次の15ページをごらんください。(目)県統計費であります。予算額243万8,000円に対し支出済額216万3,596円、不用額27万4,404円となり、執行率が88.7%となったものです。この執行残の主なものは、節の旅費14万9,971円、備品購入費5万円であり、いずれも経費節減により執行残となったものであります。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

主要施策の成果に関する報告書の18ページをお開きください。各種統計調査の実施でございますが、施策の目標として、各種の行政施策の実施や計画策定に必要となります基礎資料を得るため行っております。施策推進のための主な事業、実績でございますが、表に3つ掲げております。まず、1つ目の経済センサス基礎調査ですが、この調査は、総務省の基幹統計として平成24年に予定されております本格的な調査となる活動調査を行いますため、その準備として必要な基礎となる調査を行ったものであります。主な実績内容にお示ししておりますが、昨年7月1日を調査日としまして、本県では約5万8,000事業所を対象に実施しております。この調査により、事業所・企業の産業、従業員規模などの基本構造を明らかにすることにしております。

次に、農林業センサスですが、この調査は、農林水産省の基幹統計として5年周期で実施されるものであります。本年の2月1日を調査日として、本県では約7万7,000件を対象に実施いたしました。この調査により、農林業の生産構造、就業構造やその背景を明らかにすることとしております。

次に、全国消費実態調査ですが、この調査は、総務省の基幹統計として5年周期で実施されて

おります。昨年9月から11月の間におきまして、本県では、総務省が抽出した791世帯を対象に実施しております。この調査によりまして、全国及び地域別の世帯の所得、消費及び資産の水準や構造を明らかにすることとしております。

以上のような各種調査を通しまして、施策の成果等にお示ししておりますように、行政施策企画立案等に必要な基礎資料が得られたというふうに考えております。今後は、引き続き、円滑な調査の実施や調査の精度の向上に取り組みますとともに、調査結果の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果に関しましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

統計調査課は以上であります。

○中田総合交通課長 それでは、総合交通課の平成21年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成21年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。総合交通課は一般会計のみであります。総合交通課の欄をごらんください。予算額6億4,948万5,000円に対しまして、支出済額は6億3,390万7,121円で、不用額は1,557万7,879円、執行率は97.6%となっております。

次に、青いインデックス「総合交通課」の17ページをお願いします。決算事項別の明細であります。目の不用額が100万円以上のものは、計画調査費の不用額1,557万3,757円です。そのうち主なものは、節の負担金・補助及び交付金で、不用額は1,502万3,874円です。その主な理由としましては、宮崎県物流効率化支援事業における補助事業者の実績が計画を下

回ったこと、また、9月補正予算にて行いました内航フェリー運航緊急対策支援事業において、補助事業者の実績が計画を下回ったことなどによるものであります。

なお、執行率が90%未満のものは該当ありません。

決算事項別の説明は以上であります。

続きまして、平成21年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックス「総合交通課」の19ページをお開きください。まず、2) 地域交通ネットワークづくりについてであります。主な事業の地方バス路線等運行維持対策によりまして、広域的・幹線的なバス路線であります生活交通路線の維持のため、バス事業者に対して運行費補助や車両購入費補助を行いますとともに、バス路線廃止後に代替バスなどを運行する市町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところでございます。また、地域バス再編支援によりまして、コミュニティバスなど地域の実情に応じたより効率的な交通システムへの再編を図る市町村に対し、運行費補助を行ったところであります。この事業によりまして、平成21年度までに11市町村がコミュニティバスの運行を開始しております。今後は、バス事業者の運行する路線と地域が一体となった交通システムとの効果的な連携を促すことによりまして、将来にわたって持続可能な地域交通ネットワークの構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、20ページをお開きください。1) 広域交通ネットワークづくりについてであります。主な事業の鉄道活性化対策推進によりまして、日豊本線を初めとする県内鉄道の充実整備や利便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整

備促進期成同盟会などと連携を図りながら、国やJR九州に対しまして、機会あるごとに陳情・要望活動を行った結果、日南線観光特急「海幸山幸」が運行開始されるなど、一定の成果が得られたところであります。日豊本線の高速化や車両の更新につきましては、今後とも、利用促進を図りながら、粘り強く要望活動を継続していく必要があると考えております。

次に、宮崎県物流効率化支援によりまして、トラック輸送から海上または鉄道輸送にシフトする貨物等に対して助成を行い、モーダルシフトの推進を図るなど、物流の効率化への取り組みを進めたところであります。なお、平成20年7月に知事を本部長として設置いたしました宮崎県物流対策推進本部におきましては、本年2月に開催しました本部会議で各産業別の課題と対応策について取りまとめを行い、引き続き、部局横断的に物流対策に取り組んでいくこととしたところであります。

次に、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化によりまして、宮崎空港発着の国内路線・国際路線の維持充実を図るため、国や航空会社等への陳情・要望活動や利用促進に努めたところであります。これらの取り組みによりまして、台湾との定期便につきましては昨年10月1日から運休に至りましたが、航空会社や関係機関に働きかけを行った結果、本年1月21日からチャイナエアラインが運航を開始し、現在、順調に運航されているところであります。また、韓国との国際定期便につきましては、平成20年の秋以降、世界的な景気の悪化や円高・ウォン安の影響で韓国からの利用が減少しておりましたけれども、昨年の冬はゴルフ客を中心に利用者が再び増加し、昨年の12月から本年2月までの間、金曜日と日曜日の機材が大型化して運航された

ところであります。今後とも、宮崎空港の航空ネットワークの維持充実を図るため、利用促進や航空会社等への働きかけを努めてまいります。

次に、22ページをお開きください。1) 観光宮崎の再生についてであります。トロッコ列車活用促進によりまして、日南線観光特急「海幸山幸」の運行開始イベントや、受け入れ体制の整備、「海幸山幸」の利用促進等の取り組みを支援するとともに、「海幸山幸」及び周辺観光地の魅力等を県内外へPRすることによりまして、「海幸山幸」を核とした日南線沿線の観光地づくりや活性化に寄与したところであります。

以上が21年度の主要施策の成果であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

総合交通課の説明は以上であります。

○山内中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の平成21年度予算に係る決算状況等について説明をさせていただきます。

お手元の平成21年度決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。中山間・地域政策課のところでございます。予算額9億725万4,000円に対しまして、支出済額は4億8,263万4,906円、翌年度繰越額は明許が1,401万7,000円、事故が3億7,420万円、合計3億8,821万7,000円で、不用額は3,640万2,094円であります。執行率は53.2%となっておりますが、翌年度繰越額を含めました執行率は96.0%であります。

次に、青いインデックス「中山間・地域政策課」の19ページをお願いいたします。中山間・地域政策課の決算事項別の明細は19ページから20ページとなっております。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて説明をさせていただきます。

19ページであります。(目)計画調査費、不用

額が3,541万2,221円で執行率が52.2%となっておりますが、翌年度繰越額を含めました執行率は96.0%であります。この不用額の主なものは、負担金・補助及び交付金の3,292万2,476円でありまして、これは、定住自立圏等民間投資促進事業の民間事業者における医療機器購入に係る入札残など2,600万円や、中山間地域等創造支援事業の市町村事業における入札残及び事業計画の変更などによる執行残であります。

決算事項別の説明は以上であります。

続きまして、平成21年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の青いインデックス「中山間・地域政策課」の23ページをお願いいたします。2)の個性を生かした地域づくりについてであります。まず、㊸中山間地域集落点検モデルであります。これは、市町村が行う集落支援員の設置、集落点検の実施などに対して助成を行うもので、3市町村の5地区で実施したところであります。

次に、㊹「いきいき集落」応援であります。住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落に対し各種支援を行うもので、平成21年度末で15市町村84集落を認定しているところであります。今後とも、県下全域に取り組みが広がるように働きかけていく必要があると考えております。

次に、㊺「中山間盛り上げ隊」派遣であります。中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」を組織し、市町村からの派遣依頼に応じて隊員を派遣するもので、短期派遣につきましては合計33回、延べ133人の隊員を派遣したところであります。また、県職員を西米良村、諸塚村、日之影町にそれぞれ1名派遣し、地域の活性化に取り組んでおります。

次に、㊻中山間地域雇用創出支援であります。

中山間地域で新たな雇用を創出する事業に対し、創業のための支援を行うものであり、4件を支援したところであります。中山間地域においては所得の確保は重要でありますので、そのためにも新たな雇用の創出を図っていく必要があると考えております。

24ページをお願いいたします。元気のいい地域づくり総合支援であります。市町村や地域住民による個性と魅力ある地域づくりの取り組みに対し支援を行ったところであります。

次に、㊼中山間地域等創造支援であります。新みやざき創造計画に基づく新しい県づくりを推進するため、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みに対し支援を行ったところであります。今後とも、地域資源の活用や市町村と地域住民が一体となった取り組みを支援していく必要があると考えております。

㊽定住自立圏等民間投資促進であります。これは、医療分野における民間投資を促進するもので、都城市などの7法人に支援を行ったところであります。なお、繰越事業については本年5月末までに完了しております。

次に、地価調査であります。これは、県内の標準的な土地の価格を295地点において判定し、一般の土地取引の資料として提供を行ったところであります。

宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化であります。これは、本県への移住等の促進を図るため、東京など都市圏において移住セミナー及び相談会を開催するとともに、移住情報やガイドブックの更新、市町村の取り組みに対する支援を行ったところであります。今後とも、移住のさらなる促進のためには、県下全域での受け入れ体制の整備を促進していく必要があると考えております。

以上が主要施策の成果についてであります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告する事項はございません。

中山間・地域政策課については以上であります。

○押川主査 説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○前屋敷委員 まず、最初に10ページからお願いしたいと思います。メガソーラー支援事業で3件のメガソーラー事業の補助事業ということですが、メガソーラーの実施に向けた実証試験の支援ということで企業が1つということですが、それとあわせて太陽光発電システム導入促進、同じく1カ所ということで、それぞれどこなのかをお聞かせください。

○永山総合政策課長 まず、メガソーラーの実証試験については、都農町における太陽光発電の設置について、ソーラーフロンティア構想に基づいて推進しているものでございますけれども、ここでどのような施設設置が可能かということについての実証試験を行ったものでございます。企業としては国際興業グループに対して支援を行っております。その他2カ所についてメガソーラーの設置が予定されておりますけれども、これについては、この事業での支援は行っておりません。

それから、太陽光発電システム導入促進につきましては、これは県庁舎、具体的には議会棟の上に10キロワット程度のパネルを設置するという事業でございます。これは、設計に時間を要したということで繰り越しを行っておりますけれども、実施については、この議会が終了してから施工させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○前屋敷委員 10キロワットの太陽光発電ということですが、実際の工事に係る事業所あたりはどこになるのか。

○永山総合政策課長 工事そのものについては、これから入札を行ってまいりますので、まだ決めておりません。ただ、設置するパネルにつきましては、宮崎ソーラーフロンティア、昭和シェルのもので使いたいということで考えております。

○前屋敷委員 秘書広報課、主要施策の17ページですが、知事が直接県民の皆さんと触れ合っているいろんな意見を聞かせていただくという機会を設けられたんですけれども、一番下の県民の声事業というので、電話とかメールとか、投書も含めてだろうと思うんですが、4,229件と数が多く寄せられておりますけれども、この部分ですべてとはいかないでしょうけれども、知事は、どの程度こういう中身について承知しておられるのかということをお尋ねします。

○津曲広報企画監 県民の声は、届いたのは全部ごらんいただいております。

○前屋敷委員 この4,200件すべて。

○津曲広報企画監 大体1週間に1回取りまとめまして、ごらんいただいているという格好です。

○前屋敷委員 わかりました。

同じく主要施策、19ページの地域交通ネットワークづくりのコミュニティバスですが、今、運行補助として11市町村で事業化されているということで、21年度の支出では日南市ほか9市町村ということですが、支援がなかった自治体があるわけですか。

○中田総合交通課長 事業自体は地域バス再編支援事業という事業でやっておりますけれども、この事業は3本立てになっておりまして、調査

事業と車両購入費、運行費ということになっております。21年度は運行費の補助をやっておりまして、運行費補助というのは2年間限りということで実施しております。この事業につきましましては、市町村のほうに利用呼びかけをしまして、手を挙げたところに対して補助をやっていくということになっております。

○前屋敷委員　じゃ、申請に応じてということですね。

○中田総合交通課長　そういうことでございます。

○前屋敷委員　わかりました。

続いて、20ページ、新規事業の宮崎県物流効率化支援で解釈の仕方を教えてほしいんですが、実績内容のところでは交付決定が23件、交付確定が16件というふうにあるんですけども、その御説明を。

○中田総合交通課長　この事業は、荷主さんとか運送事業者さんのほうから、今後、例えば6カ月間でこれだけ荷物をモーダルシフトしますということで計画を上げていただきまして、その計画に基づいて交付決定をいたします。その件数が23件で、金額2,100万余ということになっています。交付確定というのは、計画をした上で実際にシフトしたものを実績という形で上げていただきまして、この補助金は実績に対して補助をするということになっておりますので、実際に補助をした件数、金額が16件の1,200万余という形になっております。

○前屋敷委員　交付確定という補助金が正式な額と。

○中田総合交通課長　そうでございます。

○前屋敷委員　決定をして交付され、実績で確定をしてこの金額になったということは、その間の差額というのは返還するという事なんで

すか。

○中田総合交通課長　補助金の支払いは実績に応じて支払っておりますので、払い戻しというか、そういう行為は生じません。

○前屋敷委員　わかりました。

○鳥飼委員　物流に関連してお尋ねをいたします。20年7月に設置した物流対策推進本部ということで、2月に課題を取りまとめて、部局連携して取り組んでいくということだったんですけども、これで物流対策本部としての活動というのは終わることになるのでしょうか。今後はどんなふう展開していくのでしょうか。

○中田総合交通課長　物流対策本部は20年に設置しておりますけれども、ことしの2月の本部会議で決定しました方向性で終わりということではもちろんございません。物流というのは当然、産業にとって非常に重要なものがございますので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総合交通課が窓口になりまして、総合政策課だけでなく農政とか商工もございまして、部局横断的な取り組みを今後ともやっていく必要があるというふうに考えております。

○鳥飼委員　この7月に設置をしているわけですね。県のいろんな事業なりについては、8月からいろいろ議論を始めて、1月に知事査定があつて事業決定して、3月議会で事業化が決定されるというのが通常のやり方ですから。これが突如として7月に出てきたということで、一定程度、その当時間も議論がありましたけれども、もう過ぎたわけですから、それはそれでいいとしても、今後、総合交通課が事務局となって物流対策推進本部を定例的に開いていくということには変わりはないということよろしいのでしょうか。

○中田総合交通課長　物流対策本部には下のほ

うに幹事会とか検討会議というのがございまして、必要に応じて随時、関係課集まって、意見交換なり今後の方策等について検討をしておりますし、今後ともしていく予定にしております。

○鳥飼委員 当初議論があったように、思いつきで出るんじゃないかとかいろいろのことが、今度はそういうことはなくなっていくだろうとは思いますが、ぜひ、大事なことでするので、続けていただきたいと。

それともう一つ、先ほど前屋敷委員が質問された、交付決定が23件、確定が16件ということだったんですけれども、余りにも乖離が多過ぎるというのがあるんですね。1～2例で結構なんですけれども、こういうことでこれがだめだったんですということを御報告いただくといいんですけれども。

○中田総合交通課長 総体的には景気が低迷した、要するに計画の見込みが甘かったということをおっしゃっております。具体的なものとしては、韓国のように木材を輸出しようとしていた企業が、ウォン相場が戻らない関係で、韓国の方で買い控えに遭って輸出ができなかったというような事例はございます。

○鳥飼委員 わかりました。

総合交通課にもう一つ、先ほど、地域バスのごとでいろいろと質疑があったんですけれども、本会議でも新しいガイドラインというのが出されました。旧ガイドラインと新ガイドラインの大きな違いというところを2～3御報告をいただきたいと思います。

○中田総合交通課長 違いというか、新しいガイドラインの考え方を申し上げますと、基本的に地方コミュニティバスを導入する場合には、路線バスと実質的に競合しないように十分検討することとか、路線バスとの相互補完を

図るようにと。選定方法につきましては、安全性などを十分に勘案して評価して決定すること等が新ガイドラインに載っているというふうに理解しております。

○鳥飼委員 コミュニティバスについては、これまでもいろいろと議論してまいりました。確かに、言われるように、競合しているところもあるではないかというようにいろんなことがありますして、いろんな努力の結果、こういうような新しいものが出されてきました。本会議での太田議員の質問では、文書をそのまま流しただけですよということでしたので、宮崎県全体の問題ですから、またがる場合は補助しますよとか、またがらない場合はコミュニティバスでいきますよとか、いろいろありますね。だから、担当者会議なりを開いて、特に県のほうも一緒につくっていくという姿勢で今後進めていただきたいということを要望して、お答えは結構ですので、お願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○横田委員 主要施策の成果の23ページですけれども、「いきいき集落」応援事業、「いきいき集落」として認定をして、情報発信とか各種支援を実施していくということなんですが、この各種支援の具体例を教えてくださいなんですけれども。

○山内中山間・地域政策課長 各種支援につきましては、「いきいき集落」のスタートアップ支援ということで、具体的には、額は非常に小さいんですが、上限5万円ということで、例えば、集落内の道路に地域住民みんなで花や木を植えましようというので、いわゆる花木費に対して充てますとか、伝統芸能で田植え踊りをずっと継承していきたいんですけども、衣装もかなり古くなっているので新調をしたいんですという

ようなものに対して、例示としては支援をしております。

○横田委員　そういう支援をした結果、中山間地域の住民の皆さん方の意識の変化と申しますか、手ごたえはどのように感じておられるでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長　具体的には、例えば認定証交付式ですとか、その後の訪問時に、もともとやらないといけないと思っていたんですけども、一つのきっかけづくりになったという非常にうれしいお声はいただいております。それとか、同じようなお答えになりますけれども、伝統芸能をもう一度やってみよう、という意識が上がってきているというふうに考えております。

○横田委員　本当にちょっと背中を押してやるだけで行動が変わってくるということもたくさんあると思うんですね。そういった意味では非常にありがたいことだなというふうに思います。当然、集落の人たちだけじゃなくて、都市部の人の意識も変えていかなければ難しいところもあると思います。いずれにしても、長いスパンでの支援が必要だと思いますので、引き続いての支援をお願いしたいと思います。

武井委員の一般質問であったと思うんですけども、16ページの広報活動ですけれども、いろんなテレビ番組の視聴率、2～3%ぐらいだったですかね。どのくらいですか。

○津曲広報企画監　県政番組の視聴率でございますが、テレビがMR TとUMKでやらせていただいております。MR Tが毎週土曜日午前中にごさいますて、4.2%でございます。UMKが日曜日の午前中にやっておりますて、*8%でございます。ラジオは、MR Tが毎週月・金という格好で4.9、FM宮崎は月・金と日曜日という

格好で2.4でございます。

○横田委員　それでも県民の数を掛けたら相当の人に視聴していただいているなど思うんですけども、「ゲゲゲの女房」は20%ぐらいだったですね。あれを見て、改めてすごい番組だと思ったんですけども、前の安藤知事のように、私、もっとゴールデンタイムに出ていただいて知事の考えをアピールしてくださいよということを行ったんですけども、莫大な金がかかるからできませんと言われたんです。でも、今の知事はこっちからお金を出さんでも非常に大きな宣伝効果を持っておられて、すばらしかったなど思うんですけども、知事のこっちからお願いしなくて出していただいた宣伝効果と申しますか、それはどのように把握されておるのでしょうか。大体でいいです。

○津曲広報企画監　私ども、テレビの出演回数とかはカウントできております。政務で何回ぐらい御出演していますとか、公務で何回ぐらいというのはあるんですが、それぞれ一つ一つの番組の視聴率のデータというのはなかなかなくて、まことに申しわけないんですが、今、手元にはございません。以上であります。

○横田委員　いずれにしましても、すごい宣伝効果があったなど思うんですけども、また引き続きああいう人を連れてこないといかんのかなと思いました。

○松村委員　総合交通課のほうなんですけれども、航空路線で利用者の団体とかの補助がありましたね。これはずっと継続されているんでしょうけれども、3万人ぐらいが乗られているソウル線とか、利用の補助は何人ぐらい、何団体ぐらいされているのか、その推移あたりはどんな感じでしょうか。その効果というか、補助があ

※22ページに訂正発言あり

るからまだまだ行かれているのかなという、その辺を。

○中田総合交通課長 利用団体補助につきましては、以前は10名以上だったものを、平成21年度から6名以上に拡大しておりますけれども、平成20年度が148団体に対しまして補助をしております。21年度につきましては243団体ということで、一応、増加をしております。それ以外に、修学旅行とか、送迎バスの支援等をやっておりますけれども、修学旅行は21年度は20年度に比べて若干減っております。修学旅行につきましては、20年度が14校2団体に対しまして、21年度は10校2団体ということになっております。
*送迎バスにつきましては、21年の1月に創設した補助でございますけれども、20年度は実績はございませんで、21年度が29団体に対して補助をしております。以上であります。

○松村委員 団体補助というのは、利用はふえているような感じでしょうね。本年度はまだ決算じゃないですからあれですけども、需要をそそるというような感じでまた引き続きお願いしたいなと思います。

それと、中山間の雇用創出という形で新規創業事業4件という感じで挙がっておりますけれども、特に中山間地ではなかなか収入とか事業というのは難しいと思うんですけども、こういう補助という形の中でどういう事業で創業されたのか、聞いてみたいと思います。

○山内中山間・地域政策課長 支援した4件の内訳でございますけれども、雇用の考え方もいろいろあるかと思えます。まず1つは、都城の今年度「いきいき集落」に認定させていただいたところですけども、地域のお年寄りの方が里山塾というのを開校して、そこで直売所を開設する費用に対して支援しているんですけれ

ども、従来は、雇用が1人1回出ると1,000円とか2,000円とか、そういう地道にまずやっというのがある一つあります。本格的な雇用としたしましては、廃校の給食室を利用して、農産加工組合の方がお一人ですけども、新たにお雇いになって、加工品（ジャム）を開発・販売をするというような例、雇用形態としてはその2つがあります。同じような形であると2件はございます。

○松村委員 これは緊急雇用創出とかとはまた違うものなんでしょうけれども、瞬間的には雇用補助というのがあって、そこだけで終わってしまうケースがあるので、せつかく事業として雇用の場を成り立たせる、それが継続して新たな事業として展開できるように、ぜひ、指導なり支援なり引き続きお願いしたいなと思います。以上です。

○山内中山間・地域政策課長 まさしくおっしゃるとおりでして、最初の例の「じじばば里山塾」というのは、徐々に上がっていきこうというものなので、これからも見守っていききたいし、具体的には、創業支援したところについては、創業の後に産業支援財団のアドバイザーの方が支援する仕組みもこの中でございますので、フォローアップをしておりますので、それが確実に根づくように、私どももフォローアップをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○武井委員 報告書の9ページのほうから伺いたいんですが、コンソーシアムなんですけれども、決算額が少ないのはいろいろ伺ったんですけども、実際の事業なんですけれども、講演会みたいなものとかがあったりもするんですけども、単位互換とか、どれぐらいの学生さん

※19ページに訂正発言あり

がやっているのかというのを、これをやっているという人を余り聞いたことがないんですが、いろいろな実績について、実際の数を伺いたいですけれども。

○永山総合政策課長 単位互換、これはコーディネート科目ということで、各大学の共通でやりましょうということなんですけれども、21年度については15の講義を行いまして、137名が受講しております。あと、例えばインターンシップ等の支援を行っていますけれども、それについては11の大学、短大等から200名の学生がインターンシップに参加をしているというふうな状況でございます。

○武井委員 コーディネート科目、それは当然、どこかの大学で開講されるものなんですけれども、130何人というのは違う大学に行ったということですか。それとも共通科目を履修した人が130何人ということなんです。単位互換という意味というのは、違う大学に行ったり、違う大学の先生の授業を聞くというのであって、同じ大学で同じ大学のことを聞いていたら余り意味がないと思うので、その130何人というのは、本来ならば受けられない先生の授業を受けたりとか、そういうことがちゃんとできていた成果ということと理解してよろしいのか、伺います。

○永山総合政策課長 本来の単位互換といえ、委員がおっしゃるように、例えば宮崎大学の講義を九保大の学生が受けて、違う分野で深めていくというふうなことが必要だと。それが相互の大学で単位として認定される。これが一番正しい単位互換だと思っています。ただ、なかなかそこまでいかないというのが実態でございます。コーディネート科目ということで、特別な授業、例えば知事の講義であるとか、焼酎関係の講義であるとか、そういうような特別の講

義を設けて、そこに各大学から集まってきて講義を聞くというふうな形で今、やっております。通常の講義をだれかが聞いて云々ということではなくて、あくまでも学生が共通して聞けるようなセッティングはしておりますけれども、本来の単位互換のための取り組みという意味では、もう少し前に進まなければならないんだらうなというふうに思っております。

○武井委員 大きな大学なんかですと、他学部履修みたいなものでもいろいろ深め合えたりというのものもあるんですけれども、宮崎にそういうものができて、普通、単位互換というところという印象といいますか、イメージを受けますので、ぜひ、進んでいくということが非常に大事であろうと思っております。

それから、インターンシップなんですけれども、今、数のほうはあったんですけれども、例えば宮大なら宮大とかがそれぞれで実施しているものもありまして、このコンソーシアムがなければできないのかという、本来ならば、一義的には各大学が就職的な業務の一環としてやらなければいけない、やれることであろうと思うんですが、平たく言えば、このスキームがなくても存在し得るのかなと。これがあるからより深められるとか、これがあるからよりインターンシップの質が深まるというようなことがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 もちろん、インターンシップはこの組織ができる前から取り組んでおりましたので、各大学における単独のことでもやるだろうとは思いますが、ただ、企業側との交渉であるとか、さまざまな取り組みについては、窓口を一本化することの一つ価値があるということと、各大学ですべて強い事務局を持っているわけではございませんので、いろんな事務手

続等についてここが代理をするということで、それなりの広がりはあるというふうに思っております。もちろん、委員御指摘のとおり、ここでなければできないという話ではございませんが、私も以前、インターンシップ関係の世話をやっておりましたけれども、窓口が複数にわたって各大学から同じ企業にどんどん来るというふうなことで、非常に大変だというふうな話もございましたので、そういう意味では全体を取りまとめている価値はあるのではないかなというふうに思います。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。16ページ、先ほど、横田委員からもありました広報の関係をお伺いしたいと思うんですが、視聴率とかについては質問でも聞きましたので、重複は避けますけれども、確認なんですけれども、広報として持っている事業で広報費でスポットを出すものというのが結構ありますね。教育委員会ですと、スポレクであればスポレクのCMがあったり、いろんな事業のCMがあったりということがありますが、広報の窓口としてやっているのは、あくまでもレギュラーで出していく県政番組というような理解でよろしいのか、まず伺います。

○津曲広報企画監 委員おっしゃるとおり、各課が独自に広報費を持ってテレビのCM、例えば、今、自殺防止というのがテレビCMで流れます。こういうのにつきましては各課が行います。それに加えて、私たちもレギュラーで持っている番組の中で連携をしながら、やれるところは分担、やれるところは一緒にという格好でやらせていただいております。以上です。

○武井委員 そういった中で、当然、この手の話は、私も昔、会社に働いていたとき、宣伝課にいたんですけれども、各自でやると単価の問

題であるとか、年に1回で、交渉にふなれな人がやると、代理店さんとの交渉とかも、向こうはプロですから、やられちゃったねみたいなのがあたりしたこともあるわけなんですけれども、よりスケールメリットを生かしていくという意味においては、できるだけその手の予算を集約させて、例えば、先ほどの自殺対策であれば、各課が出すものもちゃんと広報のフィルタリングというか、例えば契約の中身であるとか、質であるとか、そういったようなものも含めてなんですが、ちゃんとその辺を通してやっているのかなというのがあって、皆さんはプロなわけですから、庁内の中でもプロの方が見られるということがより効果を生んでくることになるだろうと思うんですが、そのあたりというのはどういうふうにされているのか、伺います。

○津曲広報企画監 まず年度初めと伺いますか、前年度終わり、予算が大体固まった時点で、すべての課の行う広報計画を私ども、調査をさせていただいております。それで量、時期、これらにつきまして分類をしまして、御相談をしながら、これについてはどうするんですかという話が出てきます。例えば新聞広告費がこれだけございますということになりましたら、私どもが常々持っています新聞広告とあわせてやることで、トータル的にコストが下がったり、回数がふえたりという格好で、その際には、うちの課に担当課から分任をいただくというような格好になります。それで総体的には新聞広告が出たり、私どもの県政番組の中で一緒に取り上げるという格好になりますので、かなり御理解をいただいているんじゃないかなと思っています。

○武井委員 わかりました。

新聞広報についてもお伺いしたいんですが、宮崎の場合は、テレビは民放は2つしかあ

りませんで、ラジオは民放とFM宮崎という形ですから、分けてやるというのは、半々でも合理性はそれなりにあると思うんですが、新聞広報も、予算の中で見ておりましたが、新聞は宮崎の場合は宮日新聞が圧倒的に強くて、その後、朝日、毎日とかと続いていくんでしょうけれども、申しわけないんですけども、全国とか九州、福岡県なんかではそれなりのシェアがあるにせよ、宮崎県ではほとんどシェアのない新聞等もあるわけですけども、県の広報の仕組みについて見てみますと、平等性というような意味で出されるわけなんですけれども、実際に費用対効果というのを考えたときに、ほとんど本県の中ではシェアのない新聞というものに対してまで広告を出していくということが、本当に予算の使われ方として適正なのかということについては疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○津曲広報企画監 多分、西日本新聞のことだろうとお聞きしています。ただ、私ども、西日本新聞、宮崎県内のシェアはそう高くはございませんが、実は鹿児島県にも同じ面が出ているというふうに御理解いただきますと、結構なシェアじゃないかなと思っています。それで、予算の執行につきましては、面積的にはほとんど平等に出ますが、実は単価がそれぞれ変わっております。当然、配布率が少ない、見ていただく率が少ないところにつきましては、それなりに安くさせていただいている。トータル的には、宮日と夕刊デイリーの組み合わせが今、一番多くなっております。以上であります。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。総合交通課にお伺いをいたしますが、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化なんですけれども、国内線・国際線の利用促

進とあるんですが、国際線のほうは、先ほども松村委員からもありまして、いろんな取り組みがわかるんですけども、国内線の利用促進というのは、どういったようなイメージなのか。例えば広島線なんかは、バスに広告を出したりしましたけれども、JALの状況もあるわけなんですけれども、見事に廃止になったんですけども、具体的にどういった取り組みをなされたのか、伺います。

○中田総合交通課長 国内線であれば、ANAとかJALとかが宮崎県の送客キャンペーンとかやっただいておりますけれども、その際に協賛をさせていただいて、より効果的なキャンペーンにさせていただくようお願いしているというのがございます。それ以外に、全体的には、国内線、年に2回、ダイヤの改正がございましてけれども、その時刻表等の作成を行っているところであります。以上であります。

○武井委員 JALとかANAに直接県が出しているということではなくて、形としては、活性化協議会のほうに全額出しているという理解でよろしいんですか。

○中田総合交通課長 基本的には協議会のほうに補助金を出して、協議会から支出しているという形になっています。

○武井委員 協議会というのは、当然、県だけでやっているものではないわけなんですけど、県の政策的判断とか意向というものはどういうふうなスキームで議論をされて、この協議会でお金の使い方というのが決まっていくのかということについて伺いたいと思います。

○中田総合交通課長 協議会につきましては、毎年、総会をやっておりますけれども、基本的には総会において予算の審議をさせていただきまして、どういう形で使うかというのは決定して

いるということでございます。

○武井委員 県以外のお金も当然入ってくるわけですね。そういったスキームの中で、県としてこれだけの予算を組むということは、こういうことに使いましょうというようなことで金額を差し込んでいって、この金額が出て、それを協議会に持っていくということになるかと思うんですけども、基本的には、県の意図とか県の政策的な意思というものは、その協議会の中でしっかりと生かされて使われてきたという理解でよろしいですか。

○中田総合交通課長 市町村の負担とかございますので、市長会、町村会あたりと協議しながらやるということになりますけれども、基本的には県のほうで考えて計画をつくって協議をするという形になっております。

○武井委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございませんか。

○中田総合交通課長 先ほど、松村委員の質問に対する答えの訂正をさせていただきたいんですけども、送客バス支援の関係で、私、平成21年の1月に創設したというふうに発言したかと思うんですが、実際は平成20年の6月に創設されております。

それから、バス支援の実績、20年度、ゼロというふうに申しあげましたけれども、20年度もございまして、32団体に対してバス支援をしております。以上でございます。

○松村委員 総合政策課の成果のところですけども、環境の取り組みについて、日産自動車と連携協定を締結したということが書いてありますけれども、この締結の中身というんですか、それと日産自動車のおひざ元の神奈川県とは電気ステーションとかも共同で設置したり、そういうことでいち早くやっていますね。宮崎県も

そういうことを目標とした締結なのか、あるいはよそに先駆けてと言うとおかしいんですけども、神奈川県と宮崎県しかやっていないという、非常に今から期待されるものなのか。将来的には自動車産業の電気自動車部門というところを目標に入れた連携協定というものなのか、その協定の中身を教えてください。

○永山総合政策課長 できれば自動車産業を宮崎にとという思いがないわけではありませんけれども、現在の連携協定の中身としては、宮崎県における電気自動車の普及促進について日産と連携して取り組んでいきたいと思いますというふうな中身になっております。具体的には、さまざまな研修会等を行うということと、これから新しい車、11月あるいは12月に「リーフ」が出ますけれども、これについて県に無償でお貸しいただいて、それをいろんなイベント等で活用することで県内における普及を図っていくというふうな段階に今のところとどまっております。

それから、電気スタンドの設置につきましては、まだ民間ベースで設置するほど電気自動車の普及が進んでおりませんので、今年度、企業局と連携しまして、県庁舎に電気スタンドをつくりたいということで今、計画を進めております。今回、日産との連携を進める中で、電気自動車の普及が進んでくれば、そのような急速充電器の設置等についても、今後どのように進めていくのかというのは検討すべき課題であるというふうに思っております。

それから、日産との取り組みが先進的なものかどうかという点、日産は既に幾つかの県とやっています。あるいは市単位でやっているところもございまして、日産自動車とすれば、さまざまなところと連携することを目標としているようございまして、彼らの宮崎県における連携の

目的としては、都市部とは違う、例えば観光目的等で電気自動車が活用できないかというふうなことも含めて探っているというふうな状況でございます。

○松村委員 私も一般質問で電気自動車とかエネルギーに関して質問したことがあったんですけども、三菱「i-MiEV」もいち早くやっていますよね。スバル自動車もやっていますし、本年度はかなり企業を中心にそれぞれ展開をされていますし、太陽光、みやぎきソーラーフロンティアを考えると、先を行くんでしたら、もうちょっとほかの企業もするというような形で、既にこの辺で、21年度決算ですから、その方向とかはこの決算の中には入っているんですか。

○永山総合政策課長 21年度については、地球温暖化防止に関するいろんな取り組みの一つの成果として、日産との連携協定を結びましたというところまでです。22年度、今年度について、具体的な展開をこれからしていこうということになります。したがって、21年度については具体的にまだ動いていません。22年度以降、これからになりますけれども、日産とだけ組みましようということを思っているわけでは当然ありません。1社の利益になることをしようというわけではありません。今のところはパートナーで組んでいるのが日産だということでございます。我々としては、幅広にいろんなことを展開していきたいというふうに思っています。

○鳥飼委員 何点かお尋ねをします。総合政策課、今出されたんですが、3件のメガソーラー事業が採択ということで、1件は都農の国際興業系列、2件はどこでしたか。

○永山総合政策課長 旧昭和シェルソーラー、ソーラーフロンティア株式会社の清武と、今度新しくできる国富の2件でございます。

○鳥飼委員 清武と国富で、事業化で具体的には何かありましたか。

○永山総合政策課長 ソーラーフロンティアの清武が、ことしの秋、もうすぐ完成の予定です。国富町の分は22年度以内ということですので、これに対して総合政策課から何がしかの支援をしているというわけではありませんが、国の補助を受けるに当たって県との連携が必要ですので、そういうパートナー的な取り扱いはやっているということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。本県としても非常に将来展望ができる事業ですから、ぜひ推進をしていただきたいというふうに思います。

ちょっとお尋ねしますが、繰り越しがありますね。議会庁舎の太陽光についてはわかったんですが、緑の分権改革ということで、委員会資料では8,100万、成果報告書では8,600万ということで、恐らく委託料のほうかなと思ったりするんですけども、交付決定がおくれたというようなことですが、交付決定の時期と、現在の状況を御説明いただきたいと思えます。

○永山総合政策課長 「緑の分権改革」推進事業というのは、平成21年度の第2次補正で決まった事業でございます。交付決定というか、額が確定したのが22年の3月15日でございます。この予算自体は22年1月の時点で計画を出しておりまして、国の額の確定がおくれたものですから、その額が不用残で残りますし、事業についても、もともと21年度に採択をしますけれども、実施そのものは22年度に繰り越しということを前提に行っているものでございます。内容的には、県において、総合政策課等を中心に新しいエネルギーの活用ということの調査研究、高鍋、都農、高千穂それぞれの団体において、例えば

高鍋で言うと、事業者の廃熱の利用をどうしていくかということ、都農町においては草質のペレットの活用ができないか、高千穂においては小型風力と太陽光を組み合わせたようなことができないかというふうな検討を行うということでございます。現在、それぞれの町、あるいは県においても取り組みを進めているところでございます。年度末までにはまとめたいたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。ぜひ、緑の分権改革を含めて、新エネルギーの活用は大事な課題ですので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、秘書広報課の表の一番下に県ホームページの維持管理というのがあるんですけども、現状はそれぞれの各課がやって総合的なものを秘書広報課でやるということになるのかなと思っているんですけども、現状をお聞きしたいと思えます。

○津曲広報企画監 ホームページを活用した広報ということでここに挙げさせていただいております。実際、今、県庁のホームページは、総体的に2万ページほどございます。これは、去年1年間でこの2万ページのうちの7,200ページほどを更新いたしました。回数にしますと4,700回ほどでございます。ですから、月当たり大体更新自体が400回、ページの的に600ページを書きかえているという格好になります。実際ここに予算として上がりますのは、機械を借りるレンタル料、更新をするための技術料というような格好になっております。一日動かす中で、すべて専門業者に頼んだら相当のお金がかかります。それで、県職員だれでも操作ができるという仕組みにしまして、各課が自分ところの情報を最新のに書きかえられるようにしよう、そのため

には、うちの課にあるんですが、ヘルプデスクというのを設けておまして、わからなくなったらこの電話番号にお電話くださいと。その人が細かく御説明して、最終的に修正をするというような格好になります。

○鳥飼委員 わかりました。大変な量のホームページですから、維持管理も大変だろうと思えますし、今、このホームページを受託といたしますか、維持管理をしているのはどちらがやっておられるのでしょうか。

○津曲広報企画監 現在、平成22年度でございますか。

○鳥飼委員 かわっているんですね。両方お願いします。

○津曲広報企画監 1年契約で更新していきますので、去年とことしは違っております。今、手元に情報がございませんので、ちょっとお待ちください。

○鳥飼委員 かなりの量があつて、私も時々ホームページを見るんですけども、かなり苦勞しておられるんだろうなと思っております。各課の更新というのは、例えば永山課長のところだったら、一番詳しい人がおつて、その人が主にやるとか、どんなふうにしているのでしょうか。

○永山総合政策課長 詳しいことは承知しておりませんが、担当がしっかりと効率的にやっているのではないかなというふうに思っております。申しわけございません。

○鳥飼委員 ホームページの実情というか、実態はかなり負担も多いだろうと思うんですね。これを更新するということもかなり負担になっているんじゃないかなというのもありまして。

○亀田秘書広報課長 かわりに答えさせていただきます。今、各課全部秘書広報課でやるのも

大変なものですから、各課分散でやっておるんですが、各課の職員がみんな習熟しているわけではないので、年に1回、何日かに分けて研修会というのを設けまして、各課の精通するであろう若手を集めまして、そこでホームページの作成・更新の技術を専門家の先生を呼んで、うちの課の職員もまじって集中的に講義する。それで、みんな若いのは入りがいいので、すぐできるようになります。

○鳥飼委員 ちょっとしつこいようですけども、例えば、事務分掌表にそれが載るとかいうことはないんですね。

○津曲広報企画監 直接、事務分掌表には載りませんが、情報担当という格好では各課の方は認識をされています。

それで、企業名がわかりましたので御説明させていただきます。去年はアイコムティという会社が担当しておりました。ことしはティーエヌエーです。

それから、あわせてもう一件、先ほど、横田委員のテレビの視聴率のお話で、UMKのところを8.0と申し上げたんですが、7.4の誤りということで訂正をさせていただきます。申しわけございません。以上であります。

○鳥飼委員 ホームページの更新、なかなか御苦労が多いだらうと思われま。しかし、県民なり私も利用させていただいておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

もう一つだけ、中山間・地域政策課にお尋ねしたいと思います。いろいろと質問があったんですが、23ページの㊦「中山間盛り上げ隊」派遣についてお尋ねをいたします。この概要については、日帰り部分と長期の宿泊部分というのがあるというふうに記憶しているんですけども、実質、市町村から、例えば綾からうちに来

てくれとあったとしたら、人を集めてバスで送迎するとかいうようなことだろうと思うんですけども、事例も含めて、日帰りの部分と2～3日の部分とか、遠いところの部分と、費用弁償の部分なり、その辺について説明をお願いします。

○山内中山間・地域政策課長 「中山間盛り上げ隊」派遣事業は、まず、種類としては短期派遣、中長期派遣、県職員派遣の3種類がございます。事例としましては、短期派遣が33回の133人で、中長期派遣につきましては、隊員登録はしていただいたんですけども、市町村のほうも名乗りを上げていただいたんですけども、なかなかマッチングというのがうまくいわずに、21年度としての実績はございません。

実績にあります短期派遣の組み立てというんでしょうか、事業の成り立ちといいますのは、まず公募いたしまして、隊員登録をしていただきます。費用の部分につきましては、ボランティア保険を掛けるだけで、現地に行く費用というのは自前でございます。具体的な例としましては、今、非常に多いのは、今から先のシーズンでございますけれども、神楽祭りとかいろいろございますけれども、裏方の支援、要するに舞い手の方は地元の方がいらっしゃるんですけども、バックアップする裏方がいないので、その支援をとということで、市町村を經由して集落から市町村、市町村から、具体的には運営団体に委託をしております。私どものほうに情報が来ますけれども、登録は昨年度末では245名だったと思うんですけども、登録をいただいておりますが、その方々全員に何月何日どこにこういう支援依頼がございますということで、メールで全部連絡は行きます。その中で御都合がいい方が「私が行きます」ということでメー

ルの返事をしていただきます。集合場所、いつ、どこで、だれがというふうに決めていって、具体的に現地集合をする。現地集合をする費用は自前でございます。そして活動をして帰っていただく。特に神楽なんかは割と夜通しでございますので、地元の方が夕食とかは出していただいているようすけれども、基本的には自前でございます。仕組みとしては以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。ボランティア保険だけということで、実質、ほとんどないということですが、中長期は実績なしと。

県職員の西米良、諸塚、日之影に派遣をしているということなんですが、この人件費とかはどんなふうになっているんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 県職員の人件費につきましては、県のほうで負担をしております。

○鳥飼委員 そうしますと、辞令については、西米良村に勤務するわけですね。西米良村勤務を命ずるといようなことになって、籍は例えば総合政策課に置いていて西米良村に行くといようなことで、赴任旅費は出る、公務災害も総合政策課の関係で処理をされるといようなことで理解してよろしいんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 この3名につきましては、県職員の身分を有したまま派遣をしているということですから、赴任旅費も当然出ますし、わかりやすく言うと職員録にもうちの職員として記載しております。市町村には派遣協定を結んでやっております。以上です。

○鳥飼委員 業務命令といのはどこから出るようになるんですか。

○山内中山間・地域政策課長 おっしゃっているのは個々の毎日の業務の命令だろうと思うんですけれども、身分としては併任するよう形

にさせていただいておりますので、そこでさせていただいているということでもあります。

○鳥飼委員 わかりました。

私がいろいろお聞きしましたのは、事故とかあったときには不安ですから、しっかり働いてもらうといつか、その目的を達してもらうためには、そこらをよくやっていく必要があるといふふうに思いましたので、お聞きしました。そこもよろしく願い申し上げておきます。以上です。

○押川主査 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 中山間・地域政策課でお願いしたいんですが、24ページの定住自立圏の事業ですが、これは国の定住自立圏構想の一環として、地域における医療の分野ということで、医療機器を整備するということでの支援なんですけれども、都城、日向については、ことし5月に完了しているということですが、この7法人はどこかということと、どういう医療機器の購入をしておられるのかというところを聞かせてください。

○山内中山間・地域政策課長 定住自立圏等民間投資促進事業は、県内で定住自立圏の構想を策定しております延岡市、日向市、都城市の3市に該当する民間事業者、具体的に言うと医療法人。^{*}市町村別に言いますと延岡市が2法人、都城市が4法人、日向市が3法人になっております。具体的な購入の機器、皆さんよく御存じのものとしましては、MRI、X線CT、レーザー照射装置、割と医療機器の中でも高額といふんでしょうか、医療機器自体が高いのかもしれないけれども、そういう種類のものでございます。それから、医療機器のほかにも、当初、この対象経費は、病院の建設・改修、医療機器

※24ページに訂正発言あり

の取得に要する経費ということで、1件だけは病院の建設費も対象になっております。以上です。

○前屋敷委員 この支援費は、今言われた医療機器を購入するのと施設の整備のほかにも活用ができるんですか。

○山内中山間・地域政策課長 具体的な対象経費は今申し上げた病院の建設・改修、医療機器の取得に要する経費のみでございます。対象経費の20%以内が交付率でございます。

○前屋敷委員 もし公表できれば、医療機関を教えてください。

○山内中山間・地域政策課長 具体的には、都城市、都城市北諸県郡医師会、医療法人森山内科外科クリニック、医療法人社団信貴会、医療法人宏仁会、延岡市は医療法人社団健腎会、おいでの里、日向市は医療法人天生堂、望洋会、泉和会です。

さっき、市町村ごとの法人の数を少し間違っ
て御報告いたしましたので、まず、全部で9つ
言ってしまったようですけれども、年度内に完
成した7法人は、都城市が3、延岡市が2、日
向市が2です。

○前屋敷委員 後で資料としてペーパーでいた
だけませんか。

○押川主査 午後の総括質疑のときに資料の提
出をお願いいたします。

ほかにございませんか。

○河野副主査 成果報告書の12ページ、ユニバー
サルデザイン普及・啓発事業ということで、20
年度に比べて縮小されています。この縮小理由
というか、それを確認しておきます。

○永山総合政策課長 20年に指針をつくりまし
たので、20年度は、それに合わせたパンフレッ
トを作成いたしました。21年度については、そ

のパンフレットを活用しております。新たな印
刷を行わなかった関係で、決算額としては減額
になっているということでございます。

○河野副主査 20ページ、質疑が幾つかありま
したが、宮崎県物流効率化支援の決定と確定、23
件、16件、この「件」というのは何の単位です
か。

○中田総合交通課長 運送事業者と荷主が共同
申請をするということになっておりますけれど
も、申請の件数に対して交付決定するというこ
とですので、そういうことでございます。

○河野副主査 21ページに施策の成果とありま
すが、例えば、県外港から県内港への貨物のシ
フトとありますけれども、この16件のうちに何
件がその成果としてシフトが行われたか。もう
一つ、トラック輸送から海上・鉄道輸送へのシ
フトというところで、具体的な何かありますか。

○中田総合交通課長 お尋ねの県外港から県内
港への貨物のシフトが16件のうちの6件、トラッ
ク輸送から海上・鉄道輸送へのシフトが2件で
ございます。その他残りが8件ございますけれ
ども、その他は荷物が純増したものと、もと
もと海上航路で運んでいたけれども、荷物がふ
えた、50運んでいたものが100になったとい
うようなもの、それだけではございませんが、そ
ういうものが8件ございます。

○河野副主査 県としては、この事業の評価と
しては、効果的であった、不十分であるとい
うことでいくとどういう評価をされているとい
うことですか。

○中田総合交通課長 なかなかその評価は難し
いと思うんですけれども、少なくとも、これま
で県外港で出していた荷物が県内の港を使うよ
うになったとか、モーダルシフトという考え
方而言えば、トラック輸送から海上とか鉄道輸送

になっております。そういうことで、荷物を集約化とかCO2削減とか、そういう部分では一定の成果はあったのかなというふうに考えております。

○河野副主査 最後ですけれども、22年度は事業費としてはどうなんですか。

○中田総合交通課長 22年度は、予算的には21年度と同額になっております。

○押川主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、以上をもちまして第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後0時59分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行います。平成21年度の決算について各課の説明を求めます。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況につきまして御説明いたします。

初めに、お手元の平成21年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。生活・協働・男女参画課のところでございます。予算額は5億801万6,000円に対しまして、支出済額は5億480万6,414円、不用額は320万9,586円、執行率は99.4%となっております。

次に、青いインデックス「生活・協働・男女参画課」の21ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は、21ページから25ページとなっております。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございま

せん。

続きまして、平成21年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックス「生活・協働・男女参画課」の27ページをお開きください。まず、2、一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる社会づくり、1) NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進についてであります。主な事業及び実績にありますように、地域福祉等推進特別支援事業及びボランティアセンター整備促進事業としまして、福祉教育推進指定地域での福祉教育の推進、NPO法人設立運営の相談の実施や研修会の開催、ボランティアセンターの機能強化を図るための運営費補助等によりまして、NPOボランティア活動の促進等に努めたところであります。

次の県とNPOとの協働推進事業としまして、新みやざき創造戦略の複数分野に関する事業につきまして、NPOからの提案を募集しまして、委託を行うことにより、県とNPOとの協働の推進に努めたところであります。今後とも、県民の視点に立った公共サービスを提供するために、NPO等との協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、28ページをお開きください。3) 男女共同参画社会づくりの推進についてであります。主な事業及び実績にありますように、啓発資料を作成・配布しまして、県民への意識の啓発を図るとともに、男女共同参画地域リーダー人材育成事業において、県内全域を対象に講座を開催し、地域において男女共同参画の普及啓発を進める新たなリーダーを養成したところであります。

次の女性のチャレンジ支援事業としまして、

女性の再就職や起業に関する情報の提供や講座の開催、相談事業などによりまして、女性の新たなチャレンジへの支援を行ったところであります。

29ページをごらんください。男女共同参画センター管理運営委託事業としまして、本県の男女共同参画の推進拠点であります県男女共同参画センターにおいて、指定管理者である特定非営利活動法人みやぎ男女共同参画推進機構の管理運営のもと、県民への情報提供、講座開催等の啓発事業のほか、相談事業等を実施いたしました。

なお、施策の進捗状況に記載しておりますが、県の審議会等における女性委員の比率につきましては、前年度より2.8ポイント増加しまして、45.8%となったところでありますが、目標の50%には達しませんでした。今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、31ページをお開きください。3、安全で安心な暮らしの確保、1)安全で安心なまちづくりについてであります。主な事業及び実績にありますように、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業としまして、リーダー講習会の開催により、地域安全活動を担う人材の育成に努めますとともに、各地域で自主防犯活動に取り組む団体にアドバイザーを派遣し、活動の活性化を図ったところであります。今後とも、地域住民と行政が一体となって、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、32ページをお開きください。2)交通安全対策の推進についてであります。主な事業及び実績にありますように、交通安全運動県民

参加促進事業としまして、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、テレビ及びラジオによるスポット広告の放送やチラシ及びポスターの作成・配布によりまして、効果的な啓発に努めたところであります。なお、県内交通事故の発生件数や死亡数等の推移につきましては、一番下の表にありますように、厳しい状況でありますので、今後とも、交通安全意識の高揚や交通秩序の維持について啓発を図り、交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、33ページをごらんください。3)安心できる消費生活の確保についてであります。主な事業及び実績にありますように、まず、消費者啓発推進事業及び消費生活啓発員設置事業としまして、県消費生活センターにおきまして、消費者啓発講座等の開催や消費生活に係る情報の提供を行い、主体性のある自立した消費者の育成に努めたところであります。

次に、消費生活相談員等設置事業としまして、県消費生活センター及び都城、延岡の両支所に相談員を配置し、消費者からの各種相談に応じたところであります。

次に、㊦「相談しよう！」多重債務者対策事業としまして、消費生活センターの相談員を1名増員することにより、問題を早期に解決できるよう相談体制の充実を図りますとともに、多重債務に陥らないよう、啓発キャンペーンや講演会などを実施したところであります。

次に、㊧消費者行政活性化事業であります。平成20年度末に設置しました宮崎県消費者行政活性化基金を活用しまして、消費者啓発の強化や相談員の養成など、消費生活相談窓口の機能強化等を図りますとともに、補助金の交付によりまして、市町村が行う事業の支援に努めたところであります。今後とも、啓発や相談事業な

どを実施することで、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果についてであります。

なお、最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

生活・協働・男女参画課の説明は以上であります。

○安井文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課の平成21年度決算状況について御説明いたします。

平成21年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。文化文教・国際課の欄にございますように、予算額は50億2,905万1,000円に対しまして、支出済額は49億6,373万2,429円、翌年度繰越額が5,762万3,000円、不用額は769万5,571円、執行率は98.7%となっておりますけれども、これに翌年度繰越額を含めると99.8%でございます。

続きまして、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

青いインデックス「文化文教・国際課」、27ページをお開きください。まず、(目)企画総務費でございますが、不用額が622万5,441円となっております。これにつきましては、次の28ページをお開きください。節の欄にあります備品購入費が主なものでございますが、中身は、県立芸術劇場における備品購入の入札残でございます。

次に、29ページをごらんください。(目)事務局費でございます。不用額が101万4,477円となっております。これは、負担金・補助及び交付金の不用額44万3,704円が主なものでございます。中身は、私立高等学校授業料減免補助金等の確定に伴うものでございます。

決算事項の説明は以上でございます。

次に、21年度の主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の35ページをお開きください。1の1)安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてであります。主な事業及び実績の表にありますように、私立学校振興費補助事業につきましては、右のほうの実績内容のとおり、私立の高等学校、中学校、小学校に対しまして補助を行うことによりまして、保護者の経済的負担の軽減や特色ある私立学校づくりに努めたところであります。

次に、36ページをお開きください。1)の文化の振興であります。まず、主な事業の1つ目の宮崎国際音楽祭開催事業は、財団法人宮崎県立芸術劇場に指定管理業務として委託をしておりますが、平成21年度の第14回は、5月5日から23日にかけて開催いたしまして、期間中の来場者数は1万2,784人となっております。

次の県立芸術劇場事業につきましても、財団法人県立芸術劇場に管理運営を委託しておりますけれども、平成21年度は3つのホールや練習室などで合計22万3,072人の方に御利用をいただいたところでございます。

次の県立芸術劇場大規模改修事業は、平成5年の開館以来、20年近くが経過しまして、劇場の設備等が老朽化してまいりましたので、19年度から順次実施しているもので、21年度は演劇ホールの舞台照明の修繕などを実施いたしました。なお、括弧書きの22年度への繰越額が5,762万3,000円となっております。これは、国の2次補正予算を活用した事業でございますけれども、事業の決定が年度末でございましたので、22年度に繰り越しとなったものでございます。大規模修繕につきましては、今後も、緊急性の高い

ものを十分検討しながら、順次、改修を行いまして、利用者の安全確保や県民サービスの向上などに努めていきたいと考えております。

次の県文化賞は、尺八ですとか人間浄瑠璃など異なる分野の4人の方々を顕彰いたしました。

次に、37ページをごらんください。まず、若山牧水賞ですけれども、昨年度は大島史洋さんという歌人が受賞されました。この事業は、宮日新聞、延岡市、日向市と一緒に運営しておりますけれども、回を重ねることで全国版の短歌文学賞として定着してきたものと考えております。

次のミュージックランドみやざき推進事業では、いろいろな音楽をいろいろな場所で気軽に楽しむ機会と発表の機会を提供することを目的にしまして、県庁でのコンサートや県内10市町村での街角コンサートなどを開催したところであります。

次の日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業では、18団体による郷土芸能の公演や担い手による座談会を実施しまして、伝統文化の保存・伝承の機運づくりに努めたところでございます。

今後とも、より多くの県民の方にさまざまな機会を通して文化に親しんでいただきまして、青少年の心の教育ですとか、高齢者の生きがいづくりなど、心豊かな生活の実現につながっていくような文化関係の事業を進めていく必要があると考えております。

次に、39ページをお開きください。3)の国際化の推進と多文化共生社会づくりであります。主な事業と実績でありますけれども、まず、外国青年招致事業では、当課に英語、韓国語、中国語に対応できる3名の国際交流員を配置しておりますが、その3名を活用しまして、県民の国際理解を進めるための各種国際交流活動や通

訳・翻訳等の業務など、幅広い取り組みを行ったところであります。

次の多文化共生社会推進事業では、多文化共生に関する普及啓発事業として、広報誌等による情報提供や、学校などへのアドバイザー派遣を行ったほか、在住外国人支援事業として、日本語講座や法律相談、生活相談等を実施したところであります。

次に、40ページをお開きください。まず、改善事業の国際理解・国際交流促進事業ですが、先ほど申し上げました、当課におります3名の国際交流員等を県内の小・中・高校に派遣しまして、児童生徒にそれぞれの国の歴史・文化を紹介するなどして、子供たちの国際理解の促進を図ったところであります。

次の東アジア民間交流促進事業は、宮崎と台湾との間で文化・スポーツ等の民間団体の相互交流が活発になることをねらいとしておりますけれども、そのきっかけづくりとして、それぞれの国の団体のリーダーに相互に相手国を訪問してもらい、具体的な交流の実現に向けた話し合いの場を提供したものであります。

最後の海外技術研修員受入事業では、アジア地域から3名の研修員を受け入れ、宮崎大学などで研修を行いました。途上国の発展に貢献できる人材の養成はもちろんですが、研修員と県民の交流を通して、県民の国際理解の促進にも役立ったと考えております。なお、米印に書いておりますけれども、3名のうちラオスからの技術研修員は、体調不良ということで途中帰国となっております。

今後とも、市町村、民間団体等と連携しながら、国際感覚豊かな人づくり、多文化共生社会づくりを推進していく必要があると考えております。

最後になりますが、監査における注意事項についてでございます。もう一度、決算特別委員会資料にお戻りください。36ページでございます。注意事項一番上の県立芸術劇場の行政財産使用料について、調定事務がおくれているものが見受けられたというものでございます。この点につきましては、業務内容の再確認を行うとともに、適正な収入事務が行われるよう、チェック体制を強化する措置を講じたところでございます。

文化文教・国際課は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の平成21年度の決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成21年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。人権同和対策課のところでございます。予算額1億4,440万1,000円に対しまして、支出済額1億4,404万3,104円で、不用額は35万7,896円、執行率は99.8%となっております。

次に、青いインデックス「人権同和対策課」の31ページをお開きください。当課の決算事項別の明細であります。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、平成21年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックス「人権同和対策課」の42ページをお開きください。2)人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。施策推進のための主な事業及び実績といたしまして、まず、宮崎県人権啓発推進協議会委託、並びに「みんなの人権！思いやり交流プラザ開催」であります。主な実績内容欄にありますように、8月の

人権啓発強調月間や12月の人権週間における集中啓発、さらには人権啓発イベント開催などのさまざまな啓発事業を実施いたしまして、県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたところであります。

次に、宮崎県人権啓発センターであります。人権同和対策課内に設置いたしました宮崎県人権啓発センターにおきまして、人権に関する各種の研修会やセミナーの開催、講師の派遣、研修用ビデオの貸し出し等を行ったものであります。

次に、右側の43ページをごらんください。えせ同和行為等対策であります。えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因の一つでありますので、アンケート調査やリーフレットの作成・配布、講習会の開催等により、えせ同和行為を排除するための広報啓発に努めたところであります。

次に、施策の成果等であります。まず、①の県民の人権啓発につきましては、宮崎県人権啓発センターを県民啓発の中核といたしまして、機能の充実を図りながら、啓発・研修の進展に努めたところであります。今後とも、一層の工夫を凝らしながら、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。また、②のえせ同和行為等への対応につきましては、43ページの一番下に近年の状況を記載しておりますように、平成21年度調査では、応諾率、これは、注にありますように、違法・不当な要求を受けた事業所のうち、その要求に応じた事業所の割合でございますけれども、この応諾率は減少いたしております。今後とも、えせ同和行為は絶対に許さないという強い姿勢で啓発の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま

しては、特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課は以上でございます。

○金丸情報政策課長 情報政策課の平成21年度決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成21年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。情報政策課のところであります。予算額19億9,517万1,000円に対して、支出済額11億175万7,245円、翌年度繰越額8億1,342万円、不用額7,999万3,755円、執行率は55.2%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は96.0%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上もの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

青いインデックス「情報政策課」のところ、33ページをお開きください。まず、(目) 企画総務費であります。不用額が314万8,194円で、執行率は62.7%となっておりますが、委託料の翌年度繰越額の3億360万、これは、自治体クラウド開発実証事業の委託料がほとんどであります。工事請負費の1億5,535万円の繰り越しは、2月補正で計上させていただきました県庁LAN設備更新工事に係るものでございますが、これらの翌年度繰越額を含めた執行率は99.7%になります。また、不用額の内容は、負担金・補助及び交付金であります。財団法人自治体衛星通信機構に委託しております公的個人認証の手数料収入が増加したことにより、各県が自治体衛星通信機構に対して負担しております交付金が減額されたことによるものであります。

34ページをお開きください。(目) 計画調査費であります。不用額が7,684万5,561円で、執行率は42.9%となっておりますが、翌年度繰越額、負担金・補助及び交付金3億5,341万円、これは、携帯電話等エリア整備事業の繰り越してございますが、この翌年度繰越額を含めた執行

率は89.8%になっております。また、不用額の内容は、負担金・補助及び交付金であります。携帯電話等エリア整備事業における国庫補助金の額の確定による執行残などです。

続きまして、平成21年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成21年度主要施策の成果に関する報告書の青いインデックス「情報政策課」のところ、44ページをお開きください。2、快適で人にやさしい生活空間づくりの情報通信環境の整備であります。まず、施策推進のための主な事業及び実績の携帯電話等エリア整備であります。これは、携帯電話等のサービスが提供されていない地域において、サービスを提供するための施設を整備する市町村に対し、国及び県が補助を行うものであります。平成21年度は、諸塚村の小原井・八重の平地区を初め、4市町村の15地区、合計341世帯を対象に事業を実施しております。このうち延岡市など3市町村の13地区235世帯につきましては、本年度に事業繰り越しを行っておりますが、このうち2地区は事業が完了しており、残り11地区は来年1月までに事業完了の予定となっております。

次に、宮崎情報ハイウェイ21管理運営であります。これは、県内全市町村を高速大容量の光ファイバー網で結ぶ情報通信基盤であり、右の45ページ、施策の成果等の②にありますように、ケーブルテレビ、携帯電話での利活用に加え、中山間地域のラジオ受信障害の解消にも活用されるなど、情報通信格差の是正を図ったところであります。

次に、自治体クラウド開発実証であります。これは、施策の成果等の③にありますように、総務省の実施する開発実証事業に佐賀県、大分県と共同で参加したものであり、各市町村等が

低廉かつ効果的に利用できる基盤システムの開発実証事業に取り組んでおり、現在、各市町村が同じシステムを使うための事務手続の統一等を進めているところであります。

以上が主要施策の成果についてであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

情報政策課の説明は以上であります。

○押川主査 説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 御質問してまいります。まず、生活・協働・男女参画課の県とNPOとの協働推進の件なんですけれども、公募型事業、NPO提案で3事業ということなので、具体的にどういったような事業であったのか、お聞かせください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 県とNPOとの協働推進事業、これは、NPOから県の重要施策について提案をいただきまして、それについて県で審査して事業を採択するというところで、7つのNPOから提案をいただきまして、その中から外部審査委員を入れた委員会で審査した結果、3つの事業を採択しております。1つは延岡の絵小町東海プロジェクトという事業、博物館の古民家を活用した「音楽に親しむ会」というところが音楽とか物産の紹介等を行う事業、もう一つは、高鍋にあります観光遺産になりました高鍋大師、持田古墳を活用した事業の3つの事業を採択して、実施をしております。

○武井委員 企画公募をして、延岡と高鍋大師とかあったんですけれども、それぞれの金額とか、内訳をお尋ねします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 それぞれの金額ですけれども、まず、延岡の絵小町東海プロジェクト、補助額としましては200万。3事業

ともそれぞれ200万です。

○武井委員 それぞれ200万で募集をしてということですね。

○大脇生活・協働・男女参画課長 そういうことでございます。

○武井委員 わかりました。

文化文教・国際課に移らせていただきます。宮崎国際音楽祭なんですけど、私、以前、1回、議会で質問をして、それから県民参画等を含めて改善をするというようなことで、考える会などとも会ったりもしたんですけども、あれがおととしでしたから、実際にこの21年度予算には何がし県民参画などの視点というものが反映されていたらと思うんですけども、変更点とか、改善点というのはどういうところにあったのか、お聞かせください。

○安井文化文教・国際課長 改善点といいますか、特に目立って新しいものを追加したとか、そういったことはございませんでした。

○武井委員 議会の中で、当時、丸山部長でしたけれども、例えば研修プログラムの中に250人も研修する人がいるのに、宮崎の人は1人か2人しかしないというようなことで、もっと県民が入るようなことをしていくとかが、そういったようなことというのは改善をするというふうにおっしゃっておったかと思うんですけども、そのあたりというのはちゃんとなされたのかどうかを伺います。

○安井文化文教・国際課長 今おっしゃったのは、講習生のお話だと思っておりますが、第13回は県在住・出身者6名、14回も5名ということで、結果としては数はふえてはおりません。これは実際の数字です。

○武井委員 ということは何ら改善はされていないということですか。確認です。

○安井文化文教・国際課長 基礎クラスというのがありまして、こちらのほうは県内が20年が6名、21年が11名というふうになっています。先ほど申し上げましたのはマスタークラスの専門的なクラスでございまして、基礎クラスというのが別にございまして、その分がふえております。

○武井委員 申しわけないんですけども、改善が意識されて、そういうような方向で取り組みをされてきたのかというような話なんですけれども、今、数もちょっとふえたということですから、とにかく、そのあたりというのはそういう形で改善するというので知事もおっしゃって、当時の部長もおっしゃってという話ですから、今後も含めてですけれども、その辺は改善されていくんだろうと期待していきたいと思えます。

あと、これもお話をしたんですが、音楽祭についてですけれども、タクシーチケットが2週間で400万ぐらい使っていて、このありようは問題ではないかという話があったかと思うんですが、具体的にどう改善されたのか、伺います。

○安井文化文教・国際課長 タクシー券については、13回までは確かに結構支出がありましたので、第14回以降は、外国人演奏家などのメインゲストを除いては、タクシー料金の支払い方法ですけれども、精算払いということで、出演者に立てかえ払いをして、後で精算するという形にしております。第13回の経費が約430万かかっておりましたけれども、第14回では290万ということで、タクシー券を使わないでもいいように、無駄遣いを減らすということで取り組んだところでございます。

○武井委員 わかりました。

改修のほうに移りますけれども、この前、議

会でも質問をしたんですが、非常に規模が大きいということで、金額も非常に大きいんですけども、今回の改修を見てみますと、池のろ過器とか循環装置とか、そのあたりに関してのコストが非常にかかっているんですけども、非常にコストがかかるのであれば、あそこの池を持っておく必要というか、平たく言えば、つぶしてしまってもいいのかなとも思うんですけども、ここにかかっているコストというのはどの程度あるのか、お伺いをいたします。

○安井文化文教・国際課長 36ページにあります池のろ過器、循環装置取りかえ、この分の経費は1,995万円を予算として見ております。

○武井委員 ただでさえ非常にコストのかかるところですから、いろんなことを聖域なく抜本的に見直しをしていただきたいと思います。

次に移ります。情報政策課にお伺いをいたしますが、負担金と使用料と委託料、物の性格から非常に金額が大きいんですけども、負担金1.6億、使用料2億、委託料1.9億、細かいところは結構ですけれども、ざっくりとどういったような内訳なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○金丸情報政策課長 今のは翌年度繰り越しの件でよろしいのでしょうか。

○武井委員 はい。

○金丸情報政策課長 委託料は3億300万を繰り越しておりますけれども、このうち2億9,900万が総務省から受託をしております自治体クラウド開発実証事業に係る委託料であります。工事請負費、これは2月補正で計上させていただきましたきめ細かな交付金を活用した県庁LAN設備更新工事の工事請負費の分が全額でございます。計画調査費のほうの負担金・補助及び交付金の3億5,341万円は、携帯電話等エリア整備

事業、これは市町村が実施主体でございますが、その事業の繰り越し、その3件です。

○武井委員 この手の委託料とかというものの、特にIT系のものというのは一たん契約をしてしまうとランニングも非常に高く、これは前の委員会でも話題になったことですが、インシャル分は安くてもランニングが非常に高くなるというのは傾向としてあろうかと思うんですけれども、もろもろの契約の更新等に当たって、ランニングの高どまりにならないように、そういった意味ではできるだけ競争性を持っていかなければいけないということにもなるかと思うんですけれども、基本的にはそういった契約の更新というものは競争入札でされているのか、それとも随契にならざるを得ないので随契になっているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○金丸情報政策課長 自治体クラウド開発実証事業が、今、武井委員がおっしゃったようなことを実証でやってみようという事業でございます。今まで我々は自分でシステムを開発して、自分で持って使っていたんですが、自治体の業務で共通化できる部分が多い、特に法定の業務、例えば市町村で言えば税の業務であるとか住民、こういったのは共同でできるんじゃないかということは、システムも共同で持てる、それによる割り勘効果、みんなでやることによってランニングも低く抑える、あるいはシステム更新のときの経費も安くなるというようなことを実証している事業でございます。それをやるということもありますけれども、当県におきましては、17年度からIT調達支援ということで、情報政策課に民間から任期つき職員を登用して、5年間で約25億円のコスト削減をやりましたけれども、開発事業者から出てきた見積書

をいろいろ精査した上で開発経費を抑え、ランニングについてもいろいろと精査をしてコスト削減を図ってきております。

基本的には、県で契約しておるものは、普通、システムは大体5年間ですので、その時点で5年間の長期継続契約を結んで、各単年度ごとは1社随契、長期継続契約を締結したところと契約をしていくという取り扱いにしております。一番最初に契約する時点でとにかくコスト削減をするように、来年度予算の編成準備も始まっておりますが、クラウドをやっていることもありまして、実は県土整備部が管理しております電子入札システムが、これまで自分で持っていたシステムなんですけど、今年度から、SaaSシステムという、我々で開発せずに開発事業者、メーカーが開発したものをそのまま使う。いわば既製品をそのまま使わせてもらうというような形に変えたことによって、数千万、コスト削減をしております。

要は自分で開発するのではなくて、電気とか水道と同じように、使った分だけ払うような仕組みに自治体の情報システムの運用も変えていこうということを今、実証しながら、我々も実践しながらということをやっているという状況でございます。

○武井委員 5年間長期契約で1年随契していくというようなことはわかったんですが、実際、5年後からまた更新をするときに、A社からB社にかわったとかいうことは現実的に今まであったのか。ほぼA社が5年やったら、またA社が5年とってと、大部分がそういうふうにならざるを得ないのかなと思うんですが、現実的にそういう柔軟性というのはあるものなのか。

○金丸情報政策課長 確かに、武井委員がおっしゃるようなのがこれまでありまして、いわゆ

る我々、手切れ金と言っておりますけれども、A社からB社にシステムを変更する場合には、もとのシステムにあったデータを抽出する経費として非常に大きなお金を要求される、それでいくと5年間のシステム事業者をかえると、トータルコストとして高くなってしまいます。だから、もとの事業者にせざるを得ないという状況が確かにごさいましたけれども、それでも事業者を変更しているという例はございます。そこら辺を今回、自治体クラウド開発実証事業で乗りかえやすくするというこのための、データ移行ツールと言っているんですが、基本的には、プログラムは確かに開発事業者のものですけれども、そこに蓄積してあるデータは我々のものですから、それを当然の権利として引き出しなさい、あるいはそれを引き出す簡単な移行ツールをつくりなさいということで、開発実証事業の中で今、入れているところでございまして、それは全国的な課題にもなっております。いかにコストを削減するかという上で、結局、今、武井委員がおっしゃったようなことがあるから、かえられない、コストが安くならないとありますので、そこら辺のルール化をこの事業の中で、うちの県のテーマとして与えられて、今、取り組んでいるところでございます。

○武井委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございませんか。

○横田委員 文化文教・国際課にお尋ねしますが、35ページの私立学校振興費補助事業についてですけれども、④に少子化の進行に伴い、今後は、私立学校の主体的な取り組み、自助努力による生徒の確保等が課題であるというふうに書いてありますけれども、日章学園高校は共生科という学科をつくって、発達障がいの生徒たちを受け入れて、健常児と一緒に勉学をさせて

おられるんですけれども、双方に非常にいい効果が出ているということもお聞きしています。それで、県として、その日章学園の共生科みたいな学科の創設をほかの学校にも促すようなことはしないのか、また、できないのかをお尋ねしたいと思います。

○安井文化文教・国際課長 今おっしゃったように、日章学園にそういうコースがありまして、平成18年度からできたコースで、33名ぐらいいらっしゃるといことなんですが、効果があるということで今、委員のほうからもお聞きしましたけれども、各学校にということになると、また各学校の判断ということになります。ほかにも似たような軽度の障がいの方を受け入れている学校もございまして、独自にそれぞれ考えて取り組んでいるという状況でございますので、そこは各学校の判断に任せたいと思っております。

○横田委員 たしか定数10名だったと思うんですけれども、まだまだそういう学校に進学したいと思っている発達障がいを持った人はたくさんおられると思うんです。こういうのは県立高校は非常に取り組みにくい事業だと思いますので、できれば私立高校が積極的にこういう事業に取り組んでいただけたらうれしいなというふうに思います。

次の36ページなんですが、施策の目標に県民が「こころの豊かさ」を実感できるようにというふうに書いてありますけれども、実は、「心豊かに暮らそうよ」というのが私のキャッチフレーズでして、心豊かさという言葉にもものすごく敏感に反応してしまうんですけれども、ミュージックランドみやざき推進事業、実は先日、前の楠並木で、これはたしか商工がやっていると思うんですけれども、ストリート音楽祭をたまたま

見せていただいて、すばらしいなと思ったんですけども、これに街角コンサートということでも、10市町村が取り組まれたということですけども、県がこういう事業をすることで各市町村の取り組みへの広がりといいますか、それはどんなふうになっているんでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 まさしくこの事業の目的は、県が最初にやって、後は各市町村のほうでやっていただきたいという気持ちでやっております。3年かけて各市町村に行き渡るようにということでやってきたわけです。今年度が3年目ですが、口蹄疫の関係がありましたので、高鍋とか川南とか、あっちの方面を中心にやるんですけども、そういうことで各市町村に3年かけてそういう働きかけをしてきたところでございます。これからはどういうふうになっていくかというのがございますけれども、そういった状況でございます。

○横田委員 今言われたように、県の取り組みに市町村が引き込まれていって、それで市町村の中で広がりが出てくるのが一番大事じゃないかなと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

その次ですけども、郷土芸能伝承事業、これまで神話とかを題材にした観光誘致とかをしてきて、非常に効果が上がってきていると思うんですけども、地元の人自分たちの周りの郷土芸能等を知らないということになると非常にまずいなというのがあります。21年度は延岡で1回だけされたということだと思んですけども、もともとこういう事業も県内あちこちで進めるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 一応これも22年度までの事業になっているんですが、22年度につ

いては日南市で予定していましたが、口蹄疫の関係で、各地から来ていただくものですから、予定が8月で準備もありますので中止いたしましたけれども、今、国の制度等もありますので、そういったものを活用しながら保存伝承の取り組みができるようにしていきたいと思っています。延岡でやったものは、延岡中心ではありましたが、各地から来ていただいて、メジャーじゃないマイナーなものも見つけて演じてもらって、それとは別の機会をまたつくって、担い手の座談会をやったりということでやっておりますので、何かそういう取り組みをしていきたいというふうに思います。

○横田委員 自分たちの地元の伝統的なものを知るといことが、自分の郷土に対する誇りにつながると思いますし、県外に対するアピールにもなると思いますので、引き続きの御努力をお願いしたいと思います。

○押川主査 要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

○鳥飼委員 2～3点お尋ねをいたします。まず、生活・協働・男女参画課、大脇課長にお願いいたします。33ページに安心できる消費生活の確保ということで一覧表がございしますが、ちょっとわからないのは、消費生活相談員等設置というのが2,400万でありまして、その上に消費生活啓発員設置というのが795万ありますが、主な業務内容といいますか、違い等があれば教えてください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 消費生活啓発員は、講座等を開催しておりますので、その講師、先生として行く啓発員、嘱託の職員になります。消費生活相談員は、センターで一般消費者から来ます相談に対応する相談業務を行う職員ということでございます。

○鳥飼委員 そうすると講師料というか、そんな感じのことが上の段かなと思うんですが、下の消費生活相談員、県単なんですが、消費生活センターが5人、都城・延岡支所が3人ということなんですけれども、この消費生活相談員の資格といたしますか、それぞれ詳しい知識が必要だというふうに思いまして、消費所長なんかも研修をやったりしているんですけれども、その資格等についての御説明をお願いします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 消費生活相談員なんですけれども、相談員につきましては、消費者安全法の中で規定がありまして、相談員を置くということになっているんですが、専門的知識及び経験を有する者を事務に従事させるという規定になっておりまして、どういった資格がある人でないと雇用できない、持つことはできないということではございません。ちなみに、平成3年度から独立行政法人の国民生活センターのほうで、消費者センターの相談員の資格試験、国家試験じゃないんですが、認定試験みたいなものをセンターでやっています。その試験の合格者は県の相談所には7名おります。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、かなり消費者行政と言いますから、制度も含めて詳しい知識がないと相談に応じ切れないというのが現状だろうと思います。そういう意味では、私も何回かお邪魔しましたけれども、そういう方たちが務めておられるのかなというふうに思っておりますが、身分的には非常勤ということになっているのか、賃金等についての御説明をお願いします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 消費生活相談員につきましては、非常勤の職員ということで、報酬は月額で8,000円ということでございます。

す。

○鳥飼委員 高いか安いという議論ももちろん出てくるんですけれども、これは国がある程度の予算を出すとか、そういうやりくりができるというような範囲はないんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 国の関係では、消費者行政活性化基金というのを20年度積み立てて、21年度から事業を実施しているんですが、基本的には、相談窓口の機能強化というのが目的になっておりますので、新たに雇用して機能を強化するという部分には使えるんですけれども、報酬の上乗せまでは現状では利用できないということになっております。

○鳥飼委員 そういう縛りがありますね。20日働いて16万ということになって、通勤手当は、若干、前のときに部長から出してもらおうような取り扱いをしていただくようになりましたが、少しは前進はしたんですけれども、身分の安定というのが大事だと思いますので、賃金の確保とあわせて、今後の検討課題なんだろうけれども、その辺の配慮もお願いしたいというふうに思います。

それに関連いたしまして、その下に「相談しよう！」多重債務者対策ということで、多重債務問題特別講演会の実施とかいろいろ書いてありまして、次のページにも③に「県多重債務者対策協議会を開催し」というようなことになっておりますが、この多重債務者対策協議会の状況と、どういうことを取り組んでいるのかについて御説明をお願いいたします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 多重債務者対策協議会ですけれども、平成19年の8月に設置しております。県民政策部長が会長ということで、あとは県の関係機関と県警、学校、社会福祉協議会、県の弁護士会、司法書士会、法

テラス、貸金業協会等をメンバーにしております。この協議会の中で多重債務に関する現状なり対策を協議していくということにしておりまして、昨年度は2回、会議を開催いたしております。以上です。

○鳥飼委員 会長はどなたがしておられるんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 会長は県民政策部長です。

○鳥飼委員 部長がしておられるということですね。わかりました。

多重債務問題についてはいろいろと課題もありますので、今後、これの解消といえますか、可能な限りいろんな提案もあろうかと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

そこで、下の欄に表がございますが、約1万件ぐらい消費生活相談の状況ということですが、けれども、どういうふうな相談がどの程度あるのか、おおざっぱで結構です。

○大脇生活・協働・男女参画課長 消費生活センターへの相談の件数と内容ですけれども、例年、大体1万件程度ということがございます。具体的には、21年度が9,747件、その前の20年度が9,684件という件数でございます。

それから、相談の内容なんですけれども、一番多いのが、分類としては融資サービスということで、具体的には借金の問題、ヤミ金とか保証人の関係。2番目が、くくりとしては放送コンテンツというくくりなんですけど、具体的にはインターネットの不当請求。3番目が、レンタルリース・賃貸関係ということで、具体的にはアパート退去時等の敷金のトラブル、この3つが多いようでございます。

○鳥飼委員 比率は大体何%ぐらい。

○大脇生活・協働・男女参画課長 21年度で言

いますと、一番多い融資サービスにつきましては1,349件、2番目のインターネットの不当請求等の放送コンテンツ関係が1,184件、レンタルリース・賃貸の敷金のトラブル等が567件となっております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。次から次に悪知恵を働かせる人が世の中にはたくさんいますから、相談を受けるほうも大変だろうというふうに思います。そういう状況になっていきますけれども、どちらにしても生活相談員の方々に頑張っていただくといえますか、消費生活センターの方に頑張っていただくことになっていきますので、いろんな面での配慮をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、文化文教・国際課にお尋ねいたします。私立学校振興費補助というのが35ページに37億5,553万円というふうになっております。これは、主に学校の先生の賃金の補助とか、いろんな管理費とか、そういうことだろうと思うんですが、大体どのようなものに使われているのか、御説明をお願いいたします。

○安井文化文教・国際課長 補助対象経費は、先ほど言われた管理費等はいりませんで、教職員の人件費と教育研究経費ということで、学校の教育に要する経費が主に対象になっております。

○鳥飼委員 人件費が主だというようなことでございます。そこで、学校名は申し上げませんが、延岡で紛争が起きた経緯がございます。今でもやっているところがあるんですが、裁判の費用を学校の経費から支出をしているというような話も聞くんですけど、そういう意味では、そういう支出はこの補助金は妥当ではないということで理解してよろしいのでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 そういった経費は対象にならないというふうに理解しております。

○鳥飼委員 わかりました。学校の中が落ちついていることが、子供たちの教育に与える影響というのはかなり大きなものがあると思いますので、またそういう機会がございましたら、御指導をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

今、7対3ということで私立学校はあるわけですが、これからの私学の課題と申しますか、少子化等も出てきているわけですが、課題についてどんなふうに考えておられるのでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 35ページの④に書いておりますように、少子化というのがございますので、中学校を卒業して高校に入る数がどんどん減ってきます。具体的に言いますと、平成元年ですが、中学校の卒業者は2万93人おりましたけれども、これは県立も私立も全部ですけれども、21年度は、1万1,870人ということになっておまして、さらに平成30年の見込みが1万566人ということで、平成元年の半分ぐらいになるということが予測されておりますので、7・3という定員割合の中で私学がどうやって生き残っていくかというのは非常に大きな課題だというふうに考えておりますので、学校を訪問した際とか、校長会とか、いろんな機会に経営努力だけじゃなくて、特色を出すとか、そういった学校の取り組みも指導しているところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。激減という感じがですね。なかなか運営が難しいのかなという感じがいたしますが、いずれにしても、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ここには直接出ていないんですけれども、専

修学校というのもあるんですけども、専修学校はこの中ではどういうふうな位置づけになっているのでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 専修学校は私立学校振興費補助金に入っていないんですが、別に専修学校に対する専修学校教育充実支援事業というのを実施しております。21年度は1,700万を交付しております。ただ、これは、全学校が対象ということではなくて、一つは専修学校の中の高等課程というのがあります。中学校卒業程度の方が行く課程がございますけれども、その分の中で大学入学資格が取れる2校ということで、対象者33名というふうになっておりますけれども、こういったものと、あと、これはどこの専修学校でも対象になるんですけれども、教育備品とか図書購入などの経費が必要な場合は3分の1を補助するというので、21年度は18校に補助をしておりますので、別途、そういった助成はしております。専修学校は学校教育法第1条で言う学校という位置づけではなくて、その他の学校になっておりますので、県単独でその部分は補助をしているところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、子供たちに平等なといいますか、そういう教育の場を提供していただくようお願いを申し上げます。

文化文教・国際課長にもう一つだけお伺いたします。39ページに多文化共生社会推進事業というのがあります。上にも外国青年招致事業ということでアメリカ、韓国、シンガポールとかいろいろあります。そのほかにもバングラディッシュとかラオスとか御説明がございましたけれども、県内の外国人数、数字としては在日コリアンの方が多かったと記憶しているんですけれども、概略、教えていただけますか。

○安井文化文教・国際課長 現在の外国人登録をされている方の数は、県の調査で4,108名となっております。そのうち中国の方が1,838名で45%を占めておられます。その後が韓国、朝鮮の方で623人、15%、フィリピンが526人、13%、インドネシア327人、8%ということで、アジアの方たちで8割が本県の登録者数の割合となっております。

○鳥飼委員 わかりました。中国の方、在日コリアンの方が一番多いんですね。

今言われた方たちの宮崎在住はどういう理由と申しますか、歴史的な経過等もあるだろうと思うんですけども、在住の目的と申しますか、そういうものがあるのでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 外国人の方が日本におられるためには、在留資格というのが必要ですけれども、本県で言いますと、中国の1,838名の方で一番多い在留資格は、特定活動と申しまして、企業等で技能実習、そういった方たちの仕事が多くて、これが中国の方のうちの594人ということで32%となっております。その後が研修生——研修生と申しますのは、特定活動に入る前に1年研修するということですので、ほとんどセットの人数となっております。韓国・朝鮮の方で一番多いのは特別永住者という方で、これは、サンフランシスコ講和条約が発効した後自動的に日本国籍を失った方が、日本に住めるようになったという特例措置でございます。その方たちが韓国の方の中では一番多くて、66%となっております。

○鳥飼委員 わかりました。そういえば、農業生産法人とか、結構、中国の方が来て働いておられますね。私も都城の石原フーズさんでしたか、行ったときにそんなお話をしておられました。大体3年とか年限を切られているようで

ございます。働いている人はそんなにないですけども、こういう人たちに対して、多文化共生社会推進ということで、いろんな情報誌を上げたりとか、そういうことをやっておられるんでしょう。具体的には、そういう方たちに対して、ここに書いてあるようなことなんですけれども、多くの方が利用しておられるのでしょうか。どんな状況でしょうか。

○安井文化文教・国際課長 39ページの多文化共生社会推進の実績のところ、普及啓発と在住外国人支援事業とございますが、下のほうの在住外国人支援事業のいろんな講座とかございますけれども、これを足し合わせると660名ということになりまして、多いのか少ないのかというのはありますが、それなりの実績ではないかというふうに思っております。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、いろんな面での支援をお願いしておきたいと思えます。以上で終わります。

○前屋敷委員 今に関連してなんです、いろんな事業をしておられて、いろんな講座もしておられるんですけども、日本語講座とか、医療従事者のための語学講座とか、これは全県的に各地域で開催しておられるのか、宮崎市中心に講座を開かれているのか。利用者からすると各地でこういう講座を開いたほうが参加をしやすいと思うんですけども、実態を教えてください。

○安井文化文教・国際課長 おっしゃるとおり、宮崎市中心でやっております。まだ、いろんな各地に広げるといところまではなかなかいかない状況でございます。

○前屋敷委員 医療従事者の方々の語学講座ということですが、具体的には、看護師さんとか介護士さんとか、そういう方々なんですか。

○安井文化文教・国際課長 そのとおりでございます。去年は医師会館に集めてやらせていただきました。ことしは福祉総合センターを活用してやっております。

○前屋敷委員 より多くの在住の方々が利用できるように、この辺のところは今後、工夫改善を図っていただきたいというふうに思います。お願いします。

生活・協働・男女参画課にお願いいたします。男女共同参画センターですけれども、指定管理者で担っていただいているということなのですが、この指定管理は今、スタッフといえますか、構成員は何名で事業に当たっておられるか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 男女共同参画センターはNPO法人なのですが、職員としましては、所長以下事務局職員で5名、それと相談員が通常業務で6名いまして、交代制で勤めておまして、午前中1人、午後2人、夜間1人というローテーションで6名が回っております。それと、チャレンジ支援ということで別に相談員が1名おります。以上です。

○前屋敷委員 今、おっしゃった専門相談員とか相談員という方々がこのスタッフの構成員に入っておられるのかということで、かなり相談件数も多い状況だったので、常勤の方だと思っておりますが、果たしてそういう人数で回るのかなというふうに思ったものですから。相談員は別個にいらっしゃるということですね。

それと、審議会の女性登用の率ですが、県の審議会には登用率が高く、目標にだんだん近づいているという状況ですので、引き続き頑張りたいと思いますが、問題は市町村での状況が余り登用率は高くないというふうに聞いているところですが、実態をつかんでおられますか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 市町村における今、審議会への女性の登用の状況なんですけれども、20年度でいきますと18.2%、21年度では1.8%向上しまして、20%ということになっております。

○前屋敷委員 なかなか困難な状況だと思えます。それぞれ私たち女性の立場から言っても、そういう意識がちゃんと醸成されるということと、あわせて、そういう環境づくりがないと、やりたくてもなかなか引き受けられないということが、県においてもそうなんでしょうけれども、そういったところを市町村へもぜひ啓発をしていただいて、それなりの援助がなければなかなか成果が出ませんので、そここのところの御努力をお願いしたいというふうに思います。

消費生活センターの件なんです。消費生活啓発員の配置、講師の役割を務めていただいておりますということで、都城・延岡支所にそれぞれ2人ずつ配置をされているということですが、都城、延岡が拠点としてここもそれぞれ県北、県内各地でこういう講師活動、講座を開いておられる状況なのか、各市町村の要請に応じて講座が開かれるのか、主体的に開いていくのか、その辺のところはどうですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 まず、消費者行政の啓発の関係ですけれども、延岡と都城、各2人、非常勤の方がおられて相談に行かれています。県央地区につきましては、消費生活センターに啓発係というのがありまして、その職員4名が啓発を行っているという状況です。いろんな啓発については、自治会ですとか老人クラブですとか、そういった申し込みがあったところに職員なり啓発員が出かけて行って、研修等を行うということにしております。

○前屋敷委員 ちなみに、21年度はどの程度の

講座が開かれたのでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 21年の実績ですけれども、全体で330回、受講者は1万6,168人となっております。

○前屋敷委員 この要請をするのは市町村を通じてですか。地域にもいろんな団体がありますが、直接、要請することができるんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 直接、センターのほうに申し込みいただければ対応できます。

○前屋敷委員 わかりました。

○横田委員 43ページのえせ同和行為の状況についてお尋ねしたいんですが、応諾率が減少してきているということは非常にいいことだと思うんですが、上の被害率を見ても少なくなっているような気がするんですけれども、全体として減少傾向にあると見てよろしいのでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 被害率も、これは21年の調査なんですけれども、前年の20年の調査におきましては、被害率は14.5%でございましたので、全体的に下がっていると。ただ、これも波がございまして、例えば、えせ同和行為を警察が摘発したりしますと、しばらくは鳴りを潜めるといったようなこともございますので、特にえせ同和行為で多いのは、高額図書の販売が一番多いんですけれども、これなんかも平成22年の1月に岡山県で初めて逮捕されているんですけれども、そういったことがあると少し鳴りを潜めるといった傾向がございまして、波があるということで、ここ2～3年は低下しているという状況でございます。

○横田委員 私は宮崎県に同和問題があること自体が本当にあるんだろうかと思うんですけれども、えせ同和行為というのがなかなかなくなる理由というのはどんなふうにお考えで

しょうか。

○吉田人権同和対策課長 なくなる理由は、それで甘い汁を吸おうという不心得な連中がなかなか後を絶たないということで、それがなくなる効果的な対策があればいいんでしょうけれども、私どもとしましては、えせ同和行為というのは、同和問題に対する誤解、偏見といったものをまき散らすといいますか、同和問題の解決を非常に阻害するものということで、地道に啓発をやっていくよりほかはないのかなと。あとは警察のほうと連携しながら、対応していくよりほかはないのかなと考えております。

○横田委員 本当に何とかなくしていきたいというふうに同和関係者は思っておられると思うんですよ。いつまでたってもそれがなくなるといというのは、こういうえせをする人たちがいつまでたってもいなくなるということが大きな原因かなと思いますので、引き続き応諾率を下げ方向で御努力いただきたいと思います。

○押川主査 ほかにございませんでしょうか。

○河野副主査 私、横田委員と同じ思いなんですけれども、近年、同和問題による差別事案の発生というのは掌握されているのでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 数は少ないんですけれども、ここ2～3年、1件、2件報告が上がってきております。具体的な場所等は控えさせていただきたいんですけれども、相手が被差別部落の出身者だということで僭称を使って差別発言をするといったような事案の報告が上がってきております。

○河野副主査 啓発活動をしている中で、私も教員をさせていただいていたので、同和問題というのは一つの大きなものだったんですけれども、今、同和問題・同和教育とかいうくくりじゃなくて、人権教育というくくりでさまざまな啓

発、例えば啓発事業の一つに、思いやり交流プラザ、その中で平成21年度の参加数というのが激減していますけれども、これは何か原因を分析しているでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 思いやり交流プラザは、県内3地区を毎年、交代交代で県北、県央、県南ということでやっているんですけども、平成21年は都城市で開催したところがございます。この参加人数が激減している要因につきましては、さまざまあるんだろうと考えておりますが、一つは天候の問題、もう一つは、この当時、ちょうどインフルエンザが流行していたというようなことを聞いております。それも影響したのかなと考えております。それと、これはちょっと講師の方に失礼な言い方で、言うのものはばかれるんですけども、講師の知名度とといったものも影響したのかなと考えております。

○河野副主査 この事業は改正ということであるんですけども、国の10分の10、県単とありますが、県単部分というのはどの部分なんでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 これにつきましては、国のほうから定額で委託料が参りまして、それを越えた部分を県単で見ているということでございますので、どの部分を県単でやったというような区分けはいたしておりません。

○河野副主査 今年度は延岡を中心にこのプラザが開催されるということで、幾つか私も参加させていただこうかなということで、その内容を見たときに、先ほど横田委員が望まれていましたけれども、100%差別をなくすという啓発をやっていかない限りなくならないのかなということで、プラザ等を含めたこの事業を御努力願いたいと思います。以上です。

○押川主査 ほかにございませんか。それでは、

以上をもちまして、第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時29分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、県民政策部の決算全般について何か質疑はありませんでしょうか。

○鳥飼委員 それぞれ御説明はいただいたんですが、5ページの予算の説明のところに明許と事故とありまして、例えば、文化文教・国際課では芸術劇場の5,700万の繰り越しとか御説明がありましたけれども、感じとして多いような感じがするのは、トータルとしては予算の内示は一つ大きなものとしてあるんですけども、どんなふうな整理をしていけばいいでしょうか。

○永山総合政策課長 それぞれ理由はあるんですけども、昨年度、景気対策として年度途中で政府予算が打たれた分について、繰り越しになったものが比較的多いということで御理解いただければというふうに思います。

○鳥飼委員 この部以外にもそれぞれあるわけで、そこも政権交代のときにどどっと、移譲で言えば50億円とか、急に来たから非常にありがたいお金ではあるんですけども、そういうことの説明がございましたので、わかりました。

○前屋敷委員 質問が漏れていたところを1カ所聞かせていただきたいんですが、総合交通課でお願いします。主要施策のほうの21ページの施策の成果等というところにも書いてあるんですが、宮崎の長年の悲願である日豊線の問題で、鉄道活性化対策推進ということで、JR九州との協議も毎年行われてきている状況なんですけど、

県として陳情・要請活動というのは年1回ですか。

○中田総合交通課長 JRとか国に対する要望活動ということでございますけれども、県が単独でやる分、九州知事会を通じてお願いする部分、期成同盟会でお願いする部分等いろいろございまして、平成21年度で申し上げますと、国に対しましては5回、JR九州に対しては2回要望活動をやっております。

○前屋敷委員 県も直接活動をし、重層的な取り組みで、この間ずっと要望してきているんですが、なかなか期待にこたえられないという状況で、宮崎県民としては、東九州自動車道と同じぐらい日豊線の複線化とか高速化というのは願いが大きいということで、利用促進を図りながら要求していくということなんですけれども、利用促進を図るためにはやっぱり改善されなきゃならないという裏腹な問題があって、非常に悩ましいところなんですけれども、ぜひ、車両の更新だとか、複線化でないのは全国でも日豊線ぐらいじゃないかなというふうにも思うところなんですけれども、やはり利用促進を図るためにもいろんな改善が、日南線あたりはローカル線でかなり効果も上げておられる状況ですけれども、本線のところが改善が図られないと、この改善が図られるともっと大量交通輸送ということで、環境問題もあわせていろんなところで効果、成果が出るというふうに思いますので、なかなか厳しい課題ではありますけれども、ぜひ、強力で推進していただきたいということを要望しておきたいと思います。

○押川主査 ほかにございますか。

○鳥飼委員 1つだけ、生活・協働・男女参画課の32ページなんですけれども、一番下段に交通事故の発生状況というのがあります。21年度

は1万1,000件、死者73人、負傷者1万3,171人ということで、いずれも増加になっております。

②と③に大体主にそういうところを書いてあるんですけども、わき見やぼんやり運転など、依然として漫然運転による交通事故等が多いことからというのがあるんですけども、私、最近、気がつく、相互交通しますね、交差点があります。そうすると左折が優先ですね。右折で来る車も結構あるんですね。そういう車というのが結構あって、私、今、ガソリン代を安くしようと思って軽に乗っておるんですけども、怖いものです。ちゃんと法令を守っておるほうが抑制をする。法令を違反するほうが優先するような感じの運転がかなり多いような感じもするんですけども、傾向としてはどんな状況なんでしょうか。

○柳田交通・地域安全対策監 お答えします。確かに、21年は前年に比べて非常にふえております。死亡事故の件数も25件ぐらいふえているんですけども、しかし、この73という数字は、過去50年を見ても3番目に低い数値であります。前年が48ということで、これが一番低かったんですが、その前をずっとたどっていきますと37年の65件という数字がありまして、それに次ぐ73という数値でございまして、件数はまたちょっとふえているんですけども、これについては自損事故といいますか、わき見等の事故が約900件ふえております。あとは高齢化に伴い、高齢者の事故が626件ふえているというような状況であります。

あと、交差点のマナーなんですけれども、確かに、右折車が直進車とか左折車を妨害して入ってくるというケースも多々ありまして、これが一番交通事故に直結するんですけども、これにつきましては、やっぱり取り締まりを中心に、

交差点安全進行義務違反という違反がありますので、それを適用して指導とか取り締まりとかをしていきたいと思います。また、私たちが持っています啓発についても、交差点事故は依然として多いということを中心に、チラシ等も作成しておりますので、これに伴って啓発活動を進めていきたいと思います。以上です。

○鳥飼委員 交差点のマナー違反がよく目立つものですから、また、よろしくお願ひしたいと思います。私はイオンの東側なんですけれども、昔は田んぼでしたから、帰るときはカエルが鳴いていたんです。ゲーゲーゲーいうところを通過していたんですけれども、今、こうこうと明かりがついていて、逆に市場のほうの南側を通ると、イオンから出てくる車がおるんです。そして、昼間は見えるからあれなんですけれども、例えばこちらに来ると向こうに出ると車が重なるとき、例えば、イオンに入る車があります。イオンから出てこようとする車がある。その後ろをついていくと、見えないのかもしれないけれども、ひょっと出てくるんですよ。あそこにガードマンがおられて、あの人も車道に出てくるものですから、怖いので、私、迂回をするんですけれども、そういう面では、ああいうところで事故が起きるんじゃないかなというふうに思っていますので、いろんなマナー違反とか、事故防止について、またいろんなところの啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

○松村委員 今の交通安全のところでは疑問に思ったんですけれども、生活・協働・男女参画課というところでの交通安全行政、これは警察行政とのリンクというのはどのような感じで行われているのかということと、交通事故の件数、死亡数とかいろいろというのは、警察署でも出していますね。2つの行政が2つやっているの

かなという感じもするんですけれども、どういいうすみ分けをされておるのかということと、交通安全対策もそうですけれども、もう一つは、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化、警察行政も同じ形でやっていますが、どういいうふうなすみ分けをされているのかということと、この部署でやって効果がよく出されているのかどうかということを。

○柳田交通・地域安全対策監 まず、最初のほうの交通安全の関係ですけれども、確かに、県警とうちも広報啓発、教育活動というのは、少しダブっているところはあります。うちが持っていますのは、交通安全対策推進本部という県下95の関係団体、ここの事務を担当していますので、年間の交通安全活動とかを作成して、それに伴った総括的な広報とか啓発とか教育環境を実施しています。それに対して、警察は、交通事故を実際処理する、それに伴う分析を持っていますので、その時々に応じた、事故の分析に基づいた広報啓発、教育活動をまず実施している、広報関係についてはそういうすみ分けをしております。

○松村委員 各地区に交通安全協会、交番連絡協議会とかありますね。それはどちらになるんですか。

○柳田交通・地域安全対策監 交番連絡協議会は、まず警察の各交番を中心に連絡協議会をつくっております。約60ぐらいの交番等があるんですけれども、そこがつくっております。安全協会は、かつては警察と一緒にいたんですが、今は全く違う団体でありまして、独自に会費等を集めて、それに基づいて独自の活動をしている団体であります。

○松村委員 危機管理とかの中でも、防犯情報何とかいろいろありますね。何かわかりに

くくないですか。

○柳田交通・地域安全対策監 防犯メールとかの関係ですけれども、こちらのメールは、先ほどおっしゃいましたように、危機管理課と県警本部の生活安全企画課が主管しております、そこを中心に発信しております。ここに情報を与えるときには、いろんな子供の声かけとか、災害とか、そういうものを集めてメールで発信していると聞いております。

○松村委員 県民の皆さんというか、私も県民の一人、皆さんもそうでしょうけれども、それから安全で安心な暮らしというのをどうやってつくろうかというときに、利用する側の防犯というか、安全なまちを自分たちでやろうというときに、いろんな部署にほとんど似たようなのがあるということが非常にわかりにくいという感じがしますね。もうちょっと生きた対策をするんだったら、結果が出るところの近くのほうに、お客様の近くに、お客様のニーズに合ったような形の対策室というんですか、そちらのほうに一本化したほうが、事故処理はこちらで、事故処理の前に気をつけておったほうがいいのはこちらでという感じで、何となくこのあたりは安全で安心なまちづくりの交通行政もわかりにくいなという気がするので、21年度決算でしょうから、22年度とか23年度とか、今後にどういうふうに生かしていただくかということは、組織体系とか県民にわかりやすい形でしていただくとうれしいかなど。要望しておきたいと思えます。終わります。

○押川主査 要望ということでありますから、今後また御検討をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

18ページ、統計調査課、調査のあり方を教えてください。3番目の全国消費実態調査という

のは、抽出のやり方でありませけれども、経済センサスと農林業センサスの調査の対象の選び方というのは、どういう方向で選ばれていらっしゃるんですか。

○大野統計調査課長 おっしゃいましたように、全国消費実態調査というのは標本調査、サンプル調査でございます。経済センサス、農林業センサスについては、結局すべての者が対象になっている全数調査ということでございまして、県内で調査員を任命して、その調査員が把握をして対象としているというものでございます。

○押川主査 その戸数というのは全戸という理解でいいんですか。例えば、わかりやすく農林業センサスでいけば、7万7,346経営体ということですが、これがすべてということで理解してもいいんですか。

○大野統計調査課長 今おっしゃったように、農林家、基本的にはそのすべて、我々が把握できたものが7万7,346件あったということでございます。

○押川主査 これがすべてということでいいんですか。全戸に調査票を出したというか、調査を受けられたということで理解していいですか。回収率……。

○大野統計調査課長 基本的にはすべての農林家に調査票を依頼してお願いをするということでございまして、これは自己申告になっておりますので、回収できないものも一部ございます。

○押川主査 ペナルティーとか、そういうものは全くないということで理解してよろしいでしょうか。

○大野統計調査課長 統計法という法律上は報告義務がなされておまして、本来、罰則規定もあるんですが、回収されなかったものについての罰則とかは今のところございません。

○押川主査 農林業センサスは5年、全国消費実態調査も5年、この5年ごとに調査をしたものを基礎にして、県でも、例えば、農林業の年度の起案あたりの参考にされるとか、そういうことで活用されるわけでしょうか。全くないのでしょうか。

○大野統計調査課長 経済センサスは今回初めて取り組むものでございまして、これまで商業、工業等の産業別に個別に行っておりましたのを、今度、同一調査時点で包括的に行う調査ということでございます。これはまだ基礎調査ということで、対象がどのくらいあるかということをつかむものでございますので、今後、本格的な調査というのが24年2月になっておりますので、これで経済活動の全体像を一応つかんでいくということになります。農林業センサスについては、5年ごとに従来から行っておりますが、これは、農林漁業分野の重要な基本的なデータでございますので、それぞれの農林業施策立案とか振興計画等に活用されるということになっております。

○押川主査 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○横田委員 私立学校振興費補助事業なんですけれども、一番下の表に私立と公立の対比ということで、平成21年度2.1倍ということになっていきますけれども、これは授業料格差の拡大を抑止した結果、2.1倍になったということですか。

○安井文化文教・国際課長 実はそういうふうに言いたいところなんですけど、20年、21年は私学の授業料は変わっておりませんが、公立が21年に100円上がったものですから、講師の格差が結果的に下がったということで、私立の授業料自体は変わってはおられません。抑止効果はあつ

たというふうには理解してはいますけれども、下がったのが補助金の効果だとは直接的には言えないということになります。

○横田委員 これは21年度とは違うんですけれども、本年度、国のほうが高校の授業料無償化を出して、それに見合う分を私立高校もということをやっていますね。それはこの2.1倍から県立高校分ぐらいのを引かれた1.1倍分ぐらいを私立高校は授業料として払うということですか。

○安井文化文教・国際課長 私立の就学支援金制度のことでよろしいのでしょうか。県立は無料になりましたので、ゼロということになりました。私立は相変わらず、授業料としては存在しています。基本的には私学の授業料は上がっていないんですけれども、就学支援金が支給されましたので、その分を差し引きますと、22年度は1人当たり9,279円というのが私立学校の生徒の平均の金額になります。学校で授業料の額も違いますし、所得に応じて支援金の額は1.5倍、2倍とございますけれども、すべて平均するとそういう数字になります。

○横田委員 小学校の1校というのはどこなんですか。

○安井文化文教・国際課長 延岡学園高等学校が小学館という小学校を別途つくっておりますので、そこが1校だけでございます。

○押川主査 ほかにございませんね。

それでは、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時0分再開

○押川主査 委員会を再開いたします。

それでは、平成21年度決算について執行部の説明を求めます。

○加藤会計管理者 会計管理局の平成21年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。(款)総務費の欄をごらんください。予算額は5億3,534万8,000円に対しまして、支出済額は5億3,455万4,039円でございます。不用額は79万3,961円となりまして、執行率は99.9%となっております。

次に、目における予算の執行残額が100万円以上のもので、並びに執行率が90%未満のものはございません。

以上、会計管理局の決算の概要について御説明いたしました。主要施策の成果に関する報告書への記載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査については、報告すべきものは特にございません。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○押川主査 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様、御意見はございませんでしょうか。

○武井委員 使用料及び賃借料1億611万530円、この内訳を御説明ください。

○川野会計課長 主なものにつきましては、財務会計システムの機器の賃借料が主でございます。1億590万7,788円が一番大きなものでございます。ほかにファクシミリリース料とか、そういった小さいものでございます。以上でございます。

○武井委員 先ほど、情報政策課のところでも伺って、今、自治体クラウドの取り組みをしているということであったんですが、一般的に、土木システムと並んで大きなものであろうと思

うんですが、そういった意味で、ランニングコストの削減というようなところで、情報政策課はそういう形で総務省の事業でいろいろ取り組みをされるということでしたけれども、額が大きいで、システム維持費の削減等について、何か取り組んでこられたということがあればお聞かせいただきたいと思ます。

○川野会計課長 一番大きなものは、賃借料のほかに委託料がございまして、この中にシステムの管理委託料が総額で約3,400万程度入っております。これにつきましては、今年度、ちょうど5年ということで入れかえ時期になったんですが、情報政策課とも協議をしながら、あそこは担当職員がおりますので、そのお知恵も拝借しながら、今年度は機器の入れかえを含めて、サーバーを減らしたりとか、そういうものしながら対応したところでございます。

○武井委員 更新のときに知恵をかりたり、サーバーを減らしたりすることによって、20年度と比べてどれぐらいの削減になったのか、わかれば教えてください。

○川野会計課長 20年度と21年度を比べますと、これは5年契約をしておりますので、20年度、21年度はまだシステムの入れかえとか、その付近をしておりますので、大きく減ったということはございません。ただ、今年度、5年経過いたしましたので、今年度予算におきましては、機器のリース料がかなり減額になっておりまして、21年度につきましては、月額880万程度だったものが、今年度、新しいものの中では約490万程度に減少しております。これは、先ほど言ったように、技術革新等もありまして、もともと機器そのものが下がったというのがありますけれども、サーバーの台数等も見直しをしておりますので、その付近で減ったものだという

ふうに理解をいたしております。

○武井委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時 7 分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

平成21年度決算について執行部の説明を求めます。

○太田人事委員会事務局長 人事委員会の平成21年度決算の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付しております決算特別委員会資料により御説明いたします。めくっていただいて、一番下の合計の欄をごらんください。平成21年度の予算総額 1 億4,734万7,000円に対しまして、支出済額は 1 億4,641万5,671円でございます。繰り越しはございません。この結果、不用額93万1,329円、執行率99.4%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○押川主査 説明が終了しました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 質問もないようであります。以上をもちまして人事委員会事務局を終了いたしま

す。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 9 分休憩

午後 3 時10分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

平成21年度決算について執行部の説明を求めます。

○渋谷監査事務局長 それでは、平成21年度の監査事務局の決算について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料をごらんください。この資料は、決算に関する調書の中から、監査事務局の関係のものをここに抜粋して載せておりますので、この資料に基づきまして説明をしたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、1 ページをごらんください。一番上に（款）総務費とございますけれども、監査事務局におきましては、款は総務費一本のみでございます。そのうちの（項）総務管理費でございます。これは、右側の説明の欄に記載しておりますように、外部監査に関する経費でございます。（項）監査委員費であります。これは監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費であります。

これらの予算執行状況につきましては、2 ページの一番下の監査事務局合計の欄をごらんいただきますと、予算額で 2 億1,623万1,000円、支出済額が 2 億1,498万9,344円、繰越額はございませんで、不用額は124万1,656円、執行率は99.4%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上のもの及び目の執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果及び監査結果としては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○押川主査 説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 委託料1,711万の内訳、中身についてお聞かせください。

○渋谷監査事務局長 この委託料につきましては、包括外部監査に係る契約額なんですけど、内容につきましては、公認会計士の方との委託契約でございますけれども、契約を結ぶことに基づきます基本費用といたしまして448万6,000円、それから執務費用、これは人件費ですけれども、御本人と補助員を3人までみるということになっておりまして、これの執務費用が1,161万円、その他旅費とか関係人出頭旅費などを含めて20万円、合計で1,711万800円となっております。

○武井委員 ちょっと教えていただきたいんですが、監査委員も4人いらっしゃるわけですが、フィールドと公認会計士の先生が取り組むべき部分とのすみ分けと申しますか、切り分けというのはどういったような形で理解すればよろしいんですか。

○渋谷監査事務局長 監査委員につきましては、基本的には財務監査と経営管理に関する監査、事務事業に関する行政監査、そのほか、御案内のとおり、監査機能の専門性とか独立性の強化、そういったことによって住民の信頼性の向上を目的に、外部監査制度を平成10年に導入されたわけです。本県において11年度からということで、外部監査に公認会計士という視点から行政のいろんな部分について監査いただくわけですが、その監査のテーマにつきましては、あくまで外部監査人がお決めになって監査をされる。もちろん、私ども監査委員が実施する監査との連携というか、重複しないような調整というか、そういったことはさせていただいております。

以上でございます。

○武井委員 それぞれ専門性ということで導入されているわけですが、公認会計士の先生に監査委員になっていただければコスト的にも削減できるんじゃないかと思うんですが、そういうことは不可能なんじゃないでしょうか。つまり、4人のうち議選が2人、あとは代表監査委員ともう一人いらっしゃるわけですが、それと別に外部監査人がいらっしゃる。そして公認会計士の先生がいらっしゃるわけですが、その公認会計士の先生に監査委員になっていただくということというのは、どうなんですか。

○渋谷監査事務局長 現行の制度からいったときには、識見2人と議選2人という形で進めさせていただきます。今おっしゃった公認会計士の活用という意味では、特に財政援助団体につきましては、複式というか、行政と違った会計等をしておりますから、公認会計士の方に委託をして特定の団体について監査していただくとか、それとか、私どもが監査する際にアドバイスをいただくとか、そういったことでの活用はしております。以上でございます。

○武井委員 わかりました。

○鳥飼委員 基本的なことをちょっと。21年度の決算ですね。今、22年9月30日なんですけれども、サイクルとしては、もう22年度も一部始まっているのかなと思っているんですけれども、どんなふうにして財務監査とか進捗をしていっているのでしょうか。

○渋谷監査事務局長 今回、決算審査意見というか、それをまとめるに当たって、21年度の監査につきましては、おおむね終えたところです。ただし、口蹄疫の関係がございましたものから、農政関係の本庁出先機関につきましては、やむを得ませんので、これから実施いたしま

す。22年度の現年監査につきましては、ようやく半分が終わったところでございますから、12月から1月ぐらいから実施をしていこうかなというふうに考えているところでございます。

○鳥飼委員 県の事務所というか、それが400か何ぼかありますね。県の場合は全部、1年に1回はやられているのかどうかかわからないんですけども、補助団体というのはかなり数があると思うんですけども、それは比率的には、県のかいについては毎年やりますとか、補助団体については3年に一遍ですよとか、いろいろあると思うんですけども、そこを御説明いただけますか。

○渋谷監査事務局長 県の機関につきましては、本庁、出先を含めて年に1度必ず実施することとしております。今おっしゃった財政援助団体、例えば補助金とかを出している団体とか出資をしている団体かなりの数あるんですけども、毎年行く団体も幾つかありますが、2年に1度とか3年に1度とかいったようなところもございまして、大体年に40から50ぐらいの団体について監査を実施している。財政援助団体の監査につきましては、計画的に実施しておりますが、おおむね9月から11月ぐらいまでにかけて実施をする。県の関係機関につきましては、当年度の監査につきまして、1月から始めて、大体7月ぐらいまでに終わらせて、そして、決算委員会の承認に反映させるといったような形で対応しているところでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 年度は4月から3月までですわ。12月に監査に行ったとしますね。その分で見るというのは4月から11月分とか、いつまでのものをつくってくれということで出してもらおうと思うんですけども、実質見ていくのは、例え

ば12月5日に行ったとしたら、どの期間を監査するということになるんですか。

○渋谷監査事務局長 監査調書等の作成がありますから、検査基準日をいつまでのということとでその都度決めますが、1月から始める分につきましては、当然、全体決算が終わっていませんので、それまでの間の財務関係の執行状況等について監査をしているということでございます。ただ、4月以降につきましては、決算監査を実施しているということでございます。かつ、一つの監査対象機関にとってみれば、今年度は現年だったけれども、来年度は決算といったような形で、うまく組み合わせて実施をしていこうというふうに考えております。

○鳥飼委員 私も監査委員をやらせてもらったんですけども、こんなことを言うと怒られますけれども、監査委員が行っていろいろ意見を言うとか、調査をする場合がありますね。それはすべて行っているということと理解してよろしいのでしょうか。識見と議選のどちらかが行くというようなことになると思うんですけども。

○渋谷監査事務局長 以前のやり方は承知しておりませんが、今のやり方は、それぞれ独立しているわけですので、一監査対象機関に対して一監査委員がそれぞれ行って監査を行うという方式で実施しているところです。

○鳥飼委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、以上をもちまして監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後 3 時 22 分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

平成 21 年度決算について執行部の説明を求めます。

○日高議会事務局長 議会事務局でございます。よろしく願いいたします。

平成 21 年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元にあります 2 枚綴りの決算特別委員会資料の 1 ページをお願いいたします。(款) 議会費でございます。予算額 12 億 2,659 万 7,000 円に対しまして、支出済額が 12 億 644 万 6,339 円、翌年度への繰越額が 988 万円ございまして、その結果、不用額が 1,027 万 661 円、執行率は 98.4% となっております。

次に、目における予算の不用額が 100 万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率が 90% 未満のものはございません。

(目) 議会費であります。不用額は 276 万 1,841 円で、執行率が 99.6% でございます。主なものを御説明いたします。旅費の不用額 208 万 2,179 円でございますが、これは、議会の会期日程の確定に伴う応招旅費や正副議長の公務日程の確定に伴う旅費の執行残でございます。交際費の不用額、24 万 8,085 円は、正副議長の交際費の額の確定に伴う執行残でございます。使用料及び賃借料の不用額 40 万 3,700 円は、各委員会の調査日程等の確定に伴います借り上げ車代の執行残でございます。

2 ページをお願いいたします。(目) 事務局費でございます。不用額は 750 万 8,820 円で、執行率が 96.2% でございます。主なものを御説明いたします。賃金の不用額 20 万 5,790 円でございますが、これは、議会の会期日程の確定に伴いま

す日々雇用職員等に支払う賃金の執行残でございます。旅費の不用額 14 万 9,619 円は、正副議長の公務日程等の確定に伴います随行職員の旅費の執行残でございます。需用費の不用額 19 万 6,022 円、役務費の不用額 15 万 4,973 円、委託料の不用額 10 万 2,036 円につきましては、いずれも、事務費の節約等によるものでございます。工事請負費の不用額 640 万円は、昨年 9 月補正でお願いいたしました国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しました 2 号館空調設備等改修事業の入札執行残等によるものでございます。なお、この改修事業の一部、988 万円を今年度へ繰り越しております。

その他、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項等につきましては、該当ございません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○押川主査 説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 1 点確認で、議員の報酬なんですけれども、21 年度中に辞職をされた議員の方がいらっしゃったと思うんですけれども、金額はほぼそろっているわけなんですけれども、減額の補正をしたからこういう不用額になっているというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○渡邊総務課長 補正によって減額させていただいておりますので、この不用額になっております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○押川主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦

皆さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時26分休憩

午後 3 時27分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

あすの分科会は、午前10時に再開し、総務部の審査を行うことといたします。その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了いたします。

午後 3 時27分散会

午前9時57分再開

出席委員（7人）

主	査	押	川	修	一	郎
副	主	査	河	野	哲	也
委	員	横	田	照	夫	
委	員	松	村	悟	郎	
委	員	鳥	飼	謙	二	
委	員	前	屋	敷	恵	美
委	員	武	井	俊	輔	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	稲	用	博	美
総務部次長 （総務・職員担当）	四	本	孝	
総務部次長 （財務・市町村担当）	岡	田	英	治
危機管理局長	甲	斐	睦	教
部参事兼総務課長	緒	方	文	彦
人事課長	桑	山	秀	彦
行政経営課長	大	坪	篤	史
財政課長	日	隈	俊	郎
部参事兼税務課長	永	田	裕	志
市町村課課長補佐	福	嶋	清	美
総務事務センター課長	假	屋	宗	春
危機管理課長	金	井	嘉	郁
消防保安課長	山	之	内	点

事務局職員出席者

総務課主幹	馬	場	輝	夫
-------	---	---	---	---

○押川主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成21年度決算について執行部の説明を求めます。

○稲用総務部長 それでは、今回御審議いただきます平成21年度決算につきまして、お手元に配付いたしております主要施策の成果に関する報告書及び平成21年度決算特別委員会資料に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、平成21年度一般会計決算の概要についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページです。平成21年度の決算額は、歳入6,134億5,154万1,000円、歳出6,062億5,091万1,000円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は72億63万円となっております。また、この形式収支から平成22年度へ繰り越すべき事業に充当する財源51億7,175万9,000円を差し引いた実質収支では、20億2,887万1,000円となっております。なお、前年度の実質収支との比較であります単年度収支につきましては、前年度の額が大きかったことから、3億4,538万8,000円のマイナスとなっております。21年度決算の特徴としましては、表の下のほうに書いてありますとおり、1つ目としまして、決算規模が歳入・歳出とも前年度を上回ったこと、2つ目としまして、財源の確保に努める一方、徹底した経費の節減に努めたこと等により、例年並みの実質収支を確保することができたことであります。

次に、平成21年度決算特別委員会資料の8ページをお開きいただきたいと思います。総合計画に基づく総務部の施策体系表につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、危機管理体制の強化についてであります。大規模化・多様化する災害に対応できる防災体制の強化を図るため、県民防災力向上では、防災士養成研修の実施により、多くの防災士を育成するなど、地域の防災力向上に努めたところであります。

宮崎県防災の日推進では、5月の第4日曜日の宮崎県防災の日に県総合防災訓練を実施するとともに、テレビCMやポスターなどを活用して県民の防災意識の向上に努めたところであります。

地域防災力向上促進では、自主防災意識の資機材整備に対し補助を行うなど、体制の整備を図ったところあります。

危機管理総合調整推進では、危機管理・防災研修会を実施するとともに、迅速な初動体制の確立を図ったところあります。

航空消防防災管理運営では、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航し、救急搬送や救助などの迅速な対応を図ったところあります。

消防広域化等体制強化促進につきましては、市町村に対して、耐震性貯水槽や消防用資機材等の整備を支援するとともに、消防非常備7町村に対して、常備化に向けた取り組みを促したところあります。

次に、個性を生かした地域づくりについてあります。市町村合併後の一体的なまちづくりを支援する市町村合併支援や高金利地方債の繰り上げ償還を支援する合併関係市町村財政健全化支援を行うとともに、災害・防災対策や行財政改革などに取り組む市町村に対して元気市町村支援資金貸付を実施したところあります。

次に、9ページをごらんください。総務部の平成21年度歳出決算の状況についてであります。総務部全体では、一番下の計の欄にあります、

歳出予算額1,562億5,908万4,440円、支出済額1,553億4,770万3,688円、翌年度繰越額4億3,829万6,000円、不用額4億7,308万4,752円、執行率は99.4%となっております。なお、翌年度への繰り越しは、危機管理課の防災情報通信設備整備事業及び消防保安課の震度情報ネットワークシステム更新事業であります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

同じく委員会資料の28ページをごらんいただきたいと思っております。まず、(1)の収入事務の税務課において、貨客兼用車に係る自動車税について、データ入力誤りにより、過徴収が発生していたとの指摘でございます。これは、電算システムへの税率データの入力誤りにより生じたものであります。関係する納税者に対し説明、お詫びするとともに、過徴収となった分については全額還付の手続を終了したところがございます。今後、システムへの税率データ等の入力の際には、検証・確認作業の徹底を図り再発防止に努めてまいります。

次は、小林県税・総務事務所において、県税収入について収入未済率が前年度と比較して増加しているとの指摘でございます。これは、産業廃棄物税において大口滞納事案が発生したことによるものでありますが、現在、不動産の差し押さえを行い、提出された納税計画の履行について指導しているところあります。今後とも、収入未済額を圧縮するため、的確な滞納整理を行うなど、徴収努力を重ねてまいります。

次に、(2)の支出事務についてであります。総務課において、概算払いの旅行命令について旅行完了後の精算手続が行われていないものがあつたとの指摘でございます。これは、概算払いの旅行命令書について、所属長の精算完了の

確認が漏れていたものでございますが、監査指摘後直ちに関係書類を添えて、精算完了の確認を行いました。

次に、消防学校において、扶養手当について過払いとなっているものがあったとの指摘でございます。これは、人事給与システムの扶養手当報告書の入力誤りにより、過払いが発生したものであります。過払いとなった分につきましては、戻入を完了したところでございます。

支出事務の指摘につきましては、いずれも確認が十分でなかったことが主な要因でありますので、今後は、所属内での確認を徹底するなど適正な事務処理に努めてまいります。

次に、(3)の契約事務についてであります。消防保安課において、「危険物の作業の保安に関する講習事務委託について、委託契約書の作成が大幅におくれていた」との指摘でございます。これは、予算執行伺い後直ちに行うべき委託契約の事務処理がおくれたものでございますが、今後は、予算の執行に合わせた適正な事務処理に努めてまいります。

次に、(4)の物品の管理についてであります。小林県税・総務事務所において、郵便切手について郵便切手出納簿が適切に記帳されていなかったとの指摘でございます。これは、郵便切手出納簿への記帳を毎月、補助簿からまとめて記帳していたことにより、記載内容に誤りが生じたものであります。今後は、出納員による定期的な残数確認等を実施し、適正な管理に努めてまいります。

また、お手元の平成21年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書において1件の意見・要望事項がありましたが、これにつきましては、後ほど、関係課長から説明をさせます。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、それぞれ関係課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、市町村課長が病気のため、本日の分科会を欠席しております。代理として課長補佐の福嶋が出席しておりますので、市町村課に係るものにつきましては、課長補佐のほうから説明をさせます。

私からは以上であります。

○日隈財政課長 平成21年度の決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成21年度決算特別委員会資料の1ページをごらんください。まず、一般会計の歳入決算の状況について、主なものについて御説明いたします。まず、県税でございます。県税の21年度決算額は、872億6,275万6,000円で、前年度に比べ136億円余、13.5%の減となっております。

次に、地方消費税清算金の決算額でございますが、212億7,326万7,000円で、前年度に比べて13億円余、6.6%の増となっております。

県税及び地方消費税清算金につきましては、後ほど、税務課長から御説明いたします。

次に、2ページをごらんください。地方譲与税についてでございます。決算額86億7,003万8,000円でございます。前年度に比べて56億円余、186.2%の増となっております。これは、地域間の税源偏在を是正するために創設されました地方法人特別譲与税の交付によるものでございます。

地方交付税についてであります。決算額1,723億7,224万5,000円でございます。前年度に比べて166億円余、8.8%の減となっております。このうち特別交付税につきましては、1億円余

の配分増となっておりますが、普通交付税が臨時財政対策債への財源振りかえというような形になりまして、168億円余減少したことにより、全体としては大幅な減ということになっております。

次に、3ページをごらんください。国庫支出金でございます。決算額1,245億7,575万9,000円でございます。前年度に比べて272億円余、28.0%の増となっております。その内訳でございますが、国庫負担金につきましては、普通建設事業費あるいは災害復旧事業費の減によりまして、前年度を下回っておりますが、国庫補助金につきましては、前年度に比べまして302億円余ふえております。これは、国の経済危機対策、あるいは新政権によりまして「明日の安心と成長のための緊急経済対策」によりまして交付された臨時的な各種交付金の受け入れの増によるものであります。

次に、繰入金でございます。決算額347億1,119万8,000円でございます。前年度に比べて66億円余、23.5%の増となっております。これは、先ほど申し上げました経済対策の関係、いわゆる経済・雇用対策の実施に伴い、国の臨時的な交付金をもとに、一たん積み立てた基金を取り崩しまして、経済・雇用対策を目的とする各種事業の財源として活用するという事で繰り入れを行ったものであります。

次に、4ページをお開きください。諸収入であります。決算額516億7,423万4,000円でございます。前年度に比べて10億円余、2.2%の増ということになっております。これは、衛生貸付金の元利収入や雑入計上の換地清算金の増等によるものであります。

次に、県債についてであります。決算額890億7,897万6,000円でございます。前年度に比

べて213億円余、31.4%の増となっております。これは、先ほど申し上げました地方交付税の代替財源でございます臨時財政対策債が倍増したことによるものであります。

次に、5ページをごらんください。収入未済額の状況についてであります。平成21年度の収入未済額は、県税や諸収入など合計で35億2,647万9,000円となっております。これは、調定額に対する割合として0.57%でございます。表の下の欄外に小さく書いてございますが、収入未済額につきましては、昨年度と比べますと全体で9,672万8,000円の増ということになっております。これは、景気低迷による県税の収入未済額の増加が原因ではございますけれども、未済額については、年々増加傾向にありますので、整理計画に基づき、積極的な収入の確保を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、6ページをお開きください。財政状況について簡単に御説明したいと思います。真ん中の表をごらんください。棒グラフで書いてございますが、まず県債残高についてであります。臨時財政対策債の大幅な発行増等によりまして、3年ぶりに前年度を上回るという形になりまして、9,226億円余となっております。なお、この臨時財政対策債を除きますと、実質的な県債残高では6,993億ということになりまして、緩やかな減少傾向となっております。これは、財政改革の取り組みによるものであります。

次に、下の折れ線グラフをごらんください。上のラインの経常収支比率につきましては、前年度よりわずかではございますが、改善したところであります。また、公債費負担比率につきましては、悪化してきておりまして、財政運営の硬直化が進む傾向にございますので、引き続

き、財政改革の着実な推進に取り組んでいく必要があるものと考えているところでございます。

資料はかわりまして、平成21年度主要施策の成果に関する報告書の2ページをごらんください。まず、歳入決算の状況、これにつきましては、今、委員会資料のほうで説明いたしましたので、省略させていただきます。

右側の3ページのほうをごらんください。歳出決算の概要について御説明いたします。まず、款別について御説明いたします。表の平成21年度の一番下の合計の欄をごらんいただきますと、歳出決算額合計では6,062億5,091万1,000円でございます。右端の対前年度増減の欄、350億7,225万9,000円、率にして6.1%の増となっております。

表の右端の欄は増減を書いてございますけれども、その中で主なものを上から順に御説明申し上げます。民生費についてであります。民生費は、経済・雇用対策による新たな基金の積み立て、あるいは後期高齢者医療費県費負担の増などによりまして、率にして22.5%の増ということになっております。衛生費でございますが、民生費同様、新たな基金の積み立てに加えまして、新型インフルエンザ対策等の重点化などを図ったことによりまして、67.4%の大幅な増となっております。農林水産業費でございます。林業分野において創設されました森林整備加速化林業再生基金の造成等によりまして、13.9%の増となっております。さらに土木費であります。土木費につきましては、経済・雇用対策で普通建設単独事業と直轄負担金の実績等が大きく伸びたことによりまして、8.5%の増ということになっております。災害復旧費についてであります。災害復旧につきましては、平成21年度は災害が幸いなかったということで、いわゆる

現年災というんですが、21年現年災の被災箇所数が極端に少なかった、実はその前の20年度は129カ所あったんですが、わずかに7カ所であったというようなこと等によりまして、76.4%の大幅な減ということになっております。最後に、公債費であります。公債費は、一般公共事業債と一般単独事業債に係る元利償還金の増によりまして、5.3%となっております。

次に、4ページをお開きください。今度は性質別の状況で御説明申し上げます。義務的経費であります。まず、人件費が前年度を下回った状況でございますが、公債費の元利償還金の増によりまして、全体では15億4,003万2,000円、0.6%の増ということになっております。次に、投資的経費の欄でございますけれども、普通建設事業費の補助事業費と災害復旧事業費が前年度を大きく下回ったということもありまして、全体的には下がる傾向はありましたが、先ほど申し上げました経済・雇用対策の実施によりまして、単独事業費と直轄事業負担金の伸びがございましたので、相殺されるような形で投資的経費全体では0.7%の増ということになっております。最後に、その他の経費の欄でございます。これは、補助費等と積立金が先ほどの経済対策等によりまして伸びておりますが、いずれも、経済・雇用対策の補正対応によるものであります。

最後に、また資料はかわりまして、平成22年9月定例県議会提出報告書（地方公共団体財政健全化法に基づく報告）の3ページをごらんください。平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

まず、健全化判断比率の4つの指標でございます。最初の実質赤字比率、これは、財政規模に対する赤字額の占める割合でございますけれども

ども、赤字ではございませんので、該当する数値はございません。次の連結実質赤字比率でございますが、これは、普通会計に企業会計等を含めた全会計の赤字額の財政規模に対する割合でございますが、これも赤字ではありませんので、該当する数値としてはございません。次に、実質公債費比率であります。これは、公営企業の負債を含めた本県の当該団体の負担すべき負債の財政規模に対する割合でございますが、21年度は14.5%となっております。最後に、将来負担比率であります。これは、公営企業、公社、三セク等、関連会計・団体すべてを含めまして、将来、本県が負担すべき負債の財政規模に対する割合でございますけれども、185.4%となっております。いずれの数値も、下段の括弧書きに書いてございますが、括弧書きが早期健全化基準という数値でございますが、これを下回っている状況でございます。

次に、2の資金不足比率についてであります。これは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合でございますけれども、地方公営企業法が適用される会計、あるいは法非適の会計、いずれも資金不足の状況はございませんので、該当する数値はありません。

決算の概要については以上でございます。

○永田税務課長 説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。決算特別委員会資料の1ページをお開きください。不動産取得税の右側の説明の欄でございます。資料には「原始取得（家屋の新築・増築）の減」と記載しておりますが、これを「承継取得（所有権移転による取得）の減」と訂正をお願いいたします。

それでは、県税及び地方消費税清算金決算につきまして、御説明いたします。

同じ資料の7ページをお開きください。平成21

年度の県税歳入決算は、表の一番の上の県税計の欄にありますように、最終予算額870億8,400万円に対しまして、調定額が902億2,589万2,000円、収入済額が872億6,275万6,000円となっております。収入済額の前年度比は86.5%となっております。最終予算額に対しましては、1億7,875万6,000円の上積みとなったところであります。不納欠損額が1億9,506万1,000円、還付未済額が26万6,000円ありました結果、収入未済額が27億6,834万1,000円となっております。徴収率は96.7%でございます。

次に、各税目ごとの増減について御説明いたします。最初の1ページに戻っていただきたいと思っております。主な税目で御説明いたします。まず、県民税のうち個人県民税につきましては、7億4,811万6,000円の減となっております。これは、課税対象となる平成20年分の所得の減少等によるものであります。

次に、法人県民税についてであります。法人県民税が10億8,619万3,000円の減、これは、景気低迷に伴う企業収益の悪化によるものと考えております。

法人事業税についてであります。法人事業税は、98億4,161万8,000円の減となっております。これは、先ほどの企業収益の悪化に伴う減に加え、平成20年度に創設された地方法人特別税により税額の一部が国税となった影響によるものであります。

次に、地方消費税であります。国内取引に課税される譲渡割地方消費税が6億59万9,000円の減、輸入取引に課税される貨物割地方消費税が9,699万1,000円の減、合計で6億9,759万円の減となっております。これは、県内に本店を置く企業からの国への申告納付額が減少したことによるものと考えております。

次に、不動産取得税についてであります。不動産取得税につきましては、1億7,435万5,000円の減となっております。これは、土地や中古建物の所有権移転による取得が減少したことによるものであります。

次の自動車税につきましては、2億7,803万4,000円の減となっております。これは、自動車登録台数の減少に伴う課税台数の減等によるものであります。

次の自動車取得税につきましては、8億7,335万4,000円の減となっております。これは、低公害車特例、いわゆるエコカー減税の影響等によるものであります。

最後に、軽油引取税につきましては、3億9,290万9,000円の増となっております。これは、20年4月の1カ月間、暫定税率が失効していたことの影響によるもので逆に増となったというふうに考えております。

この結果、県税全体としまして、20年度に比べ136億4,076万円の減収、率にして13.5%の減となっております。

最後に、地方消費税清算金についてであります。これは、全国で徴収されました地方消費税を一定の指標によって各都道府県間で清算を行うものであります。平成21年度の清算金収入は、212億7,326万7,000円と、20年度に比べ金額にして13億2,279万4,000円の増収、率にして6.6%の増となっております。全国的な清算金の対象となる地方消費税収入の増に伴いまして、清算金収入が増収となったことによるものであります。以上でございます。

○緒方総務課長 それでは、総務課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

同じ資料の9ページをお開きください。①の平成21年度歳出決算課別集計表をごらんいただ

きたいと思っております。総務課は、予算額13億2,075万6,000円、支出済額12億7,758万867円、不用額4,317万5,133円で、執行率は96.7%となっております。

次に、主な不用額について御説明をいたします。

10ページをお開きください。(目)文書費の不用額692万6,668円についてでございます。その主なものとしましては、まず、節の需用費の不用額347万9,147円でございますが、これは、庁内印刷室用のコピー用紙等の消耗品購入など、印刷室管理に要する経費の執行残でございます。また、役務費の不用額188万7,658円でございますが、これは、庁内郵便料に要する経費の執行残でございます。委託料の不用額118万4,823円でございますが、これは、庁内印刷室の高速デジタル印刷機器の保守委託等に要する経費の執行残でございます。

11ページをごらんください。(目)財産管理費の不用額3,388万1,821円についてでございます。その主なものとしましては、節の需用費の不用額1,109万9,264円でございますが、これは、本庁舎や総合庁舎の光熱水費や庁舎修繕費など庁舎管理に要する経費の執行残でございます。役務費の不用額165万6,202円でございますが、これは、庁内電話料など庁舎管理に要する経費の執行残でございます。委託料の不用額971万6,548円でございますが、これは、本庁舎や総合庁舎の警備や清掃など庁舎管理に要する経費の執行残となっております。工事請負費の不用額903万1,000円でございますが、これは、総合庁舎及び職員宿舎の地上デジタル放送対応工事や県有財産保全工事(緊急対応時の予備費)の庁舎管理に要する工事経費の執行残でございます。負担金・補助及び交付金の不用額ですが、131万461

円でございます。これは、企業局庁舎における県の専有財産及び共有財産の管理業務に要する経費の執行残でございます。

次の（目）県有施設災害復旧費の不用額200万円についてでございますが、これは、災害により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございますけれども、平成21年度は被災した施設がなかったことによる執行残でございます。

次に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○桑山人事課長 それでは、人事課の歳出決算の状況について御説明申し上げます。

委員会資料の9ページに戻っていただきたいと思えます。課別の集計表のうち人事課の計は、予算額が54億8,343万1,000円、支出済額が54億1,876万5,039円となっております。不用額が6,466万5,961円、執行率は98.8%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

12ページをお開きください。（目）一般管理費でございます。不用額が6,186万5,533円についてでございます。その主なものとしたしましては、節の欄の職員手当等の不用額が5,786万1,182円となっております。これは、各課で予算計上しております時間外勤務手当につきまして、年度中の業務の都合によりまして、手当が不足する事態となった場合の調整のための予算を当課で計上しております。それを配分しておりますが、これについて執行残が生じたものでございます。理由といたしましては、年度末にかけて、例えば、鳥インフルエンザなどのような不測の事態が生じた場合の予算を補正減等を行わずに確保しておりましたが、結果的にそのような不測の事態が起きなかったために不用額と

なったものでございます。

それから、（目）の人事管理費の不用額が280万428円となっております。これは、節の内訳で例えば委託料90万7,295円など、いずれも執行残に伴うものでございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

また、監査委員の決算審査意見書に関しましては、報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

○大坪行政経営課長 それでは、行政経営課の状況について御説明をいたします。

資料の9ページに戻っていただきまして、行政経営課につきましては、予算額が1億1,017万1,000円、支出済額が1億895万9,132円、不用額が121万1,868円で、執行率は98.9%となっております。詳細につきましては、13ページが行政経営課の詳細資料でございますが、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましても、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○日隈財政課長 次に、財政課の歳出決算の状況についてであります。もう一度9ページにお戻りください。課別集計表でございますが、財政課の計は、予算額1,166億7,020万2,076円、支出済額1,163億5,901万9,202円、不用額3億1,118万2,874円、執行率は99.7%となっております。

続きまして、14ページをお開きください。（目）一般管理費の不用額1億4,970万6,696円についてであります。一般管理費には警察、教育も含めまして全部局各課の共通経費、それと財政課の事務費を計上しているところでありまして。この共通経費は、例えば県税や国庫補助金等、県

で収納した歳出につきまして、還付が生じた場合など、各課では各課ごとに執行額を見込むことが年度を通して困難と見込まれます経費について、財政課で予算を一括計上しまして、支出が必要になった都度、該当課へ分任する形で対応することとしております。これらの費用につきましては、年度末までの所要額を見込むことが困難でありまして、また、不測の事態に備える必要がありますことから、年度末まで予算を計上するという形でありますので、結果として不用額が生じたものでございます。

次に、15ページの(目) 財政管理費の執行率が89.6%となっております。財政管理費は、財政課の業務執行に係る事務費等を計上しておりますが、全国宝くじ事務協議会の分担金につきまして、不用額が生じたものでございます。

次に、(目) 利子の不用額についてであります。6,872万8,340円となっております。これは、証券形式での銀行等引受債、我々は縁故債と呼んでいますが、これの発行差額が見込額より少なかったということで不用額が生じたものでございます。

次に、(目) 公債諸費の不用額でございますが、195万6,377円となっております。これは、役務費の不用額181万1,000円が主なものでございまして、証券形式による銀行等引受債(縁故債)の発行額が見込みより少なかったため、発行手数料に不用額が生じたものでございます。

次に、16ページの(目) 予備費でございます。これは、年度途中における不測の事態により予算外の支出の必要が生じた場合に対する経費でございますけれども、当初予算額で1億円を計上しております。このうち986万6,924円を充用いたしました。その結果、予算現額が9,013万3,076円となりまして、不用額となっております。

す。充用した主な内訳は、説明欄に記載しておりますとおり、県有車両による交通事故などの損害賠償金、管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、訴訟等に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、その他行政運営経費等への充用でございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。

○永田税務課長 それでは、税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページを再度お開きください。税務課の計は、予算額255億2,944万9,364円、支出済額255億1,913万3,772円、不用額1,031万5,592円で、執行率は99.9%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

17ページをお開きください。(目) 賦課徴収費の不用額922万1,075円についてでございます。予算額22億8,379万6,000円、支出済額22億7,457万4,925円、不用額922万1,075円、執行率は99.5%となっております。これは、賦課徴収に要する納税通知書等の印刷製本費、各県税・総務事務所で執行いたします旅費、コピー代、郵送料などの事務費、並びに負担金・補助及び交付金の欄にありますように、個人県民税徴収取扱費交付金等が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見がありましたので、御説明いたします。

平成21年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きください。4、収入の確保についての(1) 県税収入の確保についてにありまして、「個人県民税については、各市町村の実情に即した支援がなされているが、収入未済額も増加していることから、市町村とより一層連携を密にして、効果的な徴収対策を講じる

よう要望する」との御意見でありました。個人県民税につきましては、平成21年度決算における収入未済額が県税全体の収入未済額の7割を超える21億1,068万円余となっております。このため、各県税・総務事務所におきまして、地方税法第48条に基づく徴収引き継ぎによる直接徴収や、税務職員の併任人事交流制度により県税職員を市町村へ派遣するほか、管内市町村との合同の徴収対策会議の開催、滞納整理のための実務研修を実施するなど、市町村と一体となった徴収体制の充実に努めているところであります。また、本庁におきましても、担当職員3名及び再任用職員2名の計5名を配置し、県税・総務事務所の職員の支援等として税務課職員も市町村へ派遣・併任するほか、徴収対策について必要な助言を行うなど、収入未済額の圧縮対策に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村とより一層連携を密にしながら、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○福嶋市町村課課長補佐 続きまして、市町村課の平成21年度決算の概要につきまして御説明いたします。

もう一度決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、9ページの課別集計表をごらんください。市町村課の計は、予算額46億3,831万9,000円、支出済額46億3,385万4,541円、不用額446万4,459円で、執行率は99.9%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

19ページをお開きください。(目)市町村連絡調整費の不用額239万2,992円についてですが、これは、市町村課の事業運営に伴う需用費、旅費などの節約による執行残、並びに住民基本台帳ネットワークシステムにおける業務委託料等の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成21年度主要施策の成果に関する報告書の49ページをお開きください。1、活力ある地域づくり、1)個性を生かした地域づくりについてであります。主な事業としましては、まず、市町村合併支援事業であります。旧合併特例法のもとで合併した5市町に対しまして、5億8,151万円の市町村合併支援交付金を交付し、電算システムの統合や環境基本計画等各種計画の策定、また、防災行政無線の整備などに対する支援に努めたところであります。

次に、新市町村合併支援事業であります。現行合併特例法下で合併した3市に対しまして、2億8,000万円の新市町村合併支援交付金を交付し、新たなまちづくりの支援を行ったところであります。さらに、合併協議会への補助といたしまして、4市町に補助金を交付し、協議会の円滑な運営に対する支援を行ったところであります。

次に、合併関係市町村財政健全化支援事業であります。合併市町のうち財政状況が特に厳しい5市町に対しまして、高金利地方債の繰り上げ償還を支援するため、35件、11億円の借りかえ資金について無利子貸付を行ったところであります。

次に、元気市町村支援資金貸付であります。災害防災対策や行財政の簡素化・効率化など、市町村の当面する課題の解決に向けた取り組みを支援するため、12市町に対し35件、10億円の無利子貸付を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

市町村課の説明は以上であります。

○假屋総務事務センター課長 総務事務セン

ターの決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の9ページ、課別集計表をごらんください。総務事務センターの計は、予算額11億6,389万3,000円、支出済額11億6,016万1,063円、不用額373万1,937円で、執行率は99.7%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

同じ資料の22ページをお開きください。(目)一般管理費の不用額119万6,755円についてでございます。これは、主に節の欄の旅費の不用額32万1,561円でございますが、これは、本庁や各地区の総務事務センターに勤務する職員の旅費の執行残であります。

なお、目の執行率が90パーセント未満のものはございません。

また、最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

同じく委員会資料の9ページ、課別集計表をごらんください。危機管理課の計は、予算額5億224万2,000円、支出済額3億3,479万8,660円、翌年度繰越額1億6,257万6,000円、不用額486万7,340円で、執行率は66.7%となっておりますが、繰越額を含めると99.0%となります。繰越額1億6,257万6,000円につきましては、事業名は防災情報通信設備整備事業であります。これは、県及び市町村で整備する予定でありました全国瞬時警報システムにつきましては、整備の前提となりますシステムの改良が国においておくれたことに伴い、繰り越しとなったものであります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

24ページをごらんください。(目)防災総務費

の不用額467万7,916円についてでございます。

その主なものとしましては、節の欄の委託料の76万5,750円でございますが、これは、防災気象情報提供などに要する委託費の執行残でございます。次に、負担金・補助及び交付金の不用額43万1,900円でございますが、これは、自主防災組織モデル事業補助金などの執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の51ページをお開きください。1、安全で安心な暮らしの確保、1)の危機管理体制の強化についてであります。まず、施策の目標でございますが、県民の防災意識の高揚や自主防災組織・防災ボランティアの育成に取り組むとともに、関係機関との連携強化などにより、自然災害を初めとする多様な危機事象に迅速に対応するため、危機管理体制の強化に努めたところであります。

次に、施策推進のための主な事業及び実績でございますが、まず、㊸県民防災力向上でありましたが、自主防災組織リーダー研修会を開催し、多数の地域防災リーダーを育成したところであります。

また、「宮崎県防災の日」推進につきましては、昨年の5月24日に高鍋町、木城町の2町で89機関、約1,800名の参加で総合防災訓練を実施し、県民の防災意識の高揚を図ったところであります。

次に、地域防災力向上促進につきましては、7市町51組織に対し、自主防災組織の資機材整備に対し補助を行うなど、自主防災組織率の向上を図ったところであります。

次に、危機管理総合調整推進につきましては、ことしの2月3日に、約500人の防災機関関係者を集めて危機管理防災研修会を実施したところであります。また、県庁内において、引き続き24時間災害監視体制の維持を図ったところであります。

ます。

次の52ページをお開きください。施策の成果等ありますが、①の県民防災力向上につきましては、防災士研修を実施し、104人が防災士の資格取得をしたところであり、今後も多くの防災士を育成し、地域の防災力を高めていく必要があると考えています。②の総合防災訓練及び③の「宮崎県防災の日」推進につきましては、防災関係機関との一層の連携強化が図られたほか、各種広報媒体を活用して普及促進と防災意識の啓発を努めましたが、今後もさらに効果的な普及啓発に努め、自助・共助の重要性を県民に訴えていきたいと考えております。④の地域防災力向上促進につきましては、今後も多くの市町村に働きかけ、自主防災組織の育成、活性化を図ってまいりたいと考えております。⑤の危機管理総合調整推進につきましては、自然災害その他の危機管理に関する研修会を通じて、関係職員相互の連携強化や、その意識啓発が図られたところであり、引き続き、危機管理体制の強化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

私からは以上でございます。

○山之内消防保安課長 それでは、消防保安課の歳出決算の状況について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。消防保安課は、予算額8億4,062万1,000円、支出済額5億3,543万1,412円、翌年度繰越額2億7,572万円、不用額2,946万9,588円で、執行率は63.7%となっておりますが、繰越額を含めると96.5%となります。この繰越額2億7,572万円につきましては、事業名、震度情報ネットワークシステム更新事業でござ

います。これは、平成8年に補助を受け構築しました現在のシステムが老朽化したことから、全額、国庫補助で震度計等の装置の更新を行う予定でしたが、震度計の製造や基礎台補修が21年度内に完了することが困難となりまして、繰り越しとなったものでございます。

次に、主な不用額について御説明いたします。

同じ資料の26ページをお開きいただきたいと思います。(目)防災総務費の不用額2,536万7,831円についてでございますが、この主なものとしたしまして、節の欄の委託料の不用額1,751万4,184円でございますが、これは、防災救急ヘリコプターの運航などに要する経費の委託費の執行残でございます。次に、負担金・補助及び交付金の不用額328万9,874円でございますが、これは、消防広域化等体制強化促進事業費補助金の執行残でございます。

次に、(目)消防連絡調整費の不用額361万9,950円についてでございます。その主なものとしまして、節の欄の委託料、不用額156万815円でございますが、これは、消防設備士及び危険物取扱者の免状交付に要する委託費などの執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の53ページをお開きください。1、安全で安心な暮らしの確保、1)危機管理体制の強化についてでございます。まず、施策の目標でございますが、消防対策の充実、産業保安の確保を図るとともに、防災情報の提供や防災関係機関との連絡強化を図るなど、危機管理の強化に努めたところであります。

次に、施策推進のための主な事業及び実績でございます。主なものについて説明いたします。まず、総合情報ネットワーク設備更新でございますが、防災行政無線設備等のシステムを管理

運営し、災害連絡体制を維持しておるところで
ございます。

次に、航空消防防災管理運営でございます。
防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しております
が、21年度中の緊急運航出動件数は、合計で98
件でございました。なお、出動回数の「その他」
は、いずれも他県への応援出動でございます。

次に、消防指導でございます。消防団員の確
保や活性化を図るため、ふるさと消防団パワフ
ル21事業といたしまして、ラップ隊フェスティ
バルや消防団員意見発表等を内容とする消防大
会を開催するとともに、新聞等を活用しました
県民への広報啓発を行ったところでございま
す。また、救急業務の高度化や増大する救急需要
に対応するため、救急救命士の計画的な養成に
取り組んでおるところでございまして、22年4月
1日現在における救急救命士の総数は、263名
となっております。

1枚めくっていただきまして、54ページで
ございますけれども、予防指導につきまして、消
防設備士及び危険物取扱者資格者への免状の交
付等を行いますとともに、火災や危険物の事故
の未然防止を図るため、知識や技能の習得のた
めの法定講習を行いました。

消防広域化等体制強化促進でございますが、
市町村が実施します耐震性貯水槽、防火水槽、
小型動力ポンプ等の整備に対し補助を行いま
して、消防力の強化に努めたところでございま
す。また、7つの消防非常備町村に助成を行い、
常備化に向けた取り組みを促すとともに、大規模
災害に出動する緊急消防援助隊の資機材の整備
について補助したところでございます。

次に、施策の成果等でございますが、まず、①
の総合情報ネットワーク設備更新につきまして
は、適正な管理を行い、通信体制の確保が図ら

れたというふうに考えております。②の防災救
急ヘリにつきましては、関係機関との連携を図
りながら、迅速な対応ができたものと考えてお
ります。③の消防団につきましては、消防大会
を開催するなど、活性化を図ったところであり
ます。また、消防職員や消防団員につきましては、
資質向上に向けてのさまざまな訓練、研修等
を実施したところでございます。④の市町村消
防防災施設等整備につきましては、引き続き資
機材等の整備促進に努めたところでございま
す。また、7つの非常備町村に対し助成を行い、
常備化に向けた取り組みを促したところでござ
います。⑤の高圧ガスの保安対策につきましては、
事業者に対する指導監督、研修を通じて、大事
に至るような事故の未然防止ができたものと考
えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまし
ては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○押川主査 執行部の説明が終了いたしました。
委員の皆様、御意見をどうぞ。

○鳥飼委員 まず、委員会資料でお尋ねをいた
しますが、1ページの法人事業税の税額の一部
が国税になったということの御説明がございま
して、98億の減ということで、そのかわりに地
方譲与税に回ったのかなという感じがするん
ですけれども、大体どの程度国税化されたん
でしょうか。

○永田税務課長 この減の98億円のうち約42億
円が地方法人特別税となっております。

○鳥飼委員 わかりました。半分以下、4割ぐ
らいなんでしょうか。

先ほどの御説明では、地方譲与税ということ
でしたけれども、国税化されたことで、そして
また配分をするというような意味合いがあつた

のかなと思うんですけれども、具体的には、本県に対してはこれらの影響といたしますか、主にどういうところに出ているんでしょうか。譲与額がふえたとか、この分では減額になったけれども、どの分で増額でこうこうされたということで御説明をいただきたいと思います。

○永田税務課長 2ページをごらんください。地方法人特別譲与税というのがございます。これが、先ほど申し上げました地方法人特別税を一たん国へ払い込みをしまして、国のほうである一定基準によってまた県税に譲与税として戻してくるわけですけれども、これの分が55億です。それに係る県からの国への払い込みが約36億ぐらいだったと思いますので、実質的には歳入が約20億円増となっておりますというような状況でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

それと今、三位一体改革で本県の場合、350億の減になったとかいろいろあって、それを改善すべきではないかということで、大都市部以外の地方の自治体から国に声が上がったと思うんですけれども、そういうことに向けての改善といたしますか、そういう方向性があるのか、それとも、全く無関係に進められていると思っていのか、どちらというふうに思っていますか。

○永田税務課長 地方税制を抜本的に改革をしようというような動きがありまして、地方消費税を今後、拡充していこうというような方向がございまして、実際にそれが実現される前段の措置としまして、とりあえず、法人事業税の一部について国税のほうで持っていくというような形をとっておるというふうに聞いております。法人事業税として残ったのが55%、国税に行く分が約45%というふうになっております。それとあわせて、法人事業税というのは、都道府県

によって非常に税収の格差があるということで、その調整も兼ねてやろうということで、現在、こういうふうな形になっております。

○鳥飼委員 宮崎県のような地域、大分にしても富山にしても、そういう地域がたくさんあるわけですけれども、そういう意味ではどんどん声を上げていって、地方交付税が主たるものではありますけれども、そういう税制の改革について、またいろいろと継続して要望していただきたいというふうに思います。

続きまして、5ページの収入未済額のところでお尋ねいたします。トータルで35億2,600万円、額的にはふえている。昨年度が34億ということで、0.59%から0.57%ということで、比率的には下がったけれども、額的にはふえた、そういうことで理解していいですね。

○日隈財政課長 おおむね鳥飼委員のおっしゃるとおりです。

○鳥飼委員 わかりました。

県税のところを一つだけお尋ねしますが、自動車税3億5,690万7,000円ということで書いてあります。納付をする人、しない人があって困っている。ちゃんと納めていただきたいと思うんですが、比率がなかなかピンとこないんですよ。自動車税の登録台数が何台あって、納付台数が何台あって、未納の台数が何台と。未納の台数が何台で3億5,600万になるという数字が今そこにありますか。あれば教えていただくといいんですけれども。

○押川主査 税務課長、時間がかかれば、後ほど資料で出していただきたいんですが。

○永田税務課長 後で調べて。

○鳥飼委員 また後でお答えいただきたい。

それから、次の6ページに県債発行額と残高、基金残高の推移と経常収支比率と公債費負担比

率の推移というのがございます。見てみますと、財政的には非常に厳しいということも如実に出ていますし、臨財債がふえているということで、今、厳しい状況には一つも変わりはないという状況なんですけど、経常収支比率を見てみますと94、公債費負担比率が23.1ということで、いずれも危険ラインを超えているというふうに思うんですけども、これは全国の都道府県が同じような状況かなとは思いますが、高いところと比較してもしょうがないんですけども、全国の状況の中での区分は、本県はいいということですね。その中での状況について、比較でお答えいただけますか。

○日隈財政課長 経常収支比率につきましては、指数としては若干下がったものの、94というのは余りよくない数値ではございますが、全国順位を見ると割といいほう、10位前後あたりの位置にあるかと思えます。ただ、公債費負担比率の関係は、おおむね全国で中位の水準であろうかというふうに見ております。

○鳥飼委員 わかりました。10位で、いいという方向ですから、全国どこでもピーピー言っているんだというのがわかるんですが、そこで、先ほど御報告がありました財政健全化判断比率の意見書というのがありまして、数字も報告が上がっているんですけども、この中に実質公債費比率ということで21年度、14.5%というふうになっています。昨年か一昨年出たときは、全国で7位ぐらいではないかということで、宮崎県はいいほうじゃないかというふうな議論をやった覚えがありまして、本会議では14位とか20位とか、そんな答弁のようだったんですが、実質公債費比率の全国的な推移といいますか、どの程度を示しているのか、お尋ねしたいと思います。

○日隈財政課長 ことしの実質公債費比率14.5という数値につきましては、本会議で太田清海議員からも御質問がございまして、この数値は全国でいいほうから24番目、ちょうど真ん中、沖縄を含めた九州8県の中で4番目ということで、公債費の関係は今後とも留意していく必要があるのかなというふうに考えております。

加えて、ついでに申し上げますと、将来負担比率の関係では、これも太田議員へ答弁させていただいておりますが、185.4という数値は全国でいいほうから7番目の位置、九州・沖縄では3番目という数値になっております。

○鳥飼委員 この総務委員会で予算のこととかいろいろ議論をしていくわけなんですけれども、実質公債費比率にしても、将来負担比率にしても、会計としては、病院会計とか特別会計とかいろんなものを含んだ分だと。先ほどから資料で御説明をいただいているわけなんですけれども、そういうところも含んだものでこの総務の分科会で議論をしないといけないのかなというふうに思っているんです。新たな国の指標が示されて、私たちにとってもそれに備えていく必要があるんじゃないかということで、それらの資料というのが説明がありませんので、今回以降、次回からの検討課題にさせていただくといいんですけども……。経常収支比率と公債費負担比率についての推移とかはあります。しかし、実質公債費比率等については推移はないわけで、これがどう変わっていくのかということも、やはり宮崎県の財政を分析する上では大事ですよというふうにして総務省は言っているわけですから、そういうものについても今後検討をしていただきたいと思っております。これは要望ということにしておきたいと思っておりますので、私たち委員もその旨でいきたいと思っております。

それから、次の7ページなんですけれども、収入済額、未済額とございます。収入未済額のところで、先ほど御説明がありました個人県民税が70%ぐらいを占めているということで、非常に大事な税目ということになるわけですが、これは、市町村民税ですから、市町村の皆さんにお願いをして、一緒に徴収をしていただくということになるわけなんですけれども、先ほどの御説明では、景気のようなこともあったんですけれども、ここ数年の流れを見て、どんな流れになっているんでしょうか。

○永田税務課長 個人県民税につきましては、平成19年度から税源移譲がございました。税源移譲をするに当たって、個人県民税と市町村民税も含めて住民税の徴収体制を強化しなければいけないということで考えておったところなんですけれども、結果的に、19年度、20年度については、調定額全体、いわゆる現年度課税分がぼんとふえたものですから、徴収率は上がってきたんですが、21年度については、税源移譲前が92.3%でしたけれども、これが92.5%まで落ちてきているというような状況でございます。ただ、その中で、ことしが徴収率が97.2%ということで、昨年が97.0%でしたので、現年度課税分については0.2ポイントほど上がってきたかなということで、今後、現年課税部分について力を入れるとともに、税源移譲によって滞納繰越分の調定額がふえておるものですから、今後は滞納繰越分についても、取れるものは取っていくと。財産等がないとか、そういうことでどうしても取れないものについては、市町村のほうにも不納欠損等の落とす処理をきちっとやっていただきたいと思いますというふうに考えておるところです。

○鳥飼委員 わかりました。

9ページをお願いいたします。部の総額を書いてありますが、そこでお尋ねしたいのは、不用額が4億7,300万ということになっています。以前とすると不用額というのがふえてきているのではないかなど。目のところで90%を割っているものということで、説明をしていただくシステムになっているんですけれども、節約をしたら翌年にボーナスを上げますよという何か制度がありましたね。それを財政課長、説明してもらえますか。

○日隈財政課長 お尋ねの件は、メリットシステムということだと思いますが、甚だ恐縮ですが、メリットシステムの場合は不用額ということではなくて、事務費等について節約した分について、過去3カ年の使用状況に比べるとどれだけ節約したかというのをはかって、ちゃんとできている場合はその半分程度を翌年度にメリットということで予算措置してあげますよという制度であります。したがって、節約の分は既に2月補正で予算上も減額する分もありますので、この不用額に余ったお金という形で出てくるわけではございません。

○鳥飼委員 そうしますと、2月の段階で節約分ということで補正をするというのは、2月の補正のところに節約分と表示として出てきていたんですか。

○日隈財政課長 申しわけございません。節約という表記では特に出てきておりません。執行残ということで、減額補正という形で2月補正の歳出予算説明資料には一括して掲載させていただいております。

○鳥飼委員 私どもからすれば、メリットシステム、確かにそれはそれでいいことだと思うんですけれども、しかし、余りにも節約し過ぎて、事業の効果を薄めるところがあるんじゃないか

というのも懸念される場所なんですね。ですから、そういう表示をしていただかないと、執行残とかいうことでくくってもらえばわからないわけです。それは記載の工夫をお願いしておきたいと思います。不用額というのがトータルとしてふえてきているという傾向にはないと思ってよろしいのでしょうか。ちょっと気になったものですから、そんなことをお聞きいたしました。結構です。

不用額で、例えば総務課で言えば文書費で690万とか財産管理費で3,300万とか、かなり大きな額がある。人事課でも、これは調整分ということでしたけれども、一般管理費で6,100万とか、そういうところが少し気になりましたので、私どもにメリットシステムの件でわかりやすいように御説明をいただけたらと思います。

○永田税務課長 先ほどの自動車税の課税について御説明いたします。滞納繰越分まではわかりにくいですので、現年度に課税をしたものについて御説明いたします。調定額、いわゆる課税の件数が約39万2,000台ほどになっております。その後、年度内に収入したものが約38万9,000台、最終的に収入未済となった台数が3,275台というふうになっております。登録台数は資料はないんですけれども、一部課税をしない部分もありますけれども、大体これにちょっと加えたぐらいということをお願いします。

○鳥飼委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 委員会資料で2点ほどなんですけれども、1ページで今、自動車税のお話がありました。自動車取得税、8億7,000万の減収ということになっているんですが、この主な要因がエコカー減税ということで、庶民にとっては減税というのはメリットはあるんですけれど

も、県の税収ということからすると大変な状況で、この分、国によっての手当てといたしますか、そういったものは加味されているんですか。

○永田税務課長 自動車取得税については対象になっていないというふうに聞いております。

○前屋敷委員 何らかの形で、全国すべての県がそうなんだろうけれども、しかし、それぞれの地方税収にとっては大変な影響もありますので、その辺はやっぱり県からも要望することは必要じゃないんでしょうか。ぜひお願いしたいと思います。

11ページですけれども、総務課の御説明いただいた分で、委託料の不用額で971万6,000円、これが警備や清掃や委託の残ということだったんですけれども、入札などしてそういう経費が浮いたのかなというふうに思うんですが、しかし、実際、警備や清掃の業務に当たられている方がいらっしゃるわけで、入札を低いところだということ、やはり人件費などにはね返るということも懸念されるんじゃないかなというふうな思いがあるんですけれども、その辺の入札の状況とか、額であるとか、これだけ不用になった主な要因といたしますか、その辺のところを御説明ください。

○緒方総務課長 まず、970万の不用額になったのは、本庁舎だけではなくて、出先の総合庁舎とかも含めますので、分任したりしていますと、最終的に集めた場合にこれだけの数字が積み上がってくるということで、970万ほどの執行残が出たということでございます。

それから、入札の状況でございますけれども、入札の件数は非常に多いんですけれども、小さいものを含めると全部で60以上はあるんですけれども、どれがどうということはなかなか言えないんですが、できるだけ適正な入札の執行と

いうことで私どもは心がけているところでございます。

○前屋敷委員 そういった点でかなり配慮する必要があると思うんです。ここの総務課の対応だけじゃなくて、指定管理者の場合も、そういうことを県としては十分配慮をしながら進めていく必要があるかなというふうに思いましたので、お聞きいたしました。以上です。

○押川主査 ほかにございませんか。

○武井委員 決算特別委員会資料のほうで伺ってまいります。まず、2ページの譲与税なんですけれども、国の配分がふえたり減ったりしているようなものがありますね。例えば地方道路譲与税はふえていますけれども、石油ガスだの航空機燃料だの減ったりしているんですが、これは、全体のパイが小さくなったり大きくなったりしたことによってふえたり減ったりしたのか、それとも都道府県ごとの配分率の変更されたりした結果、ふえたり減ったりしたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○日隈財政課長 2ページの資料に記載してあるものについて御説明申し上げますと、地方道路譲与税は、実は財源となります。税収もふえたということもありまして、5%の増、財源が揮発油税、いわゆるガソリン税と言われますけれども、これの税収が去年は若干伸びたということもございまして、配分もふえる傾向にございました。石油ガス譲与税、これはLPガス等、タクシー等消費されますけれども、そちらのほうは税収が逆に減っているというような傾向から若干減少ということになっております。次に、航空機燃料譲与税については、税云々ではなくて、影響を受けている世帯数の計算があるんですけれども、宮崎空港発着の便が大型機から中型・小型機への変更等があったことで、騒音を

受けるカウンターの仕方が、大型機であれば影響額が3倍、5倍とカウントするのが落ちてきているというようなことで、これは配分が宮崎の場合は落ちているというような傾向にございます。4つ目につきましては、先ほど、税務課長がお答えしたとおり、新しい制度の創設によるものです。以上です。

○武井委員 次に、地方交付税なんですけれども、特交がありますけれども、特交が国の配分額の増ということで同じくふえているとあるんですが、特交は800億をみんなで取り合いするような話だと思んですが、21年度においては、宮崎県は全体のパイの金額というのは結果として何%を獲得できているということになるのか、お聞かせください。

○日隈財政課長 去年の例で申し上げますと、特別交付税については約30億円でしたので、全国枠が1,200億ほどでありました。したがって、40分の1、2.5%程度の配分であったかと思えます。なお、去年は配分からの増があったということですが、これは特殊事情等もございました。例えば、全国スポーツ・レクリエーション大会とか、臨時的な特殊事情等もありましたので、そういった要望を出しまして、20年度よりは21年度は何とか確保できたところがあります。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。2ページの土木使用料5,953万円の減、道路占用料ということなんですけれども、イベント等がそんなに大きく変わるとも思えないんですが、これは土木工事の関係なんですか。これが減少しているということについてお聞かせください。

○日隈財政課長 これは、確かに、土木工事の関係が少なくなっている関係です。いわゆ

る許可申請件数が減少している、それと占用料について、若干減額の改正を行ったことも影響しておるところです。

○武井委員 わかりました。

次に、3ページの国庫負担金、義務教育給与費約5億円減少しているわけなんですけれども、これは、要するに対象になる先生が減ったということなのか、それとも何がしかの計算方法が変わった結果、減少になったのか、お聞かせください。

○日隈財政課長 義務教育給与費の国庫負担につきましては、かかる経費のおおむね3分の1負担をいただいております。これは、委員おっしゃるとおり、一つは義務教の先生の数が若干減っているということと、昨年度は退職者が若干少なかったということもございますので、退職給与金の関係も含めて若干の減ということになっております。

○武井委員 わかりました。

次です。寄附金なんですけれども、ふるさと宮崎応援寄附金の減、これは、丸々ふるさと納税という理解をしてよろしいのか。

○日隈財政課長 寄附金は、ふるさと応援寄附金だけではないんですが、対前年度で387万9,000円落ちている分については、初年度のふるさと納税の額に比べると落ちている傾向にございます。その分がこの対前年度比であらわれているということでございます。

○武井委員 わかりました。

4ページ、臨財債なんですけれども、これは総括質疑で前屋敷委員から詳しく質疑があったかと思うんですが、要は、非常に臨財債の割合が大きくなっているんですけれども、これは100%後年度でちゃんと交付税で措置されるということは信じるしかないのかもしれないんですけ

れども、それは県としても間違いないという自信というか、しっかり持っていらっしゃるといふ理解でよろしいのか、お伺いいたします。

○日隈財政課長 前屋敷委員にお答えしたとおりではございますが、基本的には、制度的には地方財政法でちゃんと明記してありますので、法律を遵守していただくというのが当然のことです。地方からは約束どおり果たしていただくということを求めていると考えています。ただ、武井委員がおっしゃるとおり、臨財債につきましては、平成13年度から始まって、今、10年たったところです。公債費の交付税での見方というのは、交付税でいただくのが大体30年償還ぐらいで見えておりますので、そうしますと、30年で考えたときに、今、10年たったという状況でございますから、今後、さらにその公債費の分を臨財債の元利償還金について交付税で見えていくということになれば、どんどん膨らんでいくと。いまだ3分1程度ということであれば、半分を超えてあと10年もたつてくると、交付税の中に占める臨財債の元利償還金も見てあげますよという部分の比率がかなり高まってくる、それほど税収が上がっていく、あるいは交付税に振り向けていただく配分率が上がっていくということであればよろしいんですが、ゼロベースで考えますと、かなり交付税自体が窮屈になっていくということは考えられます。その際に、私が申し上げました、いわゆる地方財政法あるいは地方交付税法、そういった法律改正までして落とすというような行動が出てくるならば、武井委員がおっしゃったような非常に危惧することもあるかと思えます。しかし、地方としては、ちゃんと発行の時点で法律に基づいてお約束していただいた分については、きっちり措置していた

だくというのが当然原則です。それがないと発行の段階での判断というのはできませんから、例えば今年度発行するのは、その法律に基づいて、私ども、発行したわけですから、その分については30年先までちゃんとお約束いただくというのが原則であろうというふうに考えております。

○武井委員 まさにそのとおりなんです。先ほど、前屋敷委員からありました例のエコカー減税みたいな国の政策的なものとか、これは維持するということで、これは総括質疑ですから、べき論は申し上げることじゃないのかもしれないんですが、臨財債は臨財債で維持しながら、別のところをどんどんかき取っていくような形で、結果としては地方のほうの負担がふえていくというようなことも非常に危惧されてしまうのかなという印象を持っております。わかりました。

続いて、5ページに移らせていただきますが、先ほどお話があったんですが、不納欠損というのは、住民税について、確かに、市県民税みたいな形で市町村のほうが取りますが、不納欠損の決定、すなわちこの人は無理だとかいうような判断というのは、一義的に市町村が行うという理解でよろしいんですか。

○日隈財政課長 不納欠損につきましては、一度、調停を起こしている分について、歳入確保ができない、ずっと収入未済で上がってきた分についてどうするかということで、例えば5年たったので時効であるということで取り扱って、不納欠損で調停から落とすというような行為があります。税関係は非常に多いんですが、今年度で申し上げますと、これも議会の御質問でございましたけれども、対前年度で比べまして伸びている分というのは、環境森林部になるんで

すけれども、ウッドテックの三セクの分の焦げつき分が、破産法に基づく免責許可が出たということで消し込みを行った、いわゆる不納欠損を行ったという分が1億500万ぐらいございました。その分が、増額がちょうど1億円ぐらいふえておりますので、その分に当たるのかなというふうに考えております。

○武井委員 個人の例えばAさんが不納欠損にするとかいうような判断というのを、先ほど市町村にも不納欠損について調査をみたいな話も税務課長からあったかと思うんですが、個人の方が、もうこの方は不納だというような判断というのは、市県民税を一緒に取る以上は、県だけが不納欠損と認めて、市だけが取りますなんてことというのはあり得ないのかなと思うんですが、最終的に個人の方については、どういう判断で、どちらが決めていらっしゃるのか。

○永田税務課長 個人県民税につきましては、賦課徴収が市町村にありますので、すべて市町村のほうで決定をし、不納欠損をするという形になります。

○武井委員 市町村がこの方は不納だということで不納欠損したら、県としても自動的にその方は不納欠損扱いにするというような理解でいいということですか。

○永田税務課長 そのとおりです。自動的に不納欠損ということになります。

○武井委員 わかりました。

7ページを1点だけ伺って最後にしたいと思うんですが、不動産取得税の不納欠損が出ている件なんですけれども、自動車税なんかは当然、車にロックをかけたりというようなこともあるんですが、不動産の場合、不動産を取得しているわけですから、不動産というのは厳然として存在しているわけですから、不動産取得税の不

納欠損が出るということは、当然、不動産の差し押さえということができるので、欠損というのが何で生じるのかなという非常に素朴な疑問があるのですが、これの理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○永田税務課長 不動産取得税というのは、不動産の取得の一時期に対して課税をすることになります。通常、それがあつたかと思われらなですけれども、実際は滞納になつた時点でその不動産を転売をしてしまつていふ。転売されてしまえば差し押さえができないというような状況の中にはございふ。

○武井委員 例へば車なんかですと、自動車税が未納であれば車検が受けられなとかいふたようなことで、つまり、未納の対策というのがされていふわけなんです、不動産取得税というの、未納状態でも転売をすることというの、できるということになつていふわけですか。

○永田税務課長 転売が可能です。

○武井委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございふせんか。

○横田委員 先ほどから出ていますから、答弁はいいと思つたんですけれども、地方交付税の普通交付税、当然、宮崎県としてもらえるはずのお金、臨財債に振りかえられて減少してしまつて、結果的に県債残高がだんだんふえていふということに非常に不安を感じます。その思ひだけ。

○押川主査 ほかにございふせんか。

○松村委員 消防保安課の成果報告書の53ページなんですけれども、21年度実績の中で、救急救命士の養成というの、9名というふうになつていふんですけれども、総数では263名、前、聞いたことがあるんですけれども、県内の救急救命士の偏在、それぞれ消防本部があらなすけれ

ども、バランスよくちゃんと救命士が養成されていふのかというのと、救急救命士の中で気管挿管の講習というのがあるんですけれども、これがどれくらいされていふのかというの、もしわかれば出してください。

○山之内消防保安課長 まず、救急救命士の消防本部との偏在ということにございふんですが、まず、現在の263名の内訳を申しますと、宮崎市が一番多く、72名なんですけれども、都城が39名、西都市ですと14名等々、組織の規模によりまして数が成つていふんですけれども、基本的には消防隊の数にちじた形で救急救命士が養成されていふということにございふ。さらにつけ加えますと、救急救命士になるためには、最終的に財団にございふ救急復興財団というの、ございまして、そこで半年間の養成を受ける必要があるわけにございふんですが、これに派遣する場合にも、それぞれ県内の九消防本部、バランスよくそこに派遣するといふような形でやつていふところでございまして、そういう形では組織の規模にちじてできているのかなというふうになつていふところでございふ。

それと、気管挿管の話ですけれども、御案内のように、救急救命士の資格を取つた人の中で、気管挿管というの、さらにはいろんな座学を受けまして、そして、その上で実際、病院で具体的には30症例経験しまして認定を受けるものにございふんですけれども、これにつきましては、現在、県内で63名の気管挿管ができる救急救命士があらなす。これにつきましては、宮崎、都城が多いんですけれども、そのほかの消防本部につきましては、かなり少ないところ、1名というところもございまして、これにつきましては、今後、その消防本部の体制もございふんですけれども、気管挿管ができる資格を取得するために、いろ

んな病院の症例もできるように協力をいただいで、依頼しながら、今現在、努めているところでございます。以上でございます。

○押川主査 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 主要施策のほうで1点ずつお尋ねしたいと思います。まず、市町村課についてですが、合併支援室を引き継いで市町村課のほうで実施をしておられるということですが、合併関係市町村財政健全化支援（県単）11億ですか、貸付市町村数5ということで、財政的に非常に厳しいところをと言われたんですけれども、5市町の内訳をお尋ねいたします。

○福嶋市町村課課長補佐 5市町の内訳でございますけれども、延岡市が3件、日南市が3件、小林市が6件、日向市が3件、清武町が4件となっております。

○鳥飼委員 これは、財政的に厳しいからということではないかと思っております。先ほどそういうふうな御説明もあったようで、清武はそんなに財政的には厳しくないかと私は思っていたものですから。

○福嶋市町村課課長補佐 この貸し付けの要件には、実質公債費比率が15%以上または経常収支比率が90%以上という条件がございます。いずれかを満たしているというところがございます。それに該当しているということになります。

○鳥飼委員 甘い審査基準があるのかなと、国の誘導策もあるのかなという感じもしますが、わかりました。

県単ということですが、先ほど、県税のお話が出ましたけれども、これで11億ということで、これを支出したことで、例えば、交付税の基準財政需要額に算定をすとか、出ていくだけじゃなくて、入ってくるほうの影響とい

うのも何かあるんでしょうか。

○福嶋市町村課課長補佐 この貸付金の財源は、2分の1が21世紀基金の取り崩しによるものがあります。また、2分の1は一般財源の持ち出しとなっておりますけれども、特に国の関与はございません。ただ、償還金といたしますか、返ってきますので、実質的な持ち出しはないということになります。

○鳥飼委員 確かにそういうことですね。財政負担は何もないですね。

○日隈財政課長 県が市町村に貸し付けする等で交付税措置というのはないのかなと思います。

○鳥飼委員 わかりました。何でも収入したいなという思いがあったものですから、余分なお尋ねをいたしました。

合併を推進されてきたんですけれども、いろいろお聞きしますと、いわゆる寂れたとか、私どもが指摘してきたということが出ているように思うんです。町役場の段階でしたら住民の顔が見えるということであるんなメリットがあったと、しかし、効率化をされた関係でそういう関係が非常に薄れたということで、いろいろ意見が出ているんですけれども、合併についての検証をお願いしたいということで、昨年の決算のときに、あのときは合併支援室長だったんですけれども、そういうことでの答えもあったんですけれども、何かしておられるのかお尋ねしたいと思います。

○福嶋市町村課課長補佐 ことしの3月に合併の効果と課題ということで検証をしております。その検証をまとめるに当たっては、市町村の意見や有識者の意見等を聞いて取りまとめておりますけれども、その中で、合併の効果としまして、一つは行財政基盤の強化ということで、特別職や議員らの給与等の削減というようなもの

ですとか、具体的に数値を上げて示しております。また、課題につきましても、具体的に住民の不安や懸念の解消に努める必要があることですとか、これまで以上に住民と行政との連携を図っていかねばならないことなどを列挙しております。その課題に今後取り組んでいかなければならないという問題提起をしております。

もう一つ、美郷町の例なんですけれども、一番財政基盤の弱いところ同士が合併しまして、非常に不安の大きいところだったんですが、合併の効果の一つとしまして、合併交付金ですとか特例債などを利用して、これまでできなかったいろんな社会基盤の整備が進んだことに加えまして、例えば、3つの村で活動していた特産品加工グループが、合併を機にしまして、お互いの商品を持ち寄りましてパッケージ商品をつくったり、顧客の共有をしたりとか、商品開発をやったりとかということで、地域活性化面での効果も出ているということをつけ加えさせていただきますと思います。

○鳥飼委員 わかりました。要望をしておきたいと思うんですけれども、継続して合併の検証をやっていただきたいというふうに思っています。今言われた美郷町につきましても、表現は悪いけれども、批判を受けて、だれかが言いましたね、貧乏人同士がというようなのがありました。財政基盤が非常に弱いところが合併をしたということで、確かにそういう効果もあると思うんですが、私たちが指摘をしてきた問題というのも残っているといいますか、加速をしているような状況もありますので、継続をして見ていただきたいということで、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次、簡単に申し上げます。52ページに危機管理課の防災・防犯情報メールサービ

スとありますけれども、これで2万件というのが22年度の目標になっていきますけれども、経費と具体的なサービスの内容について御説明をいただきたいと思います。

○金井危機管理課長 経費につきましては、1年間分で登録者が2万人未満であれば、327万6,000円の経費がかかります。これが2万人を超えますと金額を超えますが、現在、登録者が1万8,000人なので、327万6,000円が年間経費となります。内容につきましては、3種類に分けておりまして、防犯・防災情報と気象情報の2つに大きく分けられるんですけれども、防犯・防災情報と気象情報2つを契約されている方は8,500、防犯・防災情報だけが7,500、気象情報だけ契約されているのが1,900というふうに入っております。この3つの組み分けで対応をしておるところでございます。

○鳥飼委員 宮崎市の事業仕分けでいろいろ出されていたようなんですけれども、世帯に届けば70万か80万かあると思うんですね。そこに届いてほしいというのがあるだろうと思うので、ぜひ、PRも含めて効果的に運用をお願いしたいと思います。

続きまして、最後に消防保安課にお尋ねします。54ページ、先ほど出ました消防広域化等体制強化促進ということで、非常備町村の常備化ということで、本会議でも質問がありました。これは私の勘違いかもしれませんが、7町村ですが、1町100万と聞こえたような感じもしたんですけれども、予算額と、事業概要については先ほどの防災水槽とか、そんな感じだったと思うんですけれども、もうちょっと具体的に御説明をお願いします。

○山之内消防保安課長 ただいまの質問でございますが、まず、常備化推進の補助金、内訳と

しては大体700万ぐらいを見ております。それから、消防資機材等の補助、これにつきまして、今年度、総額が3,284万円ほど実績が出ております。この補助金の中で緊急消防援助隊というのがありますけれども、この緊急消防援助隊に対する補助が、予算額100万円ほどを組んでおるんですけれども、実績としましては、21年度につきましては123万円余となっております、ここに書いておりますように、総額といたしましては3,690万、補助を交付したところでございます。

○鳥飼委員 ちょっと質問の仕方がまずかったと思いますが、申しわけないです。非常備町村7町村が常備化をとということが指摘されているわけですね。今、広域化で1つか3つかという議論もありまして、それは今、議論中なんですけれども、私どもの考えで言えば、大阪みたいな狭い何とか市が、宮崎市もないぐらいのところ、50万か60万おるといふようなところ、それは当然、1消防本部ということで、それでいいと思うんですけれども、宮崎のようにこんなに広いところで1つか3つかというのはなじまないんじゃないかなというふうに思っているんです。それはそれで私どもの意見ですから、それで受けとめていただいて、7つの町村に常備化をとということで、それは何とかできないかなと思っているんですけれども、西臼杵3町とか東郷町とか言っておられましたけれども、常備化に向けて進捗しつつあるような話もお聞きしましたので、そこを御説明いただきたいと思います。

○山之内消防保安課長 総務部長の答弁にもございましたけれども、具体的に申しますと、21年度実績というよりも、今年度の動きになって申しわけないんですけれども、まず、美郷町につきましては、日向市に対する消防業務の委託

というような方向で、両市町で協議することが合意いたしております。現在まで3回、両担当者レベルで人員問題、機材をどこにどういふものを配置するか、そういった内容について検討が行われているところでございまして、それが順調にいけばいろいろと具体的な姿が見えてくるのかなと思っておりますが、いずれにしましても、今申しましたように、少しずつでも動いておりますので、期待をしているところでございます。

それから、西臼杵3町につきましては、平成20年度に3町における検討協議会なるものを立ち上げて、今まで総務課長を中心にして議論を進めてきておりましたが、ことしに入りまして、8月の末に3首長さんも集まりましてこの検討が行われた結果、その中で3町とも消防常備化につきまして、その意義をよく理解して、今後進めるということで合意がなされて、各担当でまた引き続き議論するというので、少しずつではございますけれども、西臼杵3町についても動きが出ているところでございます。

あとの西米良村、諸塚村、椎葉村でございまして、残念ながら、現段階の状況を申し上げますと、常備化の重要性というのはもちろん御理解いただいておりますが、地域の事情、財政の問題等々で、現在のところ、具体的な常備化に向けた動きというのはまだ見えないという状況でございます。以上でございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。私も椎葉村に行ったり諸塚村に行って、副村長さんとか村長さんに会ってそんな話をしたりとかいろいろしてまいりました。ひとつよろしく願いたいと思います。

○押川主査 ここで委員の皆様方にお諮りいたしますが、ちょうど12時になりますけれども、

まだ質問があると思いますので、1時再開でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 では、暫時休憩をさせていただきます。

正午休憩

午後1時0分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

御意見はございませんでしょうか。

○武井委員 主要施策のほうの何点かですけれども、御質問をしてみたいと思います。まず、人件費の件で人事課にお伺いをいたしたいと思うんですけれども、各課に分かれているので全体像が見えないのでお伺いしたいんですが、庁内全体の人件費、給与とか報酬というのは、どういうふうになっているのかを伺いたいんですけれども。

○桑山人事課長 全体の人件費ということでありまして、職員の給与、諸手当とか共済費とか、そういったものは各課で基本的に予算を組むわけですが、時間外勤務手当にしましては、各所属におきましては、給料の4%をみずからの予算として組みまして、私ども人事課のほうで約3%程度、約4億5,000万になりますけれども、それを私どものほうで持っておりまして、その年々の業務の繁閑に応じまして、必要な所属に対して時間外勤務手当を分任して、執行をいただいているところでございます。

○武井委員 それはわかるんですけれども、庁内全体のものというのは人事課として把握をなさっていらっしゃるのか。庁内全体の給与が幾らとか、手当が幾らというのはどうなっているのか。これで各課に細分されるとなかなか

全体像が見えないものですから、その辺は所管として把握されていないのか。

○桑山人事課長 人事課としては、全体の給与というものは把握しておりません。

○武井委員 ではどこがわかるんですか。だれもわからないんですか。どうかなと思いますけれども。

○日隈財政課長 主要施策の成果でござんになっての御質問だと思います。4ページの一般会計の性質別の義務的経費の内訳の人件費が全部局分、1,531億7,354万8,000円ということになっております。これを部局別という御質問でしょうか。

○武井委員 全体で構わないんですけれども、いわゆる各課ごとに出てくるものが全体でそれぞれ給与が幾らとか、手当が幾らとか、そういう形でわからないのかということですか。

○日隈財政課長 人件費の内訳的に申し上げますと、大体ですけれども、給料が740億ぐらい、職員手当関係が540億ぐらい、共済費の分というのが245億ぐらいであろうというふうに思います。

○武井委員 部署部署によって減ったりほとんど変わらなかったりということがあるんですけれども、これが全体で見ると2.1%の減ということになっているわけなんですけれども、これというのは、特徴には人件費が下回ったものとか書いてあるんですけれども、人数が減ったということなのか、例えば手当が、どのあたりがどういうふうな形で減った結果としてこの金額が減ったということになるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○桑山人事課長 職員の給与費関係は、予算という意味ではうちのほうでは把握しておりませんが、人件費の傾向として申し上げますと、人

件費が職員の数掛ける1人当たりの給与等の額ということで、いわば面積であらわされるわけですが、ここ数年と申しますか、行財政改革の取り組みの中で職員数が減ってきているということで、一辺の長さが短くなるということと、給与に関しましては、給与構造改革等行われまして、4.8%程度の職員給与の削減、ただし、現給保障という部分がついておりまして、それが徐々に解消されて、1人当たりの職員の給与も低下傾向にあること、そうした両方の要素が主な要因となりまして、こうした人件費の減少ということになっているというふうに理解しております。

○武井委員 特にどこがということではないということなんですけれども、手当の540億なんですけれども、諸手当があると思うんですけれども、諸手当の見直しというのはどのようにされて、例えば廃止した手当などがあるのか、また、手当の削減ということに対してどのように臨んでこられたのか、お伺いをいたします。

○桑山人事課長 職員の手当につきましては、平成16年ごろだったと思いますけれども、基本的に国に準拠ということで月額の手当は日額化を図るということ、国にない手当については廃止するというような考えのもと、その当時、大きな見直しを行ったところでありまして、その後も農業改良普及員に係る手当とか、適正化と申しますか、見直し、額の縮減を図っているところでございます。

○武井委員 そういう方向性であるということでは理解しておるんですが、21年度において見直しをしたものがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○桑山人事課長 手当という意味では期末勤勉手当、ボーナス、こういったものにつきまして

は、人事委員会勧告に基づきまして、21年度におきましては、マイナス0.3月ということで削減が図られております。これは21年度の取り組みでございます。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、委員会資料の23ページの総務事務センターのところの人事管理費の使用料及び賃借料、また負担金・補助及び交付金の金額が非常に大きいんですが、この内訳について御説明をお願いします。

○假屋総務事務センター課長 確認ですが、23ページの上段のほうのほうのよろしいですか。まず、使用料及び賃借料につきましては、職員健康プラザの建築に係る費用を地方職員共済組合のほうから借りておりまして、使用契約書になっておりますから、使用料という名目で8,202万3,000円ほど予算執行しているところでございます。それから、負担金・補助及び交付金3,189万3,000円でございますが、これにつきましては、職員互助会への補助金2,531万円余、職員の間人ドックへの負担金を640万円余を執行しております。以上です。

○武井委員 わかりました。

健康プラザのほうはこういう形で返していかなければいけないというのはわかるんですが、互助会への拠出金の基準というのは、どういった基準で、どういったものについて出しているとか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○假屋総務事務センター課長 職員互助会につきましては、補助金2,531万余の積算としまして、職員互助会事務局におきます人件費の3分の1、職員互助会の運営事務費の3分の1、これを合わせて1,860万円ほどになります。それに独身寮の運営に要する経費を10分の10、寮母さんなど

ですが、660万円余、これらを積算しております。以上です。

○武井委員 今、不要不急な財産の見直しというようなことが進んでいるんですけども、独身寮についてなんですけど、いろいろ話を聞いても、かなり部屋もあいているような状況もあるようなんですけども、現状における稼働率、総括質疑でちょっとあれなんですけれども、今後どういうふうにしていくかということと、今の中での独身寮の財産的価値といいますか、そのあたりがどの程度あるものなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○緒方総務課長 独身寮については、管理等は総務課でやっておりますので、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、今、独身寮につきましては、入居率が26%ぐらいということで、非常に低くなっております。これは、老朽化したというのと、独身の人たちの意識の変化等があらうかと思えます。それで、老朽化したものにつきましては、取り壊して、後、売却できるものは売却したいということで、有効活用といいますか、整理する方向で考えております。以上でございます。

○武井委員 わかりました。

最後にいたしますが、これは消防保安課にお伺いしたほうがいいんだろうかなと思うんですけども、ここには出ていないんですけども、火災報知器の確保・設置が義務づけられているわけなんですけれども、こういったものの周知とかというものは県として取り組んできたことがあったのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。一義的に全部市町村がやるものかよくわからないんですけど、県として取り組んでいる点があったとすれば、伺いたいと思います。

○山之内消防保安課長 具体的には、県として

取り組んでまいりましたのは、例えば県の広報誌とか、もしくはいろんな県の広報番組等を活用しまして、こういったものを県民に訴えるような題材を扱いながら提供してきたところでございます。ただ、市といたしましては、市町村の消防本部等が中心になって、地域に密着した形で啓発を図っているというのが実情でございます。

○武井委員 わかりました。

○押川主査 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 主要施策の報告書で質問させていただきます。市町村課をお願いします。合併の関係で一つお聞きしますが、市町村合併支援として県単で旧合併三法に基づいての支援ということで、5市町に5億8,100万円の交付をしておられます。あと、新市町村合併支援ということで合併した後の財政を支援するというのもあって、それぞれかなりの額、県単で支援をしているんですけども、当初、合併そのものは国の施策に基づいて進めてきた合併であるんですけども、財政力からいくと、私は、合併をして財政規模は大きくなっても、財政力そのものは強まらないんだということを言ってきたんですけども、合併前、合併後にこれだけ支援をしなければ合併そのものが成り立たないと。合併後も財政的にはますます厳しい状況になっているという状況も見てとれているんですけども、一応今、総務省では合併そのものが終息をするという方向になっているんですけど、そういった意味では、これまでいろんな支援も行ってきた状況の中で、合併した各市町村から意見の聞き取り、状況の聞き取りもされておられるという話があったんですけども、具体的に、相談も含めて、どういう状況なのか、改めてもう一度聞かせていただきたいと思えます。

○**福嶋市町村課課長補佐** 合併後の市町村からの相談等についてでありますけれども、合併後につきましては、今、各市町村とも、財政支援などを生かしまして、合併後のまちづくりに鋭意取り組んでいらっしゃるようです。そういった事業を通しまして、財政の健全化等の相談には随時応じておりますし、実際、美郷町あたりでも、合併はスタートラインであって、これから住民の意識を変えること、職員の意識を変えていくこと、そういったことに取り組みたいというようなお話も聞こえてきております。県としましては、今後とも、財政支援の措置は続きますし、いつでも相談窓口をあけておりますので、そういった形で合併後のまちづくりについて支援していきたいと考えております。

○**前屋敷委員** 合併してもそこで住み続けられたり、利便性がそこに伴わないと、結果的には何のために合併したのかということになってしまうということもあるわけですね。そのところも十分に分析もしていただいて、今後に生かしていかなきゃならないというふうに思っているところです。

市町村合併支援で5市町、新合併したところへの支援で3市とありますが、具体的に自治体名を教えてください。

○**福嶋市町村課課長補佐** まず、市町村合併支援のほうの5市町でございますけれども、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、美郷町となっております。これは平成18年3月31日までに合併を行った旧法下での合併の市町となっております。それと、新市町村合併支援につきましては、新法下で合併した市町ということで、18年度以降になりますけれども、この交付金の対象としては延岡市、日南市、小林市となっております。

○**前屋敷委員** 合併協議会の運営補助の4市町はどこですか。

○**福嶋市町村課課長補佐** 運営費補助につきましては、4市町となっておりますが、宮崎市、小林市、清武町、野尻町となっております。

○**前屋敷委員** わかりました。まだ22年度にも財政支出は続いていきますので、そのところも含めてしっかり見ていく必要があるかというふうに思います。

危機管理課でお願いしたいと思います。実績内容のところ、防災士の派遣10名とありますが、これは、いろんな研修とか講習をしたときへの派遣なのか、自治体あたりに県から常時派遣をするという体制なのか、その辺のところを聞かせてください。

○**金井危機管理課長** これにつきましては、県が行っております自主防災組織リーダー研修会を各市町村6会場でやっておるんですが、これを市町村主体でやっておる所に派遣したりとか、防災士の出前講座とかがありましたら、それにかかわって行っていただくとか、そういう報酬を与えた上での対応をさせていただいているものでございます。

○**前屋敷委員** もう一点ですが、表の上のところに御説明があるんですが、外部からの武力攻撃等から国民を保護する、武力攻撃事態法ということに基づいているんですが、武力攻撃そのものがあつたらいけないわけで、本来ならば、外交でしっかりこういう事態が起きないようにすることがまず前提で、これは国の大きな責任なんですからけれども、しかし、各県に体制整備を要請してきているという状況なんですね。今、この問題も大きく考えなきゃならないことだというふうに思うんですが、具体的には、この体制整備はどういうふうにせよというふうに国が

言っているのでしょうか。

○金井危機管理課長 この体制につきましては、宮崎県の国民保護計画に基づきまして、体制をとらせていただいております。これの先には国の国民保護計画もございまして、これに基づいてやっておるわけなんですけれども、先ほど言われましたとおり、外交が先決でございますけれども、それを踏まえた上での、あくまでも県民の安心・安全を守る、生命を守るという前提でございますので、それに基づいた体制をとっております。

それと、一昨年にごございました北朝鮮からのミサイルの発射等につきましても、24時間ウオッチ体制をとっておりますので、もし、そういう不測の事態が起きた場合には、いち早く安全を確保するという体制をとらせていただいております。ただ、この24時間体制につきましても、災害、津波、大規模な地震も想定しまして、情報の早期入手に努めておるところでございます。以上です。

○前屋敷委員 次に、消防防災課にお願いします。いろいろ御質問も出たところですが、私は、市町村の消防防火施設整備について、④で御説明いただいておりますが、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ等への補助によって整備を促進、これは、それぞれのくらの補助を出しているんですか。

○山之内消防保安課長 平成21年度の消防資機材につきましては、市町村に実績ベースで総額3,284万円余を出しております。その中で、例えば防火水槽ですと21年度は4件、耐震性貯水槽ですと2件、その他消防団員の活動服とか消防用のホース等々に補助率3分の1で支出したところでありませう。

○前屋敷委員 耐震性貯水槽ならかなりの金額

がかかると聞いているんですけれども、補助を出すのは、各自治体から申請に応じて支出するということですか。

○山之内消防保安課長 そのとおりの補助金でございまして、市町村がそれぞれ整備計画もございまして、そういった整備計画にのっとり、市町村のほう申請してきて、それをこちらのほうで審査して認めるというようなシステムでございませう。

○前屋敷委員 各自治体の財政力でかなり整備の状況が違っていると思うんですね。それではなかなか県民全体の安全を守るということにはならないものですから、そういった点では耐震性貯水槽も自治体でかなり整備の状況が違っているかというふうに思うんですが、後で結構ですので、このデータ、数も含めて、県内の実態をお出してください。

○山之内消防保安課長 耐震性貯水槽、これにつきましては、わかっているところを今言わせていただきます。22年の4月1日現在で、県内総数が655でございます。市町村ごとの内訳が必要でしょうか。

○前屋敷委員 全体は大変ですので、後でデータでいただければ。

○山之内消防保安課長 わかりました。では、後ほど、提出いたします。

○前屋敷委員 先ほどお話に出ましたけれども、非常備の常備化というのはどうしても必要だというふうに思いますし、こういった日常的に整備しておかなきゃならないものに対しては、各自治体を調べて一定の整備が図られるような支援、援助が必要かなというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところは勘案をさせていただいて、助言を含めて支援もお願いしたいというふうに思います。

○横田委員 ちょっとだけお尋ねしますけれども、51ページ、危機管理課なんですけれども、平成17年の台風14号、未曾有の大災害が起きたわけなんですけれども、そのときに自主防災組織の結成とか非常に進んで、あれから何年も時がたって、そのときの意識がまだ継続しているかなという不安があるんですけれども、こういった危機管理体制の強化に対する取り組みというのは、県内全市町村満遍なく、温度差なく取り組まれているというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○金丸危機管理課長 基本的には、温度差なく取り組んでいただいておりますが、ただ、自主防災組織の設置基準というのは市町村独自の判断ということになってまいりますので、規約がないと自主防災組織じゃないとか、もし自治防災組織であったとしても、地域の活発な活動がないところが出てきたりしておるものですから、それぞれ市町村による差、もしくは自治公民館の活動の差、リーダー不在のところとか、そういったもろもろの条件でちょっと温度差があるので、毎年10月から11月にかけて各市町村を回りまして、市町村主体となった自治防災組織の活発な活動を促しているところでございます。

○横田委員 私の周りも結構、組織率が高くなってきているんですけれども、組織組織によって取り組みの温度差はあるんですね。災害というのはいつ、どこで起きるかわからないし、常日ごろの備えが一番大事だと思いますので、温度差なく取り組みができるように、また御指導をいただければと思います。

54ページですけれども、表の中ほどに緊急消防援助隊というのがありますけれども、これは具体的にどういう組織なのか、教えていただけ

ないでしょうか。

○山之内消防保安課長 本来、消防につきましては、それぞれ市町村の消防本部ごとに消火等をするわけでございますけれども、非常に大規模な災害等が発生した場合には、例えば宮崎県で大きな火災が発生した場合に、宮崎県の消防力を結集しても、応じられない、そういった場合に、他県から、例えば鹿児島とか熊本、九州全域からそういった大規模な災害等に対して応援・支援に来るということで、それぞれの県が組織している組織でございます。

○横田委員 それは何県か一緒に集まって共同訓練をするとか、そういうこともなされているんですか。

○山之内消防保安課長 九州ブロック単位で毎年、各県持ち回りでそういった訓練を実施しております。これは当然、消防庁の事業にも乗っかかっているんですけれども、毎年そういった訓練を行っておるところでございます。ところが鹿児島、来年が宮崎というふうになっております。

○押川主査 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 関連して、DMATと関連はあるんですか。

○山之内消防保安課長 訓練の中でDMATも関連しているということは私も承知しているんですけれども、それ以上は私もわからないんですが。

○鳥飼委員 DMATについては宮崎県はかなりおこなっていると思っています。医療薬務課と連携をしてやっていただくということになるだろうと思いますけれども、ぜひ、他県におくれないように、よろしく願いいたします。

○押川主査 それでは、よろしいでしょうか。

以上をもちまして総務部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

午後 1 時33分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月 4 日13時30分ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了いたします。

午後 1 時33分散会

平成22年10月4日（月曜日）

午後1時28分再開

出席委員（7人）

主	査	押川	修一郎	
副	主	査	河野	哲也
委	員	横田	照夫	
委	員	松村	悟郎	
委	員	鳥飼	謙二	
委	員	前屋敷	恵美	
委	員	武井	俊輔	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場	輝夫
議事課主査	大下	香

○押川主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 議案第24号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第24号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川主査 挙手多数によって、議案第24号については、原案のとおり認定すべきものと決定

いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の内容として、御要望等があればお伺いしたいと思います。

○押川主査 暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時34分再開

○押川主査 分科会を再開いたします。

ただいま出ている意見を参考にさせていただいて、主査報告を正副主査に御一任いただければでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

以上で分科会を終了いたします。

午後1時34分閉会